新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成26年12月

（第２回訂正分）

株式会社gumi

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年12月９日に関東財務局長に提出し、平成26年12月10日にその届出の効力は生じております。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成26年11月14日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年12月１日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,500,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し12,147,200株（引受人の買取引受による売出し10,367,200株・オーバーアロットメントによる売出し1,780,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成26年12月９日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には＿＿＿を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

２【募集の方法】

平成26年12月９日に決定**された**引受価額**（3,135円）**にて、当社と元引受契約を締結**した**後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額**（発行価格3,300円）**で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定**された**価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「2,244,375,000」を「**2,351,250,000**」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「2,244,375,000」を「**2,351,250,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

５．本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項　３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

６．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）５．の全文削除及び６．７．の番号変更

３【募集の条件】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）１．」を「3,300」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）１．」を「3,135」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）３．」を「1,567.50」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）４．」を「１株につき3,300」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（3,000円～3,300円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、3,300円と決定いたしました。

なお、引受価額は3,135円と決定いたしました。

２．「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（3,300円）と会社法上の払込金額（2,550円）及び平成26年12月９日に決定された引受価額（3,135円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、１株当たりの増加する資本準備金の額は1,567.50円（増加する資本準備金の額の総額2,351,250,000円）と決定いたしました。

４．申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（１株につき3,135円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

７．販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

（注）８．の全文削除

４【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

２．引受人は新株式払込金として、平成26年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（１株につき3,135円）を払込むことといたします。

３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（１株につき165円）の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

１．上記引受人と平成26年12月９日に元引受契約を締結いたしました。

５【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「4,488,750,000」を「4,702,500,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「4,463,750,000」を「4,677,500,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

（２）【手取金の使途】

上記の手取概算額4,677,500千円については、「１　新規発行株式」の（注）３．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限5,580,300千円と合わせて、設備資金として540,000千円を海外拠点の開設・運営にかかる費用に充当（平成27年４月期に180,000千円、平成28年４月期に360,000千円）予定であります。また、2,332,000千円を海外拠点の開設等に伴う開発人員の人件費の増加に充当（平成27年４月期に163,000千円、平成28年４月期に2,169,000千円）予定であります。

残額の7,385,800千円においては、運転資金として、当社グループのサービスを効果的に拡大していくための広告宣伝費に充当（平成27年４月期に2,842,000千円、平成28年４月期に4,543,800千円）予定であります。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成26年12月９日に決定された引受価額（3,135円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第２　売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格3,300円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「32,656,680,000」を「34,211,760,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「32,656,680,000」を「34,211,760,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

３．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２．に記載した振替機関と同一であります。

４．本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

５．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）３．４．の全文削除及び５．６．７．の番号変更

２【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）１．（注）２．」を「3,300」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）２．」を「3,135」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）２．」を「**１株につき3,300**」に訂正
「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）３．」を「**（注）３．**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

２．売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一**の理由により決定いたしました。**ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一**の理由により決定いたしました。**

３．**引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。**
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額**（１株につき165円）**の総額は引受人の手取金となります。

４．上記引受人と**平成26年12月９日**に元引受契約を締結**いたしました。**

３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「5,607,000,000」を「**5,874,000,000**」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「5,607,000,000」を「**5,874,000,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果、**野村證券株式会社が行う売出しであります。

５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２．に記載した振替機関と同一であります。

（注）５．の全文削除及び６．の番号変更

４【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）１．」を「**3,300**」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）１．」を「**１株につき3,300**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一**の理由により、平成26年12月９日に決定いたしました。**ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である國光宏尚（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成26年11月14日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式1,780,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式　1,780,000株
(2)	募集株式の払込金額	１株につき2,550円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	**増加する資本金の額2,790,150,000円（１株につき金1,567.50円）** **増加する資本準備金の額2,790,150,000円（１株につき金1,567.50円）**
(4)	払込期日	平成27年１月16日（金）

（注）　割当価格は、平成26年12月９日に決定**された**「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額**（3,135円）**と**同一であります。**

（以下省略）

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成26年12月

（第１回訂正分）

株式会社gumi

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年12月１日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成26年11月14日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,500,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成26年12月１日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し12,147,200株（引受人の買取引受による売出し10,367,200株・オーバーアロットメントによる売出し1,780,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、また、第２四半期連結会計期間（平成26年８月１日から平成26年10月31日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成26年５月１日から平成26年10月31日まで）の四半期連結財務諸表について、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく四半期レビュー報告書を受領したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。
（ただし、「第二部　企業情報　第５　経理の状況　１　連結財務諸表等」については_____罫を省略し、明朝体で表記しております。）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

２．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

３．上記とは別に、平成26年11月14日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,780,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

（注）２．の全文削除及び３．４．の番号変更

2【募集の方法】

平成26年12月９日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成26年12月１日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（2,550円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「4,207,500,000」を「3,825,000,000」に訂正
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「2,351,250,000」を「2,244,375,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「4,207,500,000」を「3,825,000,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「2,351,250,000」を「2,244,375,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
５．仮条件（3,000円～3,300円）の平均価格（3,150円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は4,725,000,000円となります。

3【募集の条件】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）２．」を「2,550」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、3,000円以上3,300円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年12月９日に引受価額と同時に決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
①海外展開の実績があり、今後もパブリッシングサービスの展開により、業績の拡大が見込めること。
②グローバルでの開発体制が構築できていること。
③ゲーム業界の業績見通しは不確実性が高いこと。
以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は3,000円から3,300円の範囲が妥当であると判断いたしました。
２．「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（2,550円）及び平成26年12月９日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
８．引受価額が会社法上の払込金額（2,550円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村證券株式会社1,203,500、三菱ＵＦＪモルガン･スタンレー証券株式会社118,600、ＳＭＢＣ日興証券株式会社118,600、マネックス証券株式会社59,300」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．上記引受人と発行価格決定日（平成26年12月９日）に元引受契約を締結する予定であります。
２．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
（注）１．の全文削除及び２．３．の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「4,702,500,000」を「4,488,750,000」に訂正
「差引手取概算額（円）」の欄：「4,677,500,000」を「4,463,750,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（3,000円～3,300円）の平均価格（3,150円）を基礎として算出した見込額であります。

（2）【手取金の使途】

上記の手取概算額4,463,750千円については、「１　新規発行株式」の（注）３．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限5,326,650千円と合わせて、設備資金として540,000千円を海外拠点の開設・運営にかかる費用に充当（平成27年４月期に180,000千円、平成28年４月期に360,000千円）予定であります。また、2,332,000千円を海外拠点の開設等に伴う開発人員の人件費の増加に充当（平成27年４月期に163,000千円、平成28年４月期に2,169,000千円）予定であります。

残額の6,918,400千円においては、運転資金として、当社グループのサービスを効果的に拡大していくための広告宣伝費に充当（平成27年４月期に2,842,000千円、平成28年４月期に4,076,400千円）予定であります。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「34,211,760,000」を「32,656,680,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「34,211,760,000」を「32,656,680,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

３．売出価額の総額は、**仮条件（3,000円～3,300円）の平均価格（3,150円）で算出した見込額であります。**

５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２．に記載した振替機関と同一であります。

３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「5,874,000,000」を「5,607,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「5,874,000,000」を「5,607,000,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

５．売出価額の総額は、**仮条件（3,000円～3,300円）の平均価格（3,150円）で算出した見込額であります。**

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２．に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である國光宏尚（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成26年11月14日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式1,780,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式　1,780,000株
(2)	募集株式の払込金額	**１株につき2,550円**
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　（注）
(4)	払込期日	平成27年１月16日（金）

（注）　割当価格は、平成26年12月９日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注）１．の全文及び２．の番号削除

（以下省略）

第二部【企業情報】

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

（省略）

第８期第２四半期連結累計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年10月31日）

当第２四半期連結累計期間における我が国経済は、平成26年４月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動による経済の停滞が一服し、経済政策・金融緩和政策等により、円安傾向及び株価回復の兆候も見られ、緩やかに回復傾向で推移しました。

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界におきましては、携帯電話の出荷台数のうちスマートフォンの出荷台数が占める割合が高い水準を維持しております。スマートフォンの普及により今後も国内・海外において、スマートフォン向けネイティブアプリ市場の拡大が見込まれています。

当社グループにおきましては、引き続きネイティブアプリの開発・運営に経営資源を集中することで、世界中のネイティブアプリ市場のシェアの拡大に取り組んでまいりました。世界各国でヒットしている「ブレイブ　フロンティア」についてはダウンロード数が拡大し、売上が堅調に推移しました。

以上の結果、当第２四半期連結累計期間の売上高は13,996,692千円、営業利益は1,162,241千円、経常利益は1,066,360千円、四半期純利益は458,524千円となりました。

なお、当社はモバイルオンラインゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

（省略）

第８期第２四半期連結累計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年10月31日）

当第２四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は13,232,895千円となりました。当第２四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第２四半期連結累計期間において営業活動の結果獲得した資金は1,237,764千円となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益1,066,360千円の計上、売上債権の126,049千円の減少並びに仕入債務の119,672千円の増加による資金獲得によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第２四半期連結累計期間において投資活動の結果支出した資金は545,010千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出115,984千円及び、無形固定資産の取得による支出183,849千円並びに投資有価証券の取得による支出130,376千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第２四半期連結累計期間において財務活動の結果獲得した資金は10,001,399千円となりました。これは主に第三者割当増資による株式の発行による収入8,301,399千円及び、短期借入金の増加による収入1,700,000千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(3) 販売実績

第７期連結会計年度及び**第８期第２四半期連結累計期間**における配信ゲームコンテンツの言語別・種類別の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループはモバイルオンラインゲーム事業の単一セグメントであります。

配信ゲームコンテンツの言語	第７期連結会計年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）		**第８期第２四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年10月31日）**
	販売高（千円）	前年同期比（%）	販売高（千円）
日本語	7,757,026	141.0	**7,666,797**
海外言語	3,435,821	23,151.9	**6,329,895**
合計	11,192,848	202.9	**13,996,692**

配信ゲームコンテンツの種類		第７期連結会計年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）		**第８期第２四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年10月31日）**
		販売高（千円）	前年同期比（%）	販売高（千円）
オリジナル	ネイティブアプリ	7,017,362	36,005.7	**12,106,210**
	ブラウザゲーム	3,629,727	66.0	**1,415,728**
パブリッシュ		545,758	－	**474,754**
合計		11,192,848	202.9	**13,996,692**

（注）１．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第６期連結会計年度 （自　平成24年５月１日 至　平成25年４月30日）		第７期連結会計年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）		**第８期第２四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年10月31日）**	
	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）
Google Inc.	－	－	4,185,213	37.4	**6,671,253**	**47.7**
Apple Inc.	－	－	2,974,161	26.6	**4,936,473**	**35.3**
グリー株式会社	3,939,788	71.4	3,137,794	28.0	－	－
エレクトロニック・アーツ株式会社	1,097,627	19.9	－	－	－	－

３．Apple Inc.、Google Inc.及びグリー株式会社は決済代行事業者であり、ユーザーからの代金回収を代行しております。

４．第６期連結会計年度のGoogle Inc.及びApple Inc.に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

５．第７期連結会計年度のエレクトロニック・アーツ株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

６．**第８期第２四半期連結累計期間**のグリー株式会社及びエレクトロニック・アーツ株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

７．第７期連結会計年度においてApple Inc.及びGoogle Inc.への販売が増加しておりますが、これはスマートフォン向けのネイティブアプリサービスの売上が増加したことによります。

８．第７期連結会計年度及び**第８期第２四半期連結累計期間**においてグリー株式会社への販売が減少しておりますが、これはブラウザゲームサービスの売上が減少したことによります。

4【事業等のリスク】

(1) 事業内容に関するリスクについて

② 事業のリスクについて

ハ 特定のコンテンツへの依存について

当社グループのネイティブアプリ「ブレイブ フロンティア」の国内・海外の合計売上高が売上高実績に占める割合は、第７期連結会計年度において59.2%、**第８期第２四半期連結累計期間**においては**79.7%**を占めており、当該コンテンツに売上が集中している状況であります。そのため、提供期間の長期化等の要因により「ブレイブ フロンティア」のコンテンツ力が低下した場合、当社グループの経営成績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 財政状態の分析

（省略）

第８期第２四半期連結累計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年10月31日）

当第２四半期連結会計期間末の総資産は16,897,959千円となり、前連結会計年度末比11,366,289千円増加いたしました。主な内訳は、現金及び預金が10,754,979千円増加したことによるものであります。

負債は4,587,130千円となり、前連結会計年度末比2,552,941千円増加いたしました。主な内訳は、買掛金が123,742千円、短期借入金が1,700,000千円、未払法人税等が555,020千円増加したことによるものであります。

純資産は12,310,829千円となり、前連結会計年度末比8,813,347千円増加いたしました。なお、自己資本比率は72.3%となりました。

(3) 経営成績の分析

（省略）

第８期第２四半期連結累計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年10月31日）

売上高は、13,996,692千円となりました。主な要因は、当社子会社の株式会社エイリムが開発・運営するネイティブアプリ「ブレイブ フロンティア」の課金収入が堅調に推移したこと、特に新規に欧州へリリースをしたことによります。

売上原価は、8,485,599千円となりました。主な要因は、課金収入増加に伴う支払手数料及び業務拡大による人員の増加による人件費、外注費によるものです。

販売費及び一般管理費は、4,348,852千円となりました。主な要因は、広告宣伝費、拠点数増加・拡大による従業員増加に伴う人件費及び採用活動の推進に伴う紹介会社手数料等によるものです。

営業外収益は、27,626千円となりました。主な要因は、補助金収入によるものです。営業外費用は、123,507千円となりました。主な要因は、新株発行に伴う株式交付費の発生及び為替差損益によるものであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

(省略)

第８期第２四半期連結累計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年10月31日）

当第２四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は13,232,895千円となりました。当第２四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第２四半期連結累計期間において営業活動の結果獲得した資金は1,237,764千円となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益1,066,360千円の計上、売上債権の126,049千円の減少並びに仕入債務の119,672千円の増加による資金獲得によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第２四半期連結累計期間において投資活動の結果支出した資金は545,010千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出115,984千円及び、無形固定資産の取得による支出183,849千円並びに投資有価証券の取得による支出130,376千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第２四半期連結累計期間において財務活動の結果獲得した資金は10,001,399千円となりました。これは主に第三者割当増資による株式の発行による収入8,301,399千円及び、短期借入金の増加による収入1,700,000千円によるものであります。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

(省略)

第８期第２四半期連結累計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年10月31日）

当第２四半期連結累計期間の設備投資につきましては、金額の重要性が低いため、記載を省略いたします。なお、当第２四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

第５【経理の状況】

２．監査証明について

(省略)

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２四半期連結会計期間（平成26年８月１日から平成26年10月31日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成26年５月１日から平成26年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（省略）

【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

	当第２四半期連結会計期間 （平成26年10月31日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	13,232,895
売掛金	1,897,748
その他	353,116
流動資産合計	15,483,760
固定資産	
有形固定資産	266,475
無形固定資産	
のれん	267,704
その他	203,316
無形固定資産合計	471,021
投資その他の資産	676,702
固定資産合計	1,414,199
資産合計	16,897,959
負債の部	
流動負債	
買掛金	572,670
短期借入金	2,500,000
未払法人税等	632,576
その他	808,283
流動負債合計	4,513,530
固定負債	
資産除去債務	57,264
繰延税金負債	16,335
固定負債合計	73,600
負債合計	4,587,130
純資産の部	
株主資本	
資本金	6,481,734
資本剰余金	6,471,734
利益剰余金	△840,377
株主資本合計	12,113,091
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	4,025
為替換算調整勘定	98,384
その他の包括利益累計額合計	102,410
少数株主持分	95,327
純資産合計	12,310,829
負債純資産合計	16,897,959

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

（省略）

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第２四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	当第２四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年10月31日）
売上高	13,996,692
売上原価	8,485,599
売上総利益	5,511,093
販売費及び一般管理費	※1 4,348,852
営業利益	1,162,241
営業外収益	
受取利息及び配当金	601
経営指導料	4,800
消費税等免除益	3,496
補助金収入	15,187
その他	3,541
営業外収益合計	27,626
営業外費用	
支払利息	11,713
為替差損	57,425
株式交付費	29,156
持分法による投資損失	25,211
営業外費用合計	123,507
経常利益	1,066,360
税金等調整前四半期純利益	1,066,360
法人税、住民税及び事業税	605,958
法人税等調整額	△2,344
法人税等合計	603,614
少数株主損益調整前四半期純利益	462,745
少数株主利益	4,221
四半期純利益	458,524

【四半期連結包括利益計算書】

【第２四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	当第２四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年10月31日）
少数株主損益調整前四半期純利益	462,745
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	270
為替換算調整勘定	20,776
その他の包括利益合計	21,046
四半期包括利益	483,792
（内訳）	
親会社株主に係る四半期包括利益	481,419
少数株主に係る四半期包括利益	2,372

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（省略）

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当第２四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年10月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,066,360
減価償却費	47,179
のれん償却額	34,454
受取利息及び受取配当金	△601
支払利息	11,713
為替差損益（△は益）	△10,813
補助金収入	△15,187
株式交付費	29,156
持分法による投資損益（△は益）	25,211
売上債権の増減額（△は増加）	126,049
仕入債務の増減額（△は減少）	119,672
未払金の増減額（△は減少）	23,232
未払消費税等の増減額（△は減少）	68,240
その他	△229,613
小計	1,295,055
利息及び配当金の受取額	601
利息の支払額	△11,367
補助金の受取額	15,187
法人税等の支払額	△61,712
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,237,764
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	7,523
有形固定資産の取得による支出	△115,984
無形固定資産の取得による支出	△183,849
投資有価証券の取得による支出	△130,376
出資金の払込による支出	△75,730
敷金及び保証金の差入による支出	△75,625
敷金及び保証金の返還による収入	29,033
投資活動によるキャッシュ・フロー	△545,010
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	1,700,000
株式の発行による収入	8,301,399
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,001,399
現金及び現金同等物に係る換算差額	30,759
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	10,724,913
現金及び現金同等物の期首残高	2,470,392
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	37,589
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 13,232,895

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

当第２四半期連結累計期間より、gumi Canada,Inc.及びgumi Sweden ABを新規設立し、また、台灣谷米數位科技有限公司及びgumi America,Inc.は重要性が増したことにより、連結範囲に含めております。

（四半期連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第２四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年10月31日）
広告宣伝費	3,459,045千円
給料手当	201,198 〃
採用費	106,471 〃

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当第２四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年10月31日）
現金及び預金	13,232,895千円
現金及び現金同等物	13,232,895千円

（株主資本等関係）

当第２四半期連結累計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年10月31日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当第２四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

当社は、平成26年６月６日付で3,446,546千円、平成26年７月４日付で1,553,920千円、平成26年９月24日付で3,330,090千円の第三者割当増資の払込を受けました。この結果、当第２四半期連結累計期間において資本金が4,165,278千円、資本準備金が4,165,278千円増加し、当第２四半期連結会計期間末において資本金が6,481,734千円、資本剰余金が6,471,734千円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第２四半期連結累計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年10月31日）

当社グループは、モバイルオンラインゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	当第２四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年10月31日）
１株当たり四半期純利益金額	19.55円
（算定上の基礎）	
四半期純利益金額（千円）	458,524
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	458,524
普通株式の期中平均株式数（株）	23,449,586
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．当社は、平成26年７月15日開催の当社取締役会決議に基づき、平成26年８月１日付で普通株式１株につき500株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

公募による新株式の発行、株式の売出し及び第三者割当増資による新株式の発行

当社は平成26年11月14日付で株式会社東京証券取引所から上場承認を受け、平成26年12月18日に東京証券取引所への上場を予定しております。当社はこの上場に当たって、平成26年11月14日開催の取締役会において、以下のとおり公募による新株式の発行、株式の売出し及び第三者割当増資による新株式の発行を決議いたしました。

(1) 公募による新株式の発行

① 募集方法

一般募集（ブックビルディング方式による募集）

② 発行する株式の種類及び数

普通株式　1,500,000株

③ 発行価格

未定

④ 引受価額

未定

⑤ 資本金組入額

未定

⑥ 発行価格の総額

未定

⑦ 引受価額の総額

未定

⑧ 資本金組入額の総額

未定

⑨ 払込期日

平成26年12月17日

⑩ 株式受渡期日

平成26年12月18日

⑪ 調達資金の使途

海外拠点の開設・運営にかかる費用及び開発人員の増加に伴う人件費並びに当社グループのサービスを効果的に拡大していくための広告宣伝費に充当予定です。

なお、発行価格は、平成26年12月１日の取締役会において仮条件価格帯を決定し、平成26年12月９日にブックビルディング方式により決定する予定であります。

また、発行価格の総額及び引受価額の総額、資本金組入額の総額については、平成26年12月９日に確定致します。

(2) 引受人の買取引受による株式売出し

① 売出株式の数

普通株式　10,367,200株

② 株式受渡期日

平成26年12月18日

なお、引受人の買取引受による株式売出しの売出価格については、(1)③発行価格と同一になります。

(3) オーバーアロットメントによる株式売出し

オーバーアロットメントによる株式売出しは、公募並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う株式売出しであります。したがって、以下の売出株式の数は上限売出株式の数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

① 売出株式の数

普通株式　1,780,000株

② 株式受渡期日

平成26年12月18日

なお、オーバーアロットメントによる株式売出しの売出価格については、(1)③発行価格と同一になります。

(4) 第三者割当増資による新株式の発行

当社株主より当社普通株式を借入れた野村證券株式会社が売出人となる、(3)のオーバーアロットメントによる株式売出しに伴い、第三者割当増資による新株式の発行決議を行っております。

① 発行する株式の種類及び数
普通株式　1,780,000株

② 割当価格
未定

③ 資本金組入額
未定

④ 割当価格の総額
未定

⑤ 資本金組入額の総額
未定

⑥ 申込期日
平成27年１月15日

⑦ 払込期日
平成27年１月16日

⑧ 割当先
野村證券株式会社

⑨ 調達資金の使途
海外拠点の開設・運営にかかる費用及び開発人員の増加に伴う人件費並びに当社グループのサービスを効果的に拡大していくための広告宣伝費に充当予定です。

なお、割当価格については、(1)③発行価格と同時に平成26年12月９日に決定する予定であり、割当価格の総額及び資本金組入額の総額については、平成26年12月９日に確定致します。

また、(3)のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止される場合は、本第三者割当増資による新株式の発行は中止されます。なお、申込期日までに申込みのないものについては、株式の発行を打ち切ることとなります。

（２）【その他】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年12月１日

株式会社ｇｕｍｉ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百井　俊次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長南　伸明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ｇｕｍｉの平成26年５月１日から平成27年４月30日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間（平成26年８月１日から平成26年10月31日まで）及び第２四半期連結累計期間（平成26年５月１日から平成26年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ｇｕｍｉ及び連結子会社の平成26年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年11月14日開催の取締役会において公募による新株式の発行、株式の売出し及び第三者割当増資による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成26年11月

株式会社gumi

1.　この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式4,207,500千円（見込額）の募集及び株式34,211,760千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式5,874,000千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第５条により有価証券届出書を平成26年11月14日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

　したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

　なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2.　この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部　特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ｇｕｍｉ

東京都新宿区西新宿四丁目34番7号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概況

当社グループは、「エンターテイメントを通じて世界共通の話題を提供し、人と人との関係を繋ぐことで、日々の生活に新しい楽しさと豊かさを提供する」をミッションに、情報革命時代を代表する世界No.1エンターテイメント企業になることを経営ビジョンとして、グローバル産業となりつつあるモバイルオンラインゲームの開発・運営に特化して事業を行っております。

年齢、性別、国籍を問わないユーザー間のコミュニケーションを可能とする革新的なモバイルサービスを世界各国のユーザーに提供することで、当社グループはそのミッション・ビジョンを体現してまいります。

現在、当社グループでは、国内開発子会社3社に加え、アジア（韓国、中国、シンガポール、台湾）・欧米（米国、フランス、カナダ、スウェーデン）に海外開発子会社を設け、既に複数のゲームコンテンツを開発・運営できる体制を構築しております。

＜当社グループのサービスと開発・運営子会社展開地域＞

2. 事業の内容

現在、当社グループでは以下3つのサービスを展開しております。

（1）ネイティブアプリサービス

Google Inc.が運営する「Google Play」やApple Inc.が運営する「App Store」などのモバイルアプリ配信プラットフォームにゲームコンテンツを提供するサービス。平成26年10月末時点でリリースしているタイトル数は17本、累計ダウンロード数は2,215万件となっております。

（2）ブラウザゲームサービス

グリー株式会社が運営する「GREE」や株式会社ディー・エヌ・エーが運営する「Mobage」などのモバイル・ソーシャル・ネットワーキング・サービスにゲームコンテンツを提供するサービス。平成26年10月末時点でリリースしているタイトル数は6本、累計登録者数は323万件となっております。

（3）パブリッシングサービス

他社が開発するヒットゲームに対し、当社グループの海外拠点網を活用したゲームコンテンツのローカライズ（言語・内容の現地最適化）を行い、当社グループの保有するグローバルな販路の提供やユーザーベースを用いた送客を行うなど、ゲームコンテンツの多国展開機能を提供するサービス。平成26年10月末時点でリリースしているタイトル数は6本、累計ダウンロード数は844万件となっております。

各サービスの主要タイトル等は以下のとおりです。各サービスにおいて提供するゲームコンテンツはいずれもプレイ自体は無料で行うことができますが、ゲーム内の一部のアイテム等を有料で提供することで課金を行うビジネスモデルとなっております。

（1）ネイティブアプリサービス　主要タイトル

「ブレイブ フロンティア」

ファンタジー世界を舞台にした、キャラクターの育成とバトル、シナリオが楽しめる本格オンラインRPG。平成25年7月以降日本語版を「App Store」、「Google Play」向けに配信しております。また、同年10月には韓国語版、11月には英語版、さらに平成26年5月には欧州版の配信を開始し、累計ダウンロード数は平成26年10月末時点で日本語版408万件、海外言語版1,378万件となっております。

（2）ブラウザゲームサービス　主要タイトル

「ドラゴンジェネシス」

壮大でファンタジックなシナリオと世界観が特徴のカードバトルRPG。平成25年4月以降「GREE」、「Mobage」及び「dゲーム」向けに配信しており、累計登録者数は平成26年10月末時点で88万件となっております。

（3）パブリッシングサービス　主要タイトル／配信決定タイトル

「パズルボブル」

株式会社タイトーの開発した「パズルボブル」を当社グループでローカライズを行い、平成26年5月以降韓国語版を「Kakao Talk」向けに配信しており、累計ダウンロード数は平成26年10月末時点で323万件となっております。また、当社グループによる同タイトルの北米配信に関する契約を締結しております。

配信決定タイトル

平成26年6月に株式会社セガネットワークスと資本業務提携を締結しており、同社が国内で展開している複数タイトルを当社グループで世界各国に配信していく予定です。第1弾として、「チェインクロニクル」の配信が決定しております。

3. 当社グループの強み及び成長戦略

当社グループでは、モバイルオンラインゲームのグローバルな配信体制の構築により、当社のゲームコンテンツを世界各国へ提供していくことに加え、他社が開発する国内・海外の良質なゲームコンテンツを世界各国に配信していくことが重要な課題であると考えております。

従って当社グループでは、開発・ローカライズ・配信拠点の拡充、プラットフォームやマーケティングパートナーとの連携、世界各国のゲーム開発会社との提携及び有名IPの活用等を積極的に推し進めていく方針であります。当社グループの強み・成長戦略は以下のとおりです。

強み

（1）モバイルオンラインゲームの開発力

- ✓ 国内・海外における専門性の高い人材の確保
- ✓ 世界各国に独立した開発拠点を有することに伴う地産地消のコンテンツ開発体制

（2）世界各国に向けたモバイルオンラインゲームの配信ノウハウ

- ✓ 各国のユーザー嗜好や通信環境等を踏まえたローカライズによる世界各国への配信ノウハウ
- ✓ 綿密なユーザー分析等に基づく各国における最適なマーケティング及びユーザーサポート体制

（3）グローバルでのパートナーシップ

- ✓ LINE株式会社、株式会社セガネットワークス、Ankama Games SAS（フランス）、盛大遊戯有限公司（中国）及び株式会社フジ・メディア・ホールディングスとのコンテンツ開発・配信に関する戦略的なアライアンス

成長戦略

当社グループでは、今後も世界的な市場規模の拡大が期待されるモバイルオンラインゲーム市場での競争優位性を確保すべく、ネイティブアプリサービス及びパブリッシングサービスの拡大に注力し、世界各国への良質なゲームコンテンツの提供を加速させてまいります。

あわせて、以下のとおり4つの領域のコンテンツにてバランスのとれたポートフォリオを構築し、高い収益力と強固な財務基盤を実現させ継続的な成長を図ってまいります。

【ネイティブアプリサービス】

●オリジナルコンテンツ

長期間の開発が必要となりヒットの確率が相対的に低いものの、ヒットした場合には高い収益性が見込まれるハイリスク・ハイリターンのコンテンツ

●IPコンテンツ

有名なIPを活用し、当社グループにて開発を行うミドルリスク・ミドルリターンのコンテンツ

●リアルグラフ向けコンテンツ

「LINE」「Kakao Talk」など、大規模なユーザーベースを有するソーシャルメディア向けのミドルリスク・ミドルリターンのコンテンツ

【パブリッシングサービス】

●パブリッシングコンテンツ

短期間の開発が可能となりヒットの確率が相対的に高く、安定した収益性が見込まれるローリスク・ローリターンのコンテンツ

4. 売上高構成

●サービス別売上高構成

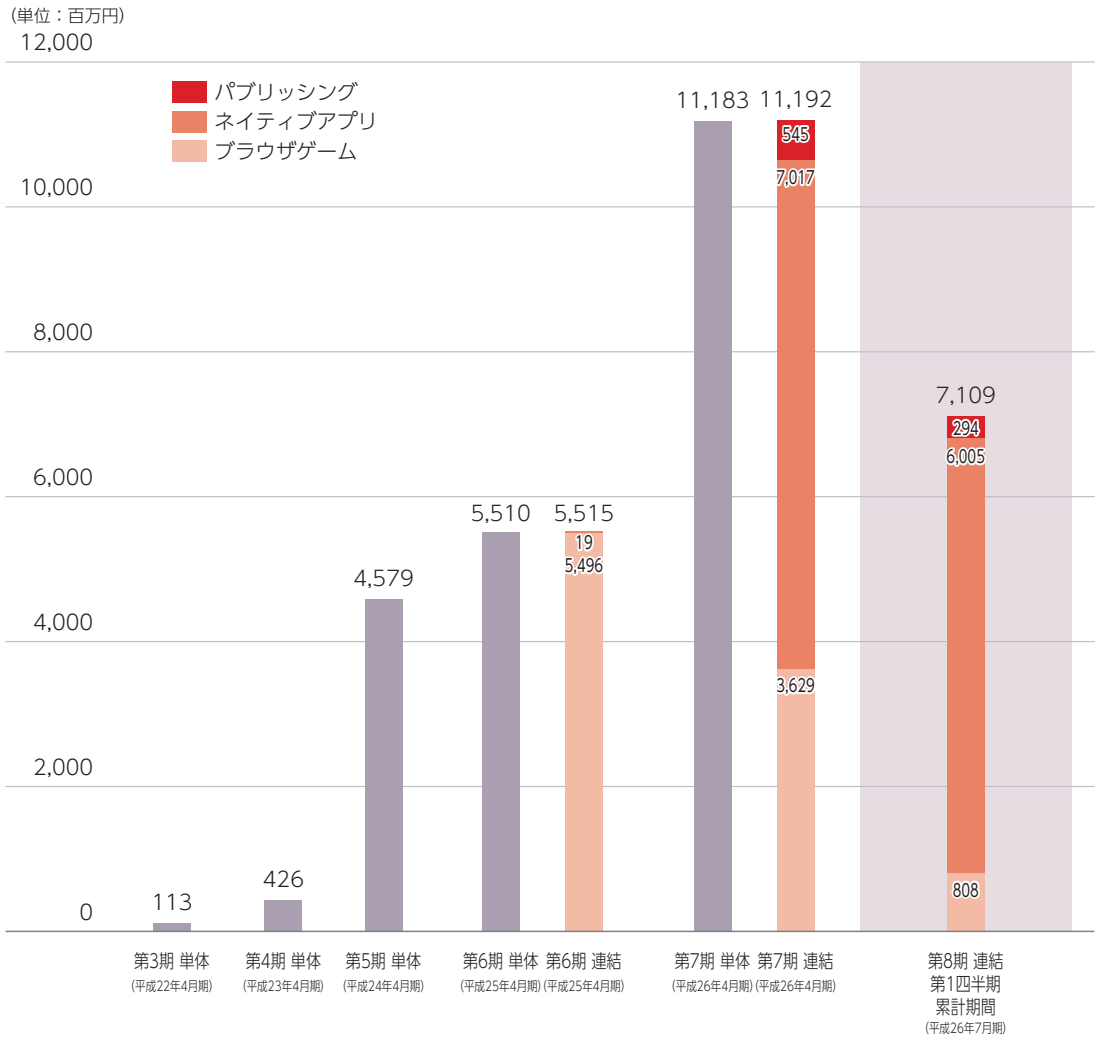

●日本語・海外言語別売上高比率

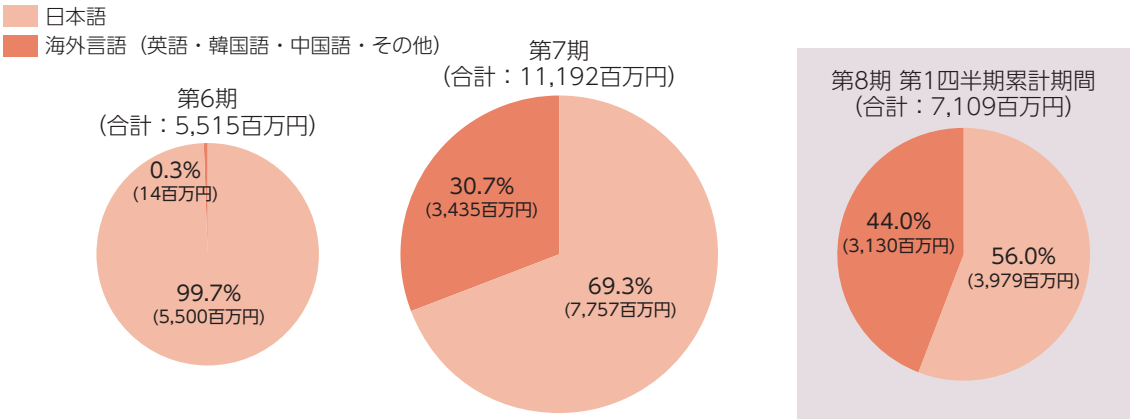

5. 業績及び財政状況の推移

【連結経営指標等】

回次		第6期	第7期	第8期 第1四半期
決算年月		平成25年4月	平成26年4月	平成26年7月
売上高	(千円)	5,515,665	11,192,848	7,109,378
経常利益 又は経常損失(△)	(千円)	△1,188,318	△168,989	776,499
四半期純利益 又は当期純損失(△)	(千円)	△1,343,501	△184,563	299,019
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	△1,290,713	△154,942	299,466
純資産額	(千円)	1,668,168	3,497,481	8,792,662
総資産額	(千円)	2,874,969	5,531,670	13,422,879
1株当たり純資産額	(円)	91.62	171.99	―
1株当たり四半期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	(円)	△83.89	△10.83	14.12
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	57.7	61.5	64.9
自己資本利益率	(%)	―	―	―
株価収益率	(倍)	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,180,822	△933,623	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△290,986	△357,081	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	804,898	1,894,379	―
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高	(千円)	1,850,017	2,470,392	10,045,522
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員)	(名)	521 (50)	635 (50)	― (―)

(注) 1. 当社は、第6期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、第6期及び第7期は1株当たり当期純損失であり、また、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、第8期第1四半期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 第6期及び第7期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は、正社員のほか契約社員を含み、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、（ ）内に臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均人数を外数で記載しております。
7. 第6期及び第7期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第8期第1四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
8. 第6期は、モバイルオンラインゲーム市場が、携帯電話のブラウザ上で提供されるブラウザゲームからスマートフォンのアプリストアからダウンロードして利用するネイティブアプリにシフトするとの判断から、国内の開発体制を大幅に見直すとともにグローバルでの開発体制の構築に取り組みましたが、既存のブラウザゲームでの売上の伸びが鈍化する中で人件費等のコストが膨らみ、経常損失は1,188,318千円となりました。また第7期は、ネイティブアプリ「ブレイブ フロンティア」がヒットし売上は大きく拡大しましたが、グローバルでの開発体制強化のためのコストが先行する形となり、経常損失は168,989千円となりました。
9. 第8期第1四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、四半期包括利益、1株当たり四半期純利益金額については、第8期第1四半期累計期間の数値を、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第8期第1四半期会計期間末の数値を記載しております。
10. 当社は、平成26年8月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり四半期純利益金額又は当期純損失金額（△）を算定しております。

【提出会社の経営指標等】

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月
売上高	(千円)	113,070	426,449	4,579,540	5,510,575	11,183,342
経常利益 又は経常損失(△)	(千円)	12,445	△315,630	856,429	△1,124,203	△344,878
当期純利益 又は当期純損失(△)	(千円)	12,179	△324,879	608,085	△1,266,487	△317,983
資本金	(千円)	65,000	368,750	1,368,800	1,368,800	2,316,456
発行済株式総数 普通株式 A種優先株式	(株) (株)	420 –	725 110	32,042 3,850	32,042 3,850	37,351 3,850
純資産額	(千円)	72,797	355,418	2,963,603	1,693,734	3,277,518
総資産額	(千円)	116,155	466,044	3,632,636	3,113,797	5,493,696
1株当たり純資産額	(円)	173,328.40	224,715.03	86,483.48	93.76	165.19
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	(円)	29,511.83	△606,723.27	21,461.88	△79.08	△18.66
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	–	–	–	–	–
自己資本比率	(%)	62.7	76.3	81.6	54.4	59.7
自己資本利益率	(%)	17.7	–	36.6	–	–
株価収益率	(倍)	–	–	–	–	–
配当性向	(%)	–	–	–	–	–
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員)	(名)	23 (2)	77 (6)	174 (10)	280 (27)	227 (20)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第3期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第4期、第6期及び第7期は1株当たり当期純損失であり、また、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第5期は、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 第4期、第6期及び第7期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は、正社員のほか契約社員を含み、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であり、(　) 内に臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均人数を外数で記載しております。
6. 第6期及び第7期の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第3期、第4期及び第5期の財務諸表については、監査を受けておりません。
7. 第4期は、下期後半にヒットゲームが出たものの人件費及び開発費用の負担が大きく、経常損失315,630千円となりました。
8. 第6期は、モバイルオンラインゲーム市場が、携帯電話のブラウザ上で提供されるブラウザゲームからスマートフォンのアプリストアからダウンロードして利用するネイティブアプリにシフトするとの判断から、国内の開発体制を大幅に見直すとともにグローバルでの開発体制の構築に取り組みましたが、既存のブラウザゲームでの売上の伸びが鈍化する中で人件費等のコストが膨らみ、経常損失は1,124,203千円となりました。また第7期は、ネイティブアプリ「ブレイブ フロンティア」がヒットし売上は大きく拡大しましたが、グローバルでの開発体制強化のためのコストが先行する形となり、経常損失は344,878千円となりました。
9. 当社は、平成26年8月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。
10. 平成26年7月14日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、すべてのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。またその後平成26年7月15日付で当該A種優先株式を消却しております。
11. 当社は平成23年7月30日付で株式1株につき35株の株式分割を行い、また平成26年8月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月
1株当たり純資産額	(円)	9.90	12.84	172.97	93.76	165.19
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額(△)	(円)	1.69	△34.67	42.92	△79.08	△18.66
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	–	–	–	–	–
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)

■売上高

（単位：百万円）

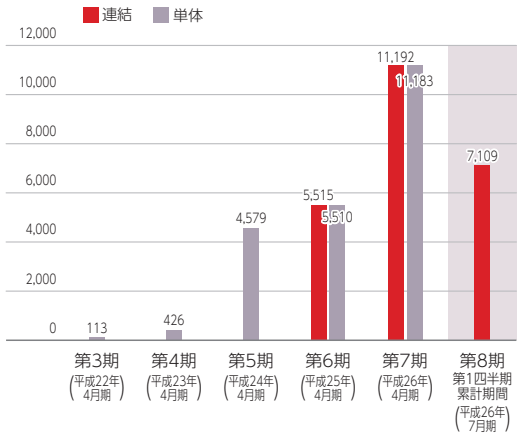

■純資産額／総資産額

（単位：百万円）

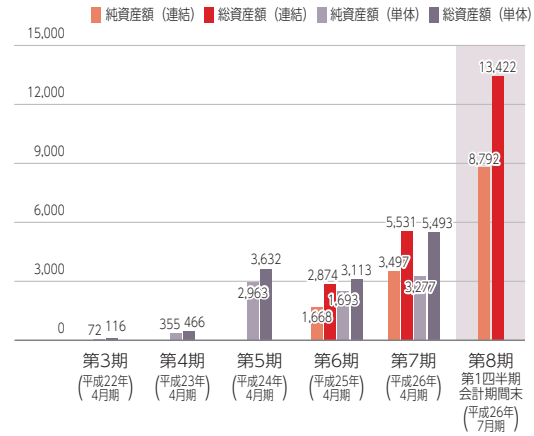

■経常利益又は経常損失（△）

（単位：百万円）

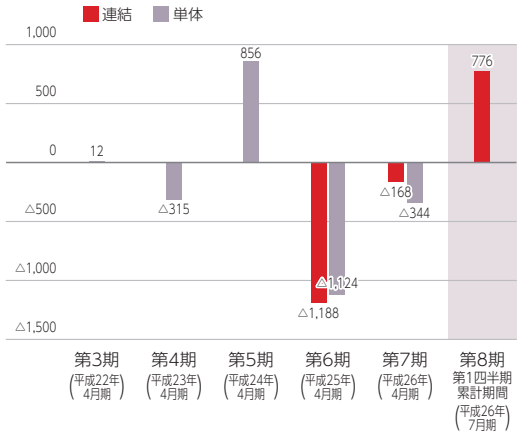

■１株当たり純資産額

（単位：円）

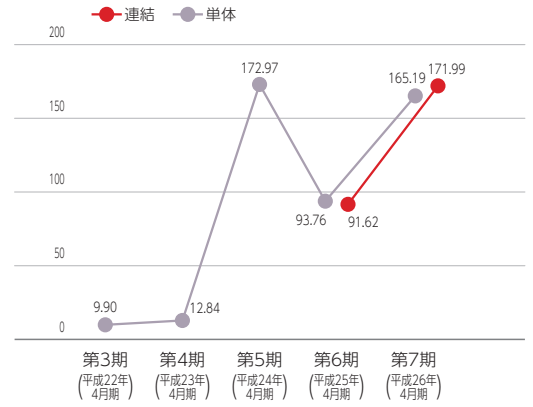

■当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)

（単位：百万円）

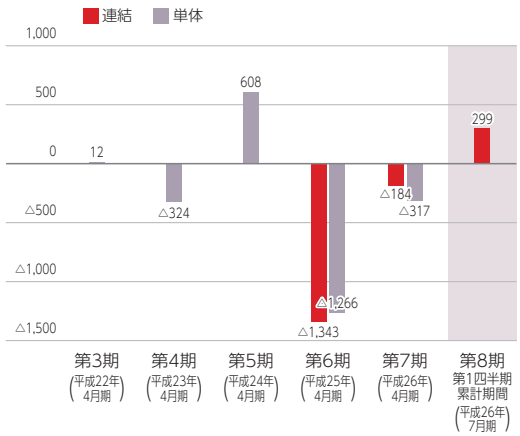

■１株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)

（単位：円）

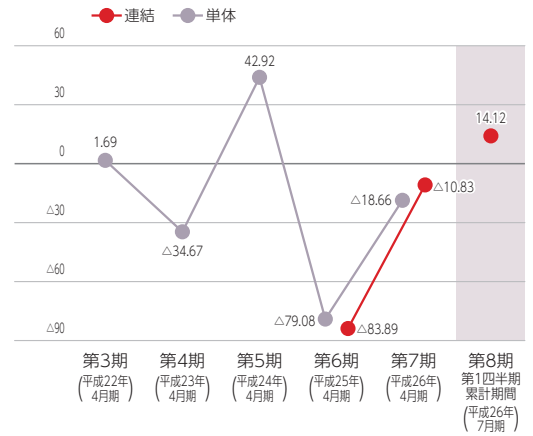

（注）当社は平成23年7月30日付で株式1株につき35株の株式分割を行い、また平成26年8月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額（△）」の各グラフでは、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

目次

頁

表紙
第一部　証券情報 …… 1
第１　募集要項 …… 1
１．新規発行株式 …… 1
２．募集の方法 …… 1
３．募集の条件 …… 2
４．株式の引受け …… 3
５．新規発行による手取金の使途 …… 4
第２　売出要項 …… 5
１．売出株式（引受人の買取引受による売出し） …… 5
２．売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） …… 7
３．売出株式（オーバーアロットメントによる売出し） …… 8
４．売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し） …… 9
募集又は売出しに関する特別記載事項 …… 10
第二部　企業情報 …… 12
第１　企業の概況 …… 12
１．主要な経営指標等の推移 …… 12
２．沿革 …… 16
３．事業の内容 …… 18
４．関係会社の状況 …… 25
５．従業員の状況 …… 26
第２　事業の状況 …… 27
１．業績等の概要 …… 27
２．生産、受注及び販売の状況 …… 29
３．対処すべき課題 …… 31
４．事業等のリスク …… 32
５．経営上の重要な契約等 …… 37
６．研究開発活動 …… 37
７．財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 38
第３　設備の状況 …… 41
１．設備投資等の概要 …… 41
２．主要な設備の状況 …… 41
３．設備の新設、除却等の計画 …… 43
第４　提出会社の状況 …… 44
１．株式等の状況 …… 44
２．自己株式の取得等の状況 …… 76
３．配当政策 …… 77
４．株価の推移 …… 77
５．役員の状況 …… 78
６．コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 80

第５　経理の状況 …… 86
１．連結財務諸表等 …… 87
(1) 連結財務諸表 …… 87
(2) その他 …… 150
２．財務諸表等 …… 151
(1) 財務諸表 …… 151
(2) 主な資産及び負債の内容 …… 177
(3) その他 …… 177
第６　提出会社の株式事務の概要 …… 178
第７　提出会社の参考情報 …… 179
１．提出会社の親会社等の情 …… 179
２．その他の参考情報 …… 179
第四部　株式公開情報 …… 180
第１　特別利害関係者等の株式等の移動状況 …… 180
第２　第三者割当等の概況 …… 181
１．第三者割当等による株式等の発行の内容 …… 181
２．取得者の概況 …… 187
３．取得者の株式等の移動状況 …… 194
第３　株主の状況 …… 195
［監査報告書］ …… 198

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月14日
【会社名】	株式会社gumi
【英訳名】	gumi Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　國光　宏尚
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿四丁目34番７号
【電話番号】	03-5358-5322（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　　川本　寛之
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿四丁目34番７号
【電話番号】	03-5358-5322（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　　川本　寛之
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集　　4,207,500,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し　　34,211,760,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し　　5,874,000,000円 （注）　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	1,500,000（注）２．	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

（注）１．平成26年11月14日開催の取締役会決議によっております。
２．発行数については、平成26年12月１日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
３．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
４．上記とは別に、平成26年11月14日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,780,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

２【募集の方法】

平成26年12月９日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成26年12月１日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	－	－	－
入札方式のうち入札によらない募集	－	－	－
ブックビルディング方式	1,500,000	4,207,500,000	2,351,250,000
計（総発行株式）	1,500,000	4,207,500,000	2,351,250,000

（注）１．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成26年11月14日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月９日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の２分の１相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
５．有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,300円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は4,950,000,000円となります。
６．本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項　３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
７．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

（1）【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

発行価格（円）	引受価額（円）	払込金額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定（注）１．	未定（注）１．	未定（注）２．	未定（注）３．	100	自　平成26年12月10日（水） 至　平成26年12月15日（月）	未定（注）４．	平成26年12月17日（水）

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成26年12月１日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年12月９日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成26年12月１日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成26年12月９日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、平成26年11月14日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成26年12月９日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、平成26年12月18日（木）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．申込みに先立ち、平成26年12月２日から平成26年12月８日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

８．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　新宿中央支店	東京都新宿区西新宿一丁目８番１号

（注）　上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

４【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	未定	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、平成26年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこととといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号		
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目４番地１		
計	－	1,500,000	－

（注）１．平成26年12月１日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

２．上記引受人と発行価格決定日（平成26年12月９日）に元引受契約を締結する予定であります。

３．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,702,500,000	25,000,000	4,677,500,000

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,300円）を基礎として算出した見込額であります。

２．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

３．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（2）【手取金の使途】

上記の手取概算額4,677,500千円については、「１　新規発行株式」の（注）４．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限5,580,300千円と合わせて、設備資金として540,000千円を海外拠点の開設・運営にかかる費用に充当（平成27年４月期に180,000千円、平成28年４月期に360,000千円）予定であります。また、2,332,000千円を海外拠点の開設等に伴う開発人員の人件費の増加に充当（平成27年４月期に163,000千円、平成28年４月期に2,169,000千円）予定であります。

残額の7,385,800千円においては、運転資金として、当社グループのサービスを効果的に拡大していくための広告宣伝費に充当（平成27年４月期に2,842,000千円、平成28年４月期に4,543,800千円）予定であります。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

（注）設備資金の内容については、「第二部　企業情報　第３　設備の状況　３　設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成26年12月９日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第２　売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング方式	10,367,200	34,211,760,000	東京都千代田区大手町一丁目５番１号 ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合 3,328,800株 東京都港区六本木六丁目10番１号 グリー株式会社 2,350,000株 東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号 株式会社新生銀行 800,000株 東京都港区赤坂一丁目12番32号 NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合 787,500株 東京都千代田区大手町二丁目６番２号 DBJキャピタル投資事業有限責任組合 700,000株 東京都千代田区永田町二丁目４番８号 ニッセイ・キャピタル４号投資事業有限責任組合 695,000株 東京都千代田区丸の内二丁目４番１号 エヌ・ブイ・シー・シー五号投資事業有限責任組合 490,000株 東京都中央区日本橋一丁目７番17号 三菱UFJキャピタル３号投資事業有限責任組合 341,400株 東京都渋谷区渋谷一丁目２番５号 ngiベンチャーコミュニティ・ファンド２号投資事業有限責任組合 297,500株

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
				25-28 North Wall Quay, Dublin 1, Republic of Ireland Zynga Game Ireland Limited 175,000株 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号 NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合 142,500株 東京都港区 國光　宏尚 120,000株 東京都渋谷区神泉町５番２号 株式会社アットムービー 50,000株 東京都港区 山田　進太郎 35,000株 神奈川県横浜市港北区箕輪町一丁目18番12号 株式会社コーエーテクモホールディングス 30,000株 東京都中央区 川本　寛之 20,000株 東京都世田谷区 三川　剛 2,500株 東京都新宿区 今泉　潤 2,000株
計(総売出株式)	－	10,367,200	34,211,760,000	－

（注）１．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

２．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

３．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,300円）で算出した見込額であります。

４．売出数等については今後変更される可能性があります。

５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）３．に記載した振替機関と同一であります。

６．本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

７．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1． （注）2．	未定 （注）2．	自　平成26年12月10日（水） 至　平成26年12月15日（月）	100	未定 （注）2．	引受人の本店及び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目９番１号 野村證券株式会社	未定 （注）3．

（注）1．売出価格の決定方法は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の（注）１．と同様であります。

2．売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3．引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成26年12月９日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4．上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5．株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7．上記引受人の販売方針は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の（注）７．に記載した販売方針と同様であります。

３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング方式	1,780,000	5,874,000,000	東京都中央区日本橋一丁目９番１号 野村證券株式会社　1,780,000株
計(総売出株式)	－	1,780,000	5,874,000,000	－

（注）１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

２．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成26年11月14日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,780,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

３．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

４．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,300円）で算出した見込額であります。

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）３．に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1．	自　平成26年12月10日（水） 至　平成26年12月15日（月）	100	未定 （注）1．	野村證券株式会社の本店及び全国各支店	－	－

（注）1．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2．株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

3．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

4．野村證券株式会社の販売方針は、「第２　売出要項　２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」の（注）7．に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１．東京証券取引所への上場について

当社は、「第１　募集要項」における新規発行株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所への上場を予定しております。

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である國光宏尚（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成26年11月14日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式1,780,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式　1,780,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定　（注）１．
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　（注）２．
(4)	払込期日	平成27年１月16日（金）

（注）１．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成26年12月１日開催予定の取締役会において決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

２．割当価格は、平成26年12月９日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成26年12月18日から平成27年１月８日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

３．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合、グリー株式会社、DBJキャピタル投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル３号投資事業有限責任組合、NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合、株式会社アットムービー、山田進太郎及び株式会社コーエーテクモホールディングスは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成27年３月17日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第１ 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、売出人かつ貸株人である國光宏尚及び売出人である川本寛之、今泉潤並びに当社株主であるNEXT BIG THING株式会社、NG MENG WAH、田村祐樹及び梅田裕一、新株予約権者である早貸久敏、佐々木智之及び高橋英士は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成27年３月17日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）は行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成27年６月15日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成26年11月14日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第２ 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第６期	第７期
決算年月		平成25年４月	平成26年４月
売上高	（千円）	5,515,665	11,192,848
経常損失（△）	（千円）	△1,188,318	△168,989
当期純損失（△）	（千円）	△1,343,501	△184,563
包括利益	（千円）	△1,290,713	△154,942
純資産額	（千円）	1,668,168	3,497,481
総資産額	（千円）	2,874,969	5,531,670
１株当たり純資産額	（円）	91.62	171.99
１株当たり当期純損失金額（△）	（円）	△83.89	△10.83
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	―	―
自己資本比率	（%）	57.7	61.5
自己資本利益率	（%）	―	―
株価収益率	（倍）	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△1,180,822	△933,623
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△290,986	△357,081
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	804,898	1,894,379
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	1,850,017	2,470,392
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	（名）	521 〔50〕	635 〔50〕

（注）１．当社は、第６期より連結財務諸表を作成しております。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、第６期及び第７期は１株当たり当期純損失であり、また、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
４．第６期及び第７期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
５．株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
６．従業員数は、正社員のほか契約社員を含み、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、〔 〕内に臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均人数を外数で記載しております。
７．第６期及び第７期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
８．第６期は、モバイルオンラインゲーム市場が、携帯電話のブラウザ上で提供されるブラウザゲームからスマートフォンのアプリストアからダウンロードして利用するネイティブアプリにシフトするとの判断から、国内の開発体制を大幅に見直すとともにグローバルでの開発体制の構築に取り組みましたが、既存のブラウザゲームでの売上の伸びが鈍化する中で人件費等のコストが膨らみ、経常損失は1,188,318千円となりました。また第７期は、ネイティブアプリ「ブレイブ フロンティア」がヒットし売上は大きく拡大しました

が、グローバルでの開発体制強化のためのコストが先行する形となり、経常損失は168,989千円となりました。

9．当社は、平成26年８月１日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行っておりますが、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第３期	第４期	第５期	第６期	第７期
決算年月		平成22年４月	平成23年４月	平成24年４月	平成25年４月	平成26年４月
売上高	（千円）	113,070	426,449	4,579,540	5,510,575	11,183,342
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	12,445	△315,630	856,429	△1,124,203	△344,878
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	12,179	△324,879	608,085	△1,266,487	△317,983
資本金	（千円）	65,000	368,750	1,368,800	1,368,800	2,316,456
発行済株式総数 普通株式 Ａ種優先株式	（株）	 420 －	 725 110	 32,042 3,850	 32,042 3,850	 37,351 3,850
純資産額	（千円）	72,797	355,418	2,963,603	1,693,734	3,277,518
総資産額	（千円）	116,155	466,044	3,632,636	3,113,797	5,493,696
１株当たり純資産額	（円）	173,328.40	224,715.03	86,483.48	93.76	165.19
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	（円）	29,511.83	△606,723.27	21,461.88	△79.08	△18.66
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	－	－	－
自己資本比率	（％）	62.7	76.3	81.6	54.4	59.7
自己資本利益率	（％）	17.7	－	36.6	－	－
株価収益率	（倍）	－	－	－	－	－
配当性向	（％）	－	－	－	－	－
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	（名）	23 〔2〕	77 〔6〕	174 〔10〕	280 〔27〕	227 〔20〕

（注）１．売上高には、消費税等は含まれておりません。

２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、第３期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第４期、第６期及び第７期は１株当たり当期純損失であり、また、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第５期は、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

３．第４期、第６期及び第７期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

４．株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

５．従業員数は、正社員のほか契約社員を含み、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であり、〔 〕内に臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均人数を外数で記載しております。

６．第６期及び第７期の財務諸表については金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第３期、第４期及び第５期の財務諸表については、監査を受けておりません。

７．第４期は、下期後半にヒットゲームが出たものの人件費及び開発費用の負担が大きく、経常損失315,630千円となりました。

８．第６期は、モバイルオンラインゲーム市場が、携帯電話のブラウザ上で提供されるブラウザゲームからスマートフォンのアプリストアからダウンロードして利用するネイティブアプリにシフトするとの判断から、国内の開発体制を大幅に見直すとともにグローバルでの開発体制の構築に取り組みましたが、既存のブラウザ

ゲームでの売上の伸びが鈍化する中で人件費等のコストが膨らみ、経常損失は1,124,203千円となりました。また第７期は、ネイティブアプリ「ブレイブ フロンティア」がヒットし売上は大きく拡大しましたが、グローバルでの開発体制強化のためのコストが先行する形となり、経常損失は344,878千円となりました。

9．当社は、平成26年８月１日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行っておりますが、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。

10. 平成26年７月14日付で、Ａ種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、すべてのＡ種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該Ａ種優先株主にＡ種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。またその後平成26年７月15日付で当該Ａ種優先株式を消却しております。

11. 当社は平成23年７月30日付で株式１株につき35株の株式分割を行い、また平成26年８月１日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
なお、第３期、第４期及び第５期の数値（１株当たり配当額についてはすべての数値）については新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第３期	第４期	第５期	第６期	第７期
決算年月	平成22年４月	平成23年４月	平成24年４月	平成25年４月	平成26年４月
１株当たり純資産額　（円）	9.90	12.84	172.97	93.76	165.19
１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）　（円）	1.69	△34.67	42.92	△79.08	△18.66
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　（円）	－	－	－	－	－
１株当たり配当額（うち１株当たり中間配当額）　（円）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)

2【沿革】

当社の代表取締役社長　國光宏尚は、平成19年６月に東京都渋谷区において携帯電話端末を対象としたエンターテイメントに特化したインターネットコンテンツの提供を目的とする会社として、アットムービー・パイレーツ株式会社の商号で設立しました。

沿革は次のとおりです。

年月	概要
平成19年６月	東京都渋谷区にアットムービー・パイレーツ株式会社を設立。
平成20年７月	株式会社gumiに商号変更、本社を東京都目黒区に移転。
平成20年８月	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（注１）「gumi」のオープン化を実施。
平成21年６月	携帯電話向けソーシャルアプリケーションのコンサルティング、受託開発を開始。
平成21年８月	株式会社ミクシィが運営する「mixi」へモバイルオンラインゲーム（注２）の提供を開始。
平成21年９月	本社を東京都中野区に移転。
平成22年４月	株式会社ディー・エヌ・エーが運営する「Mobage」へモバイルオンラインゲームの提供を開始。
平成22年５月	本社を東京都新宿区に移転。
平成22年６月	グリー株式会社が運営する「GREE」へモバイルオンラインゲームの提供を開始。
平成23年２月	「道シリーズ」第一弾「任侠道」をリリース。（平成26年７月サービス終了）
平成23年８月	「道シリーズ」第二弾「海賊道」をリリース。（平成26年７月サービス終了）
平成23年９月	福岡オフィスを福岡県福岡市早良区に設置。（現　株式会社gumi West）
平成23年11月	「gumi」プラットフォームサービスを終了。外部プラットフォーム向けコンテンツ提供に特化。
平成24年２月	コントロールプラス株式会社よりモバイルオンラインゲーム開発・運営事業を譲受。 「道シリーズ」第三弾「騎士道」をリリース。 本社を東京都新宿区（現在地）に移転。
平成24年４月	海外における開発体制強化のため、gumi Korea, Inc.（韓国）、gumi Asia Pte. Ltd.（シンガポール）及びgumi America, Inc.（米国）を設立。
平成24年６月	中国進出における中間持株会社として、香港谷米有限公司（中国）を設立。 投資事業開始のため、株式会社gumi ventures（東京都新宿区）を設立。 「姫シリーズ」第一弾「幻獣姫」をリリース。
平成24年７月	ケイマン諸島にgumi Ventures, L.P.（英国領）を組成。 海外への投資拠点としてgumi Investment Limited（英国領）を設立。
平成24年８月	欧州開発拠点として、gumi Europe SAS（フランス）を設立。 中国開発拠点として、谷米信息技術（上海）有限公司（中国）を設立。 「姫シリーズ」第二弾「青春姫」をリリース。
平成24年12月	開発体制強化のため、福岡オフィスを分社化し株式会社gumi West（福岡県福岡市）を設立。
平成25年３月	開発体制強化のため、株式会社gumi venturesが株式会社エイリム（東京都新宿区）を設立。
平成25年４月	「ドラゴンジェネシス」をリリース。
平成25年７月	株式会社エイリムが「ブレイブ フロンティア（日本語版）」をリリース。
平成25年９月	「進撃1942」を韓国 Kakao Talkプラットフォームにてリリース。
平成25年10月	「ブレイブ フロンティア（韓国語版）」をリリース。
平成25年11月	開発体制強化のため、株式会社Fenris（東京都新宿区）を設立。 「ブレイブ フロンティア（英語版）」をリリース。
平成25年12月	株式会社フジ・メディア・ホールディングスと資本業務提携。 株式会社エイリムを子会社化。 「ブレイブ フロンティア（中国語繁体字版）」をリリース。
平成26年１月	メディアミックス型モバイルオンラインゲーム開発のため、株式会社Fuji&gumi Gamesを設立。
平成26年４月	「ブレイブ フロンティア（中国語簡体字版）」をリリース。 アジア圏における開発体制強化のため、台灣谷米數位科技有限公司（台湾）を設立。
平成26年５月	「ブレイブ フロンティア（欧州版）」をリリース。
平成26年６月	株式会社セガネットワークスと資本業務提携。
平成26年８月	北米開発拠点として、gumi Canada, Inc.（カナダ）を設立。
平成26年９月	LINE株式会社と資本業務提携。 東京にgumi ventures２号投資事業有限責任組合を組成。

年月	概要
平成26年10月	欧州開発拠点として、gumi Sweden AB（スウェーデン）を設立。 開発ゲームのマーケティング及びプロモーションサポートを行う株式会社veacon（東京都新宿区）を設立。 「ファントム オブ キル」をリリース。

（注）１．人と人とのつながりを促進・サポートし、コミュニティを通じ社会的ネットワーク構築等が可能なウェブサイト等のサービス。

２．モバイルオンラインゲームとは、ユーザーのモバイル端末を介して接続し、複数のユーザーが同時に参加し楽しむことのできるモバイルゲームのことをいいます。モバイルオンラインゲーム市場が急速に立ち上がった背景として以下の点が挙げられます。

・スマートフォン／タブレット端末の普及によるゲームユーザー規模の拡大、ソーシャル性の創出
複数のプレイヤーが同じゲームを同時に楽しむことで、同時対戦や協力、ゲーム内コミュニケーション等が可能となったため、結果としてゲームジャンルが多様化し、モバイルオンラインゲームを特徴たらしめるソーシャル性が創出され、年齢・性別を問わず利用者が急速に増加しました。

・モバイルインターネットの普及に伴うビジネスモデルの変化
これまでの家庭用ゲーム専用機向けのゲームはパッケージ売り切り型のビジネスが中心となっておりましたが、モバイルインターネットの普及により、サービス提供型（＝Free to Play型）ゲームの実現が可能となりました。Free to Play型とは、ユーザーは好みに合ったゲームを無料で遊び、一部のユーザーが更に楽しさを増幅させるためにゲーム内で課金を行うモデルとなります。また、Free to Play型ゲームはこれまでのコンテンツ産業が抱えていた違法コピー（海賊盤）が開発されにくいという特徴を有しており、健全な形でのゲームマーケットの拡大を牽引しております。

3【事業の内容】

当社グループは、「エンターテイメントを通じて世界共通の話題を提供し、人と人との関係を繋ぐことで、日々の生活に新しい楽しさと豊かさを提供する」をミッションに、情報革命時代を代表する世界No.１エンターテイメント企業になることを経営ビジョンとして、グローバル産業となりつつあるモバイルオンラインゲームの開発・運営に特化して事業を行っております。

年齢、性別、国籍を問わないユーザー間のコミュニケーションを可能とする革新的なモバイルサービスを世界各国のユーザーに提供することで、当社グループはそのミッション・ビジョンを体現してまいります。

現在、当社グループでは

① ネイティブアプリサービス

Google Inc.が運営する「Google Play」やApple Inc.が運営する「App Store」などのモバイルアプリ配信プラットフォームにゲームコンテンツを提供するサービス

② ブラウザゲームサービス

グリー株式会社が運営する「GREE」や株式会社ディー・エヌ・エーが運営する「Mobage」などのモバイル・ソーシャル・ネットワーキング・サービスにゲームコンテンツを提供するサービス

③ パブリッシングサービス

他社が開発するヒットゲームに対し、当社グループの海外拠点網を活用したゲームコンテンツのローカライズ（注１）（言語・内容の現地最適化）を行い、当社グループの保有するグローバルな販路の提供やユーザーベースを用いた送客を行うなど、ゲームコンテンツの多国展開機能を提供するサービス

の３つのサービスを展開しております。なお、各サービスにおいて提供するゲームコンテンツはいずれも、プレイ自体は無料で行うことができますが、ゲーム内の一部のアイテム等を有料で提供することで課金を行うビジネスモデルとなっております。

当社グループでは、①ネイティブアプリサービスにおいて収益のアップサイドを確保し、②ブラウザゲームサービスで収益の底支えをし、③パブリッシングサービスでは収益のボラティリティを低減する方針としており、当該３軸を複合的に重ねることで、安定した収益基盤の構築を図っております。

なお、当社グループの事業はモバイルオンラインゲーム事業のみの単一セグメントであるため、サービスごとに記載を行っております。

(1) 当社グループの事業について

① ネイティブアプリサービス

ネイティブアプリサービスでは、ブラウザを経由せず、オンライン上のアプリストアからモバイル端末にダウンロードできるゲームコンテンツを開発・提供しております。当該サービスにおいては国内及び海外での展開を行っており、当社グループはGoogle Inc.が運営する「Google Play」やApple Inc.が運営する「App Store」といった世界標準のプラットフォームにゲームコンテンツを提供しております。なお、平成26年10月末時点でリリースしているタイトル数は17本、累計ダウンロード数は2,215万件となっており、「ブレイブ フロンティア（日本語版）」では408万件、「ブレイブ フロンティア（海外言語版）」では1,378万件となっております。

ネイティブアプリの特徴

１．モバイル端末でのダウンロードが必要

２．モバイル端末内で動作するため、インターネット回線への接続は必ずしも必要とはならない
ブラウザゲームと比較して高速に動作し、より高精細なグラフィック表現や、BGM・効果音の演出が容易

３．モバイル端末に依存した開発が必要となることから、ゲーム内容のアップデートについては時間を要する

４．スマートフォン経由の利用者が多い

平成26年10月末、当該サービスにおいて当社グループが提供している主なネイティブアプリは以下のとおりです。

タイトル名	リリース年月	サービス形態	オリジナル／パブリッシュ	提供先の国・地域	提供先プラットフォーム	ゲーム内容
幻獣姫	平成25年４月	無料（有料課金あり）	オリジナル	日本	App Store、Google Play等	美しくも残忍な姫たちの物語という、新しい世界観を描いたカードバトルRPG。ブラウザゲーム「幻獣姫」のネイティブ版。
ブレイブ フロンティア（日本語版）	平成25年７月	無料（有料課金あり）	オリジナル	日本	App Store、Google Play等	ファンタジー世界を舞台にした、キャラクターの育成とバトル、シナリオが楽しめる本格オンラインRPG。 当社子会社の株式会社エイリムとの共同開発。
ブレイブ フロンティア（韓国語版）	平成25年10月	無料（有料課金あり）	オリジナル	韓国	App Store、Google Play等	「ブレイブ フロンティア」を当社子会社のgumi Korea, Inc.が韓国向けにストーリー、イベント、登場キャラクター等をローカライズして運営。
ブレイブ フロンティア（英語版）	平成25年11月	無料（有料課金あり）	オリジナル	北米 東南アジア	App Store、Google Play等	「ブレイブ フロンティア」を当社子会社のgumi Asia Pte. Ltd.が英語圏向けにストーリー、イベント、登場キャラクター等をローカライズして運営。
ブレイブ フロンティア（中国語繁体字版）	平成25年12月	無料（有料課金あり）	オリジナル	香港 台湾 マカオ	App Store、Google Play等	「ブレイブ フロンティア」を当社子会社の谷米信息技術（上海）有限公司が香港、台湾及びマカオ向けにストーリー、イベント、登場キャラクター等をローカライズして運営。
ブレイブ フロンティア（中国語簡体字版）	平成26年４月	無料（有料課金あり）	オリジナル	中国	App Store、Google Play等	「ブレイブ フロンティア」を当社子会社の谷米信息技術（上海）有限公司が中国向けにストーリー、イベント、登場キャラクター等をローカライズして運営。
ブレイブ フロンティア（欧州版）	平成26年５月	無料（有料課金あり）	オリジナル	欧州	App Store、Google Play等	「ブレイブ フロンティア」を当社子会社のgumi Europe SASが欧州向けにストーリー、イベント、登場キャラクター等をローカライズして運営。
ソードクロニクル（勇者世界）	平成26年３月	無料（有料課金あり）	オリジナル	日本 中国	App Store、Google Play等	壮大なファンタジー世界を舞台にしたフォーメーションRPG。当社子会社の谷米信息技術（上海）有限公司にて開発。
ドラゴンジェネシス	平成26年４月	無料（有料課金あり）	オリジナル	日本	App Store、Google Play等	壮大でファンタジックなシナリオと世界観で、多彩なジョブシステムやリアルタイムバトルが特徴のカードバトルRPG。ブラウザゲーム「ドラゴンジェネシス」のネイティブ版。
ファントム オブ キル	平成26年10月	無料（有料課金あり）	オリジナル	日本	Google Play	魅力的なキャラクターたちが”戦略性×ドラマ”で織りなすシミュレーションRPG。当社関係会社の株式会社Fuji&gumi Gamesとの共同開発。

② ブラウザゲームサービス

ブラウザゲームサービスでは、モバイル端末のブラウザで楽しめるゲームを開発・提供しております。この分野では現在、国内においてグリー株式会社が運営するプラットフォーム「GREE」を中心に、株式会社ディー・エヌ・エーが運営するプラットフォーム「Mobage」、株式会社モブキャストが運営するプラットフォーム「mobcast」、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが運営する「dゲーム」といった複数のプラットフォームにゲームコンテンツを提供しております。なお、平成26年10月末時点でリリースしているタイトル数は６本、累計登録者数は323万件となっており、「ドラゴンジェネシス」では88万件となっております。

ブラウザゲームの特徴

１．モバイル端末でのダウンロード不要
２．ブラウザ上で動作するため、インターネット回線への接続が必須
３．ゲーム内容のアップデートは随時可能
４．フィーチャーフォン経由の利用者が多い

平成26年10月末、当該サービスにおいて当社グループが提供している主なブラウザゲームは以下のとおりです。

タイトル名	リリース年月	サービス形態	オリジナル／パブリッシュ	提供先の国・地域	提供先プラットフォーム	ゲーム内容
幻獣姫	平成24年６月	無料（有料課金あり）	オリジナル	日本	GREE Mobage dゲーム	美しくも残忍な姫たちの物語という、新しい世界観を描いたカードバトルRPG。当社グループオリジナルの新シリーズ「姫シリーズ」第一弾。
ドラゴンジェネシス	平成25年４月	無料（有料課金あり）	オリジナル	日本	GREE Mobage dゲーム	壮大でファンタジックなシナリオと世界観で、多彩なジョブシステムやリアルタイムバトルが特徴のカードバトルRPG。

③ パブリッシングサービス

パブリッシングサービスでは、他社が開発したゲームコンテンツを当社グループのローカライズ力・マーケティングノウハウ・グローバルなユーザーベースを活用して多地域への展開を行っております。

当該サービスは、自社開発のゲームコンテンツと比較し、開発コストの低減が図れることに加え、複数の地域への展開を進めることでヒットタイトルの有無のリスクが低減されることから、利益率を確保しながら安定した収益が得られる点に特徴があります。なお、平成26年10月末時点でリリースしているタイトル数は６本、累計ダウンロード数は844万件となっております。

平成26年10月末時点の実績としては、Epicforce Entertainment Limited（香港）の開発した「iFighter２」を、gumi Korea, Inc.を通じローカライズを行い当社グループから「進撃1942」として韓国市場に配信しており、これまでに累計ダウンロード数366万件を実現しております。また株式会社タイトーの開発した「パズルボブル」も同様に配信しており、累計ダウンロード数は323万件となっております。平成26年６月には株式会社セガネットワークスと資本業務提携を締結しており、同社が国内で展開している複数タイトルを当社グループで世界各国に配信していく予定です。第1弾として、「チェインクロニクル」の配信が決定しております。

平成26年10月末、当該サービスにおいて当社グループが提供している主なネイティブアプリは以下のとおりです。

タイトル名	リリース年月	サービス形態	オリジナル／パブリッシュ	提供先の国・地域	提供先プラットフォーム	ゲーム内容
進撃1942	平成25年９月	無料（有料課金あり）	パブリッシュ	韓国	App Store、Google Play等	第二次世界大戦での太平洋戦争がテーマの縦スクロール型のフライトシューティングゲーム。Epicforce Entertainment Limited（香港）が開発した「iFighter２」を韓国向けに当社子会社のgumi Korea, Inc.がローカライズ。韓国のメッセンジャーアプリ「Kakao Talk」にて提供。
パズルボブル	平成26年５月	無料（有料課金あり）	パブリッシュ	韓国	App Store、Google Play等	親しみのあるキャラクターとはじけるバブルの爽快感が特徴の固定画面アクションパズルゲーム。株式会社タイトーが開発した「パズルボブル」を韓国向けに当社子会社のgumi Korea, Inc.がローカライズ。韓国のメッセンジャーアプリ「Kakao Talk」にて提供。また、同タイトルの北米配信に関する契約も締結している。
Pocket Fantasy	平成26年５月	無料（有料課金あり）	パブリッシュ	韓国	App Store、Google Play等	リアルタイムバトルが特徴の着せ替えRPG。株式会社バンク・オブ・イノベーションが開発した「ポケットナイツ」を韓国向けに当社子会社のgumi Korea, Inc.がローカライズ。韓国のメッセンジャーアプリ「Kakao Talk」にて提供。

(2) 当社グループの特徴及び強み

当社グループの主な特徴及び強みは以下のとおりです。

① モバイルオンラインゲームの開発力

当社グループは、国内のモバイルオンラインゲーム市場の立ち上がり当初より、国内・海外における専門性の高い人材の確保に努めながらゲームの企画、開発及び運営に至るプロセスを当社グループで一貫して行う開発体制を整え、当該市場に向けたゲーム開発・提供に特化しノウハウを蓄積してまいりました。それらノウハウを活かし、各国の開発拠点単位で独立した開発体制を有することで、各国のユーザーニーズに合った企画や機能をいち早くゲームに取り入れたゲームコンテンツを開発しております。

② 複数のゲームコンテンツの同時開発・運営体制の構築

当社グループは、複数のゲームコンテンツを同時開発・運営できる体制を構築しております。これにより、提供中のゲームコンテンツに対し継続的に施策を提供することでゲーム単位での収益を極大化させることが可能となり、また新たな収益源となり得る新規ゲームコンテンツの開発を同時並行で行うことで、当社グループ全体としてボラティリティの少ない安定した収益基盤を築いております。

③ オリジナルゲームコンテンツの企画力

当社グループは、オリジナルゲームコンテンツの企画・開発を特に重視しており、ブラウザゲームとして「道」シリーズ（「任侠道」、「海賊道」、「騎士道」、「任侠道～覚醒～」）や「姫」シリーズ（「幻獣姫」、「青春姫」）といったシリーズ作品をこれまでに生み出し、これらのうち複数コンテンツについては「GREE Platform Award」を受賞してまいりました。また、ネイティブアプリとして初のヒットゲームコンテンツである「ブレイブ フロンティア（日本語版）」（平成25年７月リリース）は「ファミ通アワード」を受賞し、アプリストアのトップセールスランキングにて「App Store」においては最高２位、「Google Play」においては最高３位を獲得しております。

オリジナルゲームコンテンツに関しては、他社保有のIP（注２）コンテンツを活用したパブリッシングサービスと比して、ゲームシナリオの企画力やオリジナルキャラクターの創作など、ユーザーニーズを的確に捉えることが必要とされる反面、当社グループへの収益貢献度は高くなります。また、これまでのノウハウを活用し、オ

リジナルゲームコンテンツのシリーズ化を実現することで、更に収益を拡大させることが可能となり、結果として収益の安定化に資することとなります。当社グループでは引き続き、新たなオリジナルゲームコンテンツの企画・開発に経営資源を投入してまいります。

④　ネイティブアプリに関する技術力

国内のモバイルオンラインゲーム市場は、これまでブラウザゲームを中心として拡大してまいりましたが、近年、国内・海外ともにネイティブアプリ市場が急速に台頭しております。ネイティブアプリの開発に関しては、現状、国内で十分な数のエンジニアを集めることは困難な状況にありますが、当社グループではかかる状況にいち早く対応すべく、平成24年４月より海外開発子会社を設立し、ネイティブアプリの開発体制の強化、技術力の向上を図ってまいりました。今後とも国内・海外のエンジニアの連携を強化し、更なる技術力の向上を目指してまいります。

⑤　世界各国に向けたモバイルオンラインゲームの配信ノウハウ

当社グループは、各地域に根ざしたゲームコンテンツの開発とヒットゲームの多地域展開に向けて、平成24年４月の韓国の開発子会社であるgumi Korea, Inc.設立を手始めに、海外に開発子会社８社を設立し、アジア、欧米地域を幅広くカバーするゲーム開発・配信体制を築いております。当社グループでは、ゲームコンテンツ内の言語翻訳のみならず、各地域の文化的背景や慣習、通信環境なども踏まえた改修を行うローカライズ/カルチャライズチームを編成しており、これらを有機的に機能させることにより自社ゲームコンテンツの海外展開に成功しております。また、各海外開発子会社においては、現地のユーザーの嗜好を捉えたオリジナルゲームコンテンツの開発も行っており、綿密なユーザー分析等に基づく各国における最適なマーケティングやユーザーサポート体制の構築を進めております。今後はヒットゲームについては他の地域に最適化させて展開することで、グローバルな市場の取り込みによる安定した収益基盤の確立を図ってまいります。さらに、これらのノウハウを活用し他社が開発したゲームコンテンツのパブリッシングサービスも強化してまいります。

⑥　データ分析力及びPDCAサイクルの遂行力

モバイルオンラインゲームでは、家庭用ゲーム専用機向けのゲームとは異なり、サービス提供開始後もユーザーの動向に合わせてゲーム内容のアップデートや改良を常に行っていくことが重要となります。当社グループでは、これまで数多くのゲームコンテンツを開発・運営してきた経験を活かし、ユーザー動向のデータ分析やゲーム毎の各種KPI（注３）をリアルタイムで収集・分析しそれに対応した各種施策を実行しております。加えて、ユーザーからのクレームやゲームコンテンツの問題点を確認し、それを改善するための施策を立案、実行、再確認するというPDCAサイクルを実行することで、機会損失を低減し収益の最大化を図っております。

⑦　マーケットに対する洞察力

モバイルオンラインゲーム市場は近年、海外、特にアジア圏で急速に市場規模が拡大しております。韓国では「Google Play」の市場を中心に拡大しており、中国や台湾、東南アジア諸国においても経済成長に伴い、今後市場が急拡大することが予測されています。かかる中、当社グループはモバイルオンラインゲーム市場の成長ポテンシャルが高い地域に先行的に開発拠点を設立し、各地域における市場において先行優位性を築いていくという方針のもと、いち早くアジア（韓国、中国、シンガポール、台湾）・欧米（米国・フランス・カナダ・スウェーデン）に海外開発子会社を設け、既に複数のゲームコンテンツを開発・運営できる体制を構築しております。

⑧　戦略的投資を通じた海外展開の強化

当社グループは、当社、及び当社100％子会社の株式会社gumi venturesが管理・運営するファンド（gumi Ventures,L.P.、gumi ventures２号投資事業有限責任組合）を通じ、モバイルエンターテイメント領域で成長著しいアジア圏を中心としたスタートアップ／アーリー企業を対象に投資活動を行っております。当該投資は当社グループと投資先との間に将来的な相乗効果を創出することを目的としており、今後とも投資活動を通じた戦略的事業提携の実現による海外展開強化及び企業価値向上を目指してまいります。

⑨　グローバルでのパートナーシップ

当社グループは、様々な企業とパートナーシップを構築しております。メッセンジャーアプリを運営しているLINE株式会社とはゲームコンテンツの提供や共同開発、ネイティブアプリのヒット作を常時リリースしている株式会社セガネットワークスとは同社が開発したゲームコンテンツの当社グループによるグローバルへの配信合意、フランスのゲーム会社であるAnkama Games SASとは、同社が保有しているIPを用いたゲームコンテンツの共同開発、中国の有力パブリッシャーである盛大遊戯有限公司とは中国における共同事業、日本のメディア業界を代表する株式会社フジ・メディア・ホールディングスとは株式会社Fuji&gumi Gamesを通じたメディアミックス

型のゲームコンテンツを共同開発等、戦略的なアライアンスを行うことで世界のモバイルオンラインゲーム市場をターゲットとしたグローバルな事業拡大を進めております。

(3) 当社グループの地域展開状況

当社グループの各地域への展開状況は以下のとおりです。

① 日本

当社および開発子会社３社にて国内に向けたゲームコンテンツの開発、運用を行っております。国内においては、スマートフォン/タブレット端末の普及により、モバイルオンラインゲーム市場が急速に拡大しております。当社グループでは、ネイティブアプリにおいては、高いグラフィック性や操作性を十分活かした複数のゲームコンテンツの開発、運用が可能な体制を構築しております。またブラウザゲームにおいては、既にリリース済みのゲームコンテンツを多数のプラットフォームに展開することで収益機会の増加を図り、あわせて効率的な運用体制を構築することで、収益の最大化を実現しております。

② 韓国

当社グループは韓国に開発子会社を設立しており、韓国に向けたゲームコンテンツの開発、運営及び他拠点や他社が開発したゲームコンテンツのローカライズを行っております。韓国においてはスマートフォン/タブレット端末の普及により、特に「Google Play」の市場が急速に拡大しております。当社グループでは、「Google Play」向けの良質なゲームコンテンツの提供に加え、同国のモバイル端末利用者の多くが利用するKakao Corporationが運営するメッセンジャーアプリ「Kakao Talk」とも連携し、今後とも多くのユーザーに良質なゲームコンテンツを提供してまいります。

③ 中国、台湾

当社グループは中国、台湾に開発子会社を設立しており、中華圏に向けたゲームコンテンツの開発、運営及び他拠点や他社が開発したゲームコンテンツのローカライズを行い、また他国に比して複雑な法制度を遵守し現地の有力パブリッシャーとの連携を強化しながら事業展開を進めております。中華圏においては急速な経済成長に伴い、モバイルオンラインゲーム市場が急速に拡大しております。当社グループでは、引き続き現地の嗜好や通信環境等を踏まえたゲームコンテンツの開発、運営およびローカライズを実施し、中華圏に良質なゲームコンテンツを提供してまいります。

④ シンガポール

当社グループはシンガポールに開発子会社を設立しており、英語圏および東南アジアに向けたゲームコンテンツの開発、運営及び他拠点や他社が開発したゲームコンテンツのローカライズを行っております。また、パブリッシングサービスの主要拠点として、英語圏および東南アジア向けに多言語対応が可能なカスタマーサポート体制を構築しております。英語圏および東南アジアにおいてはスマートフォン/タブレット端末の普及により、モバイルオンラインゲーム市場が急速に拡大しております。当社グループでは、良質なゲームコンテンツの開発に加え、当該拠点を軸としたローカライズ体制の一層の強化を図り、引き続き英語圏および東南アジア向けに良質なゲームコンテンツを提供してまいります。

⑤ 北米、欧州

当社グループは米国、カナダ、フランスおよびスウェーデンに開発子会社を設立しており、北米、欧州に向けたゲームコンテンツの開発を行っております。北米、欧州においては、中長期的にモバイルオンラインゲーム市場の拡大は見込まれるものの、アジア圏に比して開発・運用に関する費用が高くなる傾向にあり、適切な費用管理に基づく良質なゲームコンテンツの開発が必要となります。当社グループでは、現地での綿密なマーケティング活動を通じ、各地域に適した良質なゲームコンテンツの開発を行ってまいります。

（注）１．他社の開発したゲームに対して、当社グループの各海外拠点において各地の言語や文化背景・ゲーム習熟度等を反映させた改修を行い、これを当社グループのマーケティングノウハウとユーザーベースを活用して多地域へ展開すること。

２．「Intellectual Property」の略称であり、著作権等の知的財産権のこと。

３．「Key Performance Indicator」の略称であり、重要業績評価指標のこと。業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なものを指す。

〔事業系統図〕

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。

開発・配信子会社においては、独自及び外注先・業務委託先等との連携を通じてモバイルオンラインゲームの開発・運営を行っております。

投資子会社においては、国内・海外の新興企業に対し戦略的投資を行っております。

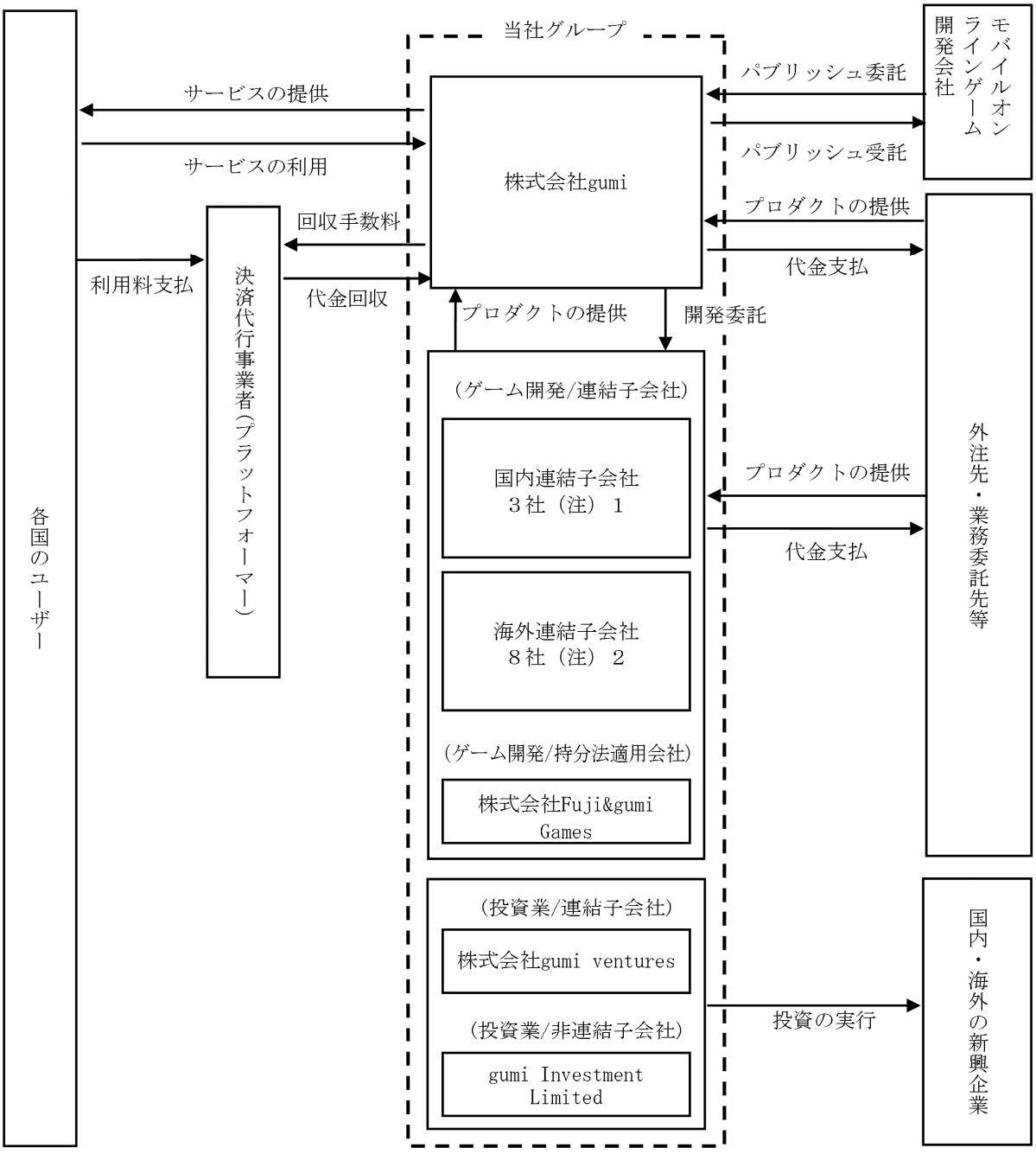

(注) 1．国内連結子会社は、株式会社エイリム、株式会社Fenris、株式会社gumi Westが該当します。

2．海外連結子会社は、gumi Korea,Inc.、gumi Asia Pte. Ltd.、台灣谷米數位科技有限公司、谷米信息技術（上海）有限公司、gumi America, Inc.、gumi Europe SAS、gumi Canada, Inc.、gumi Sweden ABが該当します。

3．なお、上記以外の連結子会社として、開発ゲームのマーケティング及びプロモーションサポートを行う株式会社veacon及び中間持株会社である香港谷米有限公司があります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容
（連結子会社）					
株式会社エイリム	東京都 新宿区	100,745千円	モバイルオンラインゲームの開発	50.9	役員の兼任２名 業務委託取引
株式会社Fenris	東京都 新宿区	5,000千円	モバイルオンラインゲームの開発	100.0	役員の兼任１名 従業員の出向あり 業務委託取引
株式会社gumi West	福岡県 福岡市博多区	25,000千円	モバイルオンラインゲームの開発	100.0	役員の兼任３名 従業員の出向あり 業務委託取引
gumi Korea, Inc.	韓国 ソウル市	960,000千ウォン	モバイルオンラインゲームの開発	100.0	役員の兼任１名 業務委託取引 貸付あり
gumi Asia Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール市	2,000千 シンガポールドル	モバイルオンラインゲームの開発	100.0	役員の兼任１名 業務委託取引 貸付あり
谷米信息技術（上海）有限公司（注）３	中国 上海市	1,000千米ドル	モバイルオンラインゲームの開発	90.0 (90.0)	業務委託取引
香港谷米有限公司	中国 香港特別行政地区	1,250千米ドル	有価証券の保有	90.0	役員の兼任１名
gumi Europe SAS	フランス パリ市	300千ユーロ	モバイルオンラインゲームの開発	100.0	役員の兼任１名 業務委託取引
株式会社gumi ventures	東京都 新宿区	105,000千円	投資ファンドの運営	100.0	役員の兼任２名
（持分法適用関連会社）					
株式会社Fuji&gumi Games	東京都 新宿区	240,000千円	モバイルオンラインゲームの開発	20.8	役員の兼任１名 業務受託取引

（注）１．「議決権の所有割合」欄の（内書）は間接所有割合であります。
２．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
３．谷米信息技術（上海）有限公司は、香港谷米有限公司の100%出資会社であります。
４．gumi Investment Limitedは、重要性が低いため連結の範囲に含めておりません。
５．台灣谷米數位科技有限公司及びgumi America,Inc.は連結の範囲に含めておりませんが、重要性が増したことにより、第８期第１四半期連結会計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年７月31日）より両社を連結の範囲に含めております。
６．最近連結会計年度末後に、以下の会社を設立したため、新たに連結子会社となっております。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容
gumi Canada, Inc.	カナダ ブリティッシュコロンビア州 バンクーバー市 （注）７	300千カナダドル	モバイルオンラインゲームの開発	100.0	役員の兼任１名
gumi Sweden AB	スウェーデン ストックホルム市	2,000千スウェーデン・クローナ	モバイルオンラインゲームの開発	100.0	役員の兼任２名
株式会社veacon	東京都 新宿区	5,000千円	ゲーム関連のオンライン動画コンテンツ制作・配信	100.0	役員の兼任１名

７．gumi Canada, Inc.は、平成26年11月１日付でカナダ ブリティッシュコロンビア州 バーナビー市に移転しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

平成26年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
モバイルオンラインゲーム事業	840（59）
合計	840（59）

（注）１．従業員数は、正社員のほか契約社員を含み、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、（ ）内に臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の最近１年間の平均人数を外数で記載しております。

２．従業員が最近１年間において385名増加しましたのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

平成26年10月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数	平均年間給与（千円）
260（23）	32.9	１年7ヶ月	5,464

（注）１．従業員数は、正社員のほか契約社員を含み、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であり、（ ）内に臨時雇用者（アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の最近１年間の平均人数を外数で記載しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

第７期連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策への期待感による円高の是正や株価上昇が進み緩やかな景気回復傾向にあるものの、海外経済への不安感や平成26年４月に導入された消費税率引き上げの影響等を受け、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界におきましては、平成25年度（平成25年４月～平成26年３月）の国内携帯電話端末の出荷台数は前年度比5.7%減の3,941万台で、端末出荷台数のうちスマートフォンの出荷台数は2,960万台（前年度比0.4%減）とほぼ前年度並みで、スマートフォン出荷台数比率は75.1%（前年度比4.0ポイント増）に上昇しました（出典：株式会社MM総研「2013年度通期国内携帯電話端末出荷概況」より抜粋）。また、スマートフォンゲームの国内における市場規模は、平成25年には5,468億円（前年比78.0%増）、内、スマートフォンネイティブアプリ市場は3,178億円（前年比137.2%増）となっており、今後も拡大基調が予測されています（出典：株式会社CyberZ「2014年３月25日プレスリリース」より抜粋）。

このような事業環境の下、当社グループはスマートフォン向けネイティブアプリの開発・運営に経営資源を集中し事業に取り組んでまいりました。当連結会計年度におきましては、当社子会社の株式会社エイリムが開発・運営するネイティブアプリ「ブレイブ フロンティア」のダウンロード数が全世界で1,000万件を超えるヒットとなり、これを核として世界市場への進出を行い、同タイトルのローカライズ版を各国でリリースするなど事業基盤・顧客基盤を拡大する連結会計年度となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は11,192,848千円（前連結会計年度比102.9%増）、営業損失は102,892千円（前連結会計年度1,138,601千円の営業損失）、経常損失は168,989千円（同1,188,318千円の経常損失）、当期純損失は184,563千円（同1,343,501千円の当期純損失）となっております。

なお、当社グループは、モバイルオンラインゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第８期第１四半期連結累計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年７月31日）

当第１四半期連結累計期間おける我が国経済は、平成26年４月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により実質GDP成長率の弱い動きもみられますが、緩やかな回復基調が続いております。

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界におきましては、携帯電話の出荷台数のうちスマートフォンの出荷台数が占める割合が高い水準を維持しております。

当社グループにおきましては、全世界でスマートフォン向けネイティブアプリ市場が急速に拡大していることから、引き続きネイティブアプリの開発・運営に経営資源を集中し、事業に取り組んでまいりました。世界各国でヒットしている「ブレイブ フロンティア」についてはダウンロード数が拡大し、売上が堅調に推移しました。

以上の結果、当第１四半期連結累計期間の売上高は7,109,378千円、営業利益は826,049千円、経常利益は776,499千円、四半期純利益は299,019千円となりました。

なお、当社はモバイルオンラインゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第７期連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は前連結会計年度末（1,850,017千円）に比べ620,375千円増加し、2,470,392千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は933,623千円（前連結会計年度は1,180,822千円の支出）となりました。これは主に、仕入債務の増加282,997千円及び未払金の増加337,058千円による資金の増加があったものの、売上債権の増加額1,611,986千円による資金の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は357,081千円（前連結会計年度は290,986千円の支出）となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出221,744千円、関係会社株式の取得による支出135,310千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は1,894,379千円（前連結会計年度は804,898千円の収入）となりました。これは主に、株式の発行による収入1,888,679千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第７期連結会計年度及び第８期第１四半期連結累計期間における配信ゲームコンテンツの言語別・種類別の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループはモバイルオンラインゲーム事業の単一セグメントであります。

配信ゲームコンテンツの言語	第７期連結会計年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）		第８期第１四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年７月31日）
	販売高（千円）	前年同期比（％）	販売高（千円）
日本語	7,757,026	141.0	3,979,131
海外言語	3,435,821	23,151.9	3,130,247
合計	11,192,848	202.9	7,109,378

配信ゲームコンテンツの種類		第７期連結会計年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）		第８期第１四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年７月31日）
		販売高（千円）	前年同期比（％）	販売高（千円）
オリジナル	ネイティブアプリ	7,017,362	36,005.7	6,005,920
	ブラウザゲーム	3,629,727	66.0	808,734
パブリッシュ		545,758	－	294,724
合計		11,192,848	202.9	7,109,378

（注）１．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第６期連結会計年度 （自　平成24年５月１日 至　平成25年４月30日）		第７期連結会計年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）		第８期第１四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年７月31日）	
	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）
Google Inc.	－	－	4,185,213	37.4	3,335,393	46.9
Apple Inc.	－	－	2,974,161	26.6	2,425,130	34.1
グリー株式会社	3,939,788	71.4	3,137,794	28.0	－	－
エレクトロニック・アーツ株式会社	1,097,627	19.9	－	－	－	－

３．Apple Inc.、Google Inc.及びグリー株式会社は決済代行事業者であり、ユーザーからの代金回収を代行しております。

４．第６期連結会計年度のGoogle Inc.及びApple Inc.に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

５．第７期連結会計年度のエレクトロニック・アーツ株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

６．第８期第１四半期連結累計期間のグリー株式会社及びエレクトロニック・アーツ株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

７．第７期連結会計年度においてApple Inc.及びGoogle Inc.への販売が増加しておりますが、これはスマートフォン向けのネイティブアプリサービスの売上が増加したことによります。
８．第７期連結会計年度及び第８期第１四半期連結累計期間においてグリー株式会社への販売が減少しておりますが、これはブラウザゲームサービスの売上が減少したことによります。

3【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

(1) ゲームコンテンツのラインナップの充実

当社グループは、魅力的なゲームコンテンツを継続して提供していくことが、事業の安定的な成長につながると考えております。このため、ユーザーのニーズを汲み取った新規ゲームコンテンツの投入に加え、既存ゲームコンテンツの運用の最適化を継続的に実施することが重要な課題となります。特に、新規ゲームコンテンツの投入につきましては、今後も引き続き対象ユーザーの年齢や嗜好等でセグメント分けを行い、それぞれのニーズに対応した魅力あるゲームコンテンツをバランス良く提供することで、ラインナップの充実を図ってまいります。

(2) ユーザー獲得の強化

当社グループは、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数の増加が、業績拡大のための重要な課題であると考えております。当社グループでは、テレビ、インターネット等の媒体を含む各種メディアへの広告出稿及びイベント等への参加を通じてのユーザー獲得のための施策を継続的に実行しておりますが、過剰な広告出稿はユーザー獲得単価の高止まりに繋がる恐れがあります。従って当社グループでは、ゲームコンテンツ毎の広告出稿に関する費用対効果を分析、把握した上で、今後も積極的かつ効果的な広告出稿を実行し、ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

(3) システム技術・インフラの強化

当社グループが提供するゲームコンテンツは、スマートフォン／タブレット端末を通じインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働及びスマートフォン／タブレット端末の技術革新への対応が重要な課題と考えております。これに対し、当社グループではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じ他社が提供するサービスを利用し、技術革新にも迅速に対応できる体制構築に努めてまいります。

(4) 海外市場への展開

当社グループは、国内のみならず、今後モバイルオンラインゲーム市場の拡大が見込まれる海外市場にいち早く良質なゲームコンテンツを提供することが重要な課題であると考えております。現在も当社グループにて開発したゲームコンテンツに加え、海外開発子会社を通じ他社が開発したゲームコンテンツの海外展開（パブリッシングサービス）を実現させております。当社グループでは、今後もより一層の事業拡大を実現させるべく、事業拡大に応じた内部体制の更なる強化、人員の確保及び育成を行い海外市場への更なる展開を行ってまいります。

(5) 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社グループでは、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の確保においては、当社グループの企業風土にあった国内・海外の人材の採用・登用に努め、あわせて従業員の入社年数等の段階にあわせた教育プログラムを体系的に実施することによって、各人のスキル向上を図ってまいります。組織体制につきましては、国内及び海外にて事業拡大に応じた内部体制の更なる強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業展開その他に関し、リスク要因となる可能性があると認識している主な事項を以下の項目に記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業内容に関するリスクについて

① 事業環境に関するリスクについて

イ 携帯電話ビジネスの市場動向について

当社グループは、モバイルオンラインゲーム事業を主たる事業領域としており、インターネットに接続可能なスマートフォン／タブレット端末及びそれに準じるものの普及や技術革新、業界標準の変化に当社グループの業績及び事業展開が大きく左右される可能性があります。

近年、高機能なモバイルインターネット端末であるスマートフォンの普及が本格化しており、今後インターネットの普及拡大及びスマートフォンの低価格化等の要因により、国内・海外において更に普及が進むことが見込まれております。一方、新たな法的規制の導入や技術革新等の予期せぬ要因により携帯電話ビジネスの発展が阻害される場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ロ モバイルオンラインゲーム市場の市場動向について

当社グループが事業展開を行うモバイルオンラインゲーム市場は、スマートフォン／タブレット端末の高機能化及び普及拡大によるユーザー数の増加に伴い、今後の市場拡大が見込まれております。当社グループにおいても、モバイルオンラインゲーム市場が国内・海外において成長を持続する市場であると見込んでおりますが、市場の成長が鈍化又は縮小した場合、若しくは当社グループの成長予測を下回った場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ハ 技術革新について

当社グループが事業展開を行うモバイルインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードが速く、それに基づく新サービスの創出が相次いで行われております。当社グループは技術革新に伴う事業構造の変化に迅速に対応する強固な体制作りに努めておりますが、技術革新に関し予期せぬ事態が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

② 事業のリスクについて

イ プラットフォーマーとの契約等について

当社グループが運営するモバイルオンラインゲーム事業は、Apple Inc.、Google Inc.、グリー株式会社及び株式会社ディー・エヌ・エー等の決済代行事業者（プラットフォーマー）を介して一般消費者（ユーザー）にゲームコンテンツを提供するため、プラットフォーマーとの間でコンテンツ提供に関する契約を締結、ないしはコンテンツ提供に関する規約に同意する必要があります。そのため、プラットフォーマーの事業方針の変更等に伴い、当社グループのゲームコンテンツの提供が困難となった場合は当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ロ コンテンツにおける表現の健全性確保について

当社グループでは、ゲームコンテンツの健全性確保のため、コンテンツの制作・配信過程において、当社グループ独自の基準を設定しております。この基準は、青少年に対して著しく暴力的ないしは性的な感情を刺激する描写・表現をコンテンツ内に使用しないこと等を基本方針としております。しかしながら、今後法的規制の強化や新たな法令の制定等に伴い、当社グループのコンテンツの提供が規制される事態等が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ハ　特定のコンテンツへの依存について

当社グループのネイティブアプリ「ブレイブ フロンティア」の国内・海外の合計売上高が売上高実績に占める割合は、第７期連結会計年度において59.2%、第８期第１四半期連結累計期間においては79.5%を占めており、当該コンテンツに売上が集中している状況であります。そのため、提供期間の長期化等の要因により「ブレイブ フロンティア」のコンテンツ力が低下した場合、当社グループの経営成績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ニ　開発費、広告宣伝費の負担について

近年、ネイティブアプリの質の向上に伴い、開発期間が長期に亘り開発費が高騰する傾向にあります。また、競合他社との競争激化に伴い、広告宣伝に関してもテレビコマーシャル等の多額の投資が必要なケースも増加しており、当該先行投資に耐えうる運転資金の確保が必要になります。当社グループでは、ゲームコンテンツ単位での開発費の予実管理による資金繰り管理及び費用対効果を見極めた広告宣伝費の実行により、強固な財務基盤を実現しております。しかしながら、今後法的規制の強化や新たな法令の制定等に伴い、不測の支出等が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ホ　システムリスクについて

当社グループは、自然災害、アクセス過多によるサーバー停止等の要因によるシステムトラブルの発生を回避するために、サーバーの負荷分散、稼動状況の監視、定期的バックアップの実施等の手段を講じることで、システムトラブルの防止及び回避に努めております。

しかしながら、提供しているゲームコンテンツを管理するサーバーや配信システムにおいて何らかのトラブルが発生することで、ゲーム配信に障害が生じる可能性もあり、当該障害が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

ヘ　競合について

モバイルオンラインゲーム市場には競合他社が多数存在しておりますが、当社グループではゲームコンテンツ開発に際し、時代の潮流を見据えた企画の立案及び高い技術力を用いた開発を実施し、ユーザーのニーズに即した魅力あるゲームコンテンツを提供しております。また、ゲーム運用に際しては、ユーザーの利用状況調査・分析等に基づく効果的な運用及びマーケティングを行っております。

しかしながら、今後当社グループが提供するゲームコンテンツがユーザーに支持されず、又は競合他社との競争激化に伴い、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数及びアイテム課金額等が著しく減少した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ト　ユーザー数について

当社グループでは、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数を拡大させることが安定した収益基盤の確立、業績の拡大のための重要な課題であると考えております。

しかしながら、競合他社との競争激化、ユーザーの嗜好の変化、又はその他の不測の要因によりユーザー数が想定どおりに増加しない場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

チ　ゲームコンテンツ開発における一部のクリエイターへの依存について

当社グループでは、ゲームコンテンツのイラストやシナリオ等の制作等に関し、一部の業務を外部クリエイターに委託しております。当社グループでは、特定の外部クリエイターへの依存度を低下させるため、複数のクリエイターに委託業務を分散させ、また当社グループ内にデザイン制作部門を設け外注依存の低減を図ることで当該リスクの軽減を図っております。

しかしながら、クリエイターとの契約内容の見直しや解除がなされる等、不測の事態が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

③　法的規制や業界規制に係るリスクについて

イ　インターネットに関連する法的規制について

当社グループの提供するゲームコンテンツのユーザーの個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。加えて、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」では、他ユーザーのID、パスワードの無断使用の禁止等が定められております。さらに、「特定商取引に関する法律」及び「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」により、一部の広告・宣伝メールの送信に際し、法定事項の表示義務を負う場合があります。

当社グループは上記法的規制等について適切な対応をしておりますが、不測の事態により、当該規則等に抵触しているとして何らかの行政処分を受けた場合、また、今後これらの法令等が強化され、もしくは新たな法令等が定められ当社の事業が制約を受ける場合、当社グループの経営成績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

ロ　アプリに関連する法的規制について

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界においては、射幸心を煽るゲームシステムが問題化した経緯があり、近年では「コンプリートガチャ（注）」と呼ばれる課金方法が不当景品類及び不当表示防止法に違反するとの見解が平成24年７月に消費者庁より示されております。また、国内からプラットフォームを通じた海外販売において、相手先の特定できない売上高に対する消費税について、国税当局より過去に遡及して支払いを命じられる事例が発生しているとの報道もありました。このように新たな業態であるため、法的規制の適用に関する解釈の相違等が発生しやすい環境であるといえます。

当社グループでは法令を遵守したサービスを提供することは当然ながら、加入している業界団体の意見も取り入れ、サービスを提供してまいります。しかしながら、今後社会情勢の変化によって、同法や資金決済に関する法律、個人情報の保護に関する法律、各種税法といった既存の法令等の解釈の変更や新たな法令等の制定等、法的規制が行われた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

（注）コンプリートガチャとは、ランダムに入手するアイテムやカードを一定枚数揃えることで希少なアイテムやカードを入手できるシステムを指します。

ハ　リアル・マネー・トレード（RMT）に関するリスクについて

現在、モバイルオンラインゲーム業界においてはユーザー間においてゲーム内のアイテムをオークションサイト等で売買するというリアル・マネー・トレードと呼ばれる行為が一部のユーザーにより行われております。当社グループでは、利用規約でリアル・マネー・トレードの禁止を表記しており、またオークションサイト等の監視も実施しております。しかしながら、当社グループが提供するゲームに関し大規模なリアル・マネー・トレードが発生する等、不測の事態が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(2) 自然災害、事故等のリスクについて

当社グループの開発拠点は、日本においては東京都及び福岡県にあり、当該地区において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、開発・運用業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があります。また、海外にも開発子会社を有しており（韓国、台湾、シンガポール、米国、中国、フランス、カナダ、スウェーデン）、各所在地で同様の要因により開発・運用業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があり、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。なお、システムリスクについては、「(1) 事業内容に関するリスクについて　②事業のリスクについて　ホ．システムリスクについて」に記載しております。

(3) 会社組織に関するリスクについて

① 創業者への依存について

当社グループの創業者であり代表取締役社長である國光宏尚は、当社グループ設立以来の代表取締役社長であり、経営方針や戦略の決定をはじめ、モバイルオンラインゲームの開発等の各方面の事業推進において重要な役割を果たしております。

このため当社では、事業拡大に伴い積極的な権限移譲を実施し、同氏に過度に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏に不測の事態が生じた場合、又は同氏が退任するような事態が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。また、当社グループ事業においては、取締役等の経営幹部並びに各部門の責任者への依存度が高い状態であり、当該メンバーに過剰な業務負荷がかかることによって健康状態に支障を来して業務の遂行が滞る状況が生じた場合、又は退職する等の事態が生じた場合には、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保及び育成について

当社グループでは、事業拡大を進めていくにあたり、優秀な人材の確保、育成が極めて重要な課題であると考えております。このため、採用活動の強化、研修体制の充実等に努めておりますが、十分な人材を確保・育成できない場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

③ 個人情報の管理について

当社グループは個人情報を取得しているため、個人情報を有するサーバーへのアクセス制限や情報セキュリティに関する基本方針及び個人情報保護に関する規程を制定し、社員教育を実施する等、個人情報の管理体制強化を図っております。しかしながら、今後、個人情報の流出等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

④ 知的財産の管理について

当社グループでは、知的財産の取扱いに関する留意事項を文書化した社内基準を制定するとともに、従業員に対し当該基準の遵守について定期的な共有を図る等、内部管理体制を構築しております。また、ゲームコンテンツ制作の一部を委託する外部クリエイターとの契約において、知的財産については第三者の知的財産権を侵害しないこと、当社グループに対して著作権を譲渡すること等の細かな取り決めを行っております。

しかしながら、当社グループの提供するコンテンツによる第三者の知的財産権の侵害等、不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

⑤ 内部管理体制について

当社グループでは、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、国内、海外の法令・ルールの遵守及び企業倫理に沿った法令遵守を定めた規程を制定するとともに、内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為等、不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(4) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役及び従業員に対するインセンティブを目的として、当社の新株予約権（以下、「ストック・オプション」という。）を付与しております。

今後につきましても、ストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加えて、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、既存の株主が保有する株式の価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在におけるストック・オプションによる潜在株式数は2,723,500株であり、発行済株式総数27,164,500株の10.0%に相当しております。

(5) ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合による株式売却について

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は27,164,500株であり、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタル等が組成した投資事業組合（以下、「ベンチャーキャピタル等」という。）が所有している株式数は、11,611,000株（所有割合42.7%）であります。従って、当社グループが株式上場後、ベンチャーキャピタル等が所有する株式を短期間で売却した場合、当社グループの株価に一時的な影響を及ぼす恐れがあります。

(6) 資金使途について

株式上場時の公募増資による調達資金の使途につきましては、設備投資資金として海外拠点の開設・運営にかかる費用、海外拠点の開設等に伴う開発人員の人件費の増加分及び当社グループのサービスを効果的に拡大していくための広告宣伝費に充当する予定であります。しかしながら、当社グループが属する業界においては経営環境の変化が著しく、急速に変化する経営環境に対応するため、現時点における計画以外の使途に充当される可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を充当した場合でも、想定どおりの投資効果を上げられない可能性もあります。

(7) 配当政策について

当社は、剰余金の配当につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と財務基盤の強化のための内部留保とのバランスを保ちながら、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

しかしながら、当社は成長過程にあり、今後の事業展開及び財務基盤の強化を図るため、会社設立以来、当事業年度を含め配当を行っておりません。将来的には、業績及び財政状態等を勘案しながら株主への利益配当を目指していく方針でありますが、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

(8) 社歴が浅いことについて

当社は、平成19年６月に設立されており、設立後の経過期間は７年程度と社歴が浅い会社となります。従って、当社グループの過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とならず、過年度の業績のみでは今後の業績を必ずしも正確に判断できない可能性があります。

(9) 海外展開について

当社は、平成24年より海外開発子会社（韓国、シンガポール、米国、フランス、中国、台湾、カナダ、スウェーデン）の設立を開始し、今後も積極的にグローバルな事業展開を行っていく方針であります。一方、各所在地の法令、制度・規制、社会情勢等をはじめとしたカントリーリスクが顕在化し、円滑な事業推進を行うことが困難になった場合、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループでは、平成26年４月度の外貨建て売上高が全社売上高の30.7%を占めている状況にあります。当社では、連結財務諸表の作成時に外貨建てから円換算を行っていることから、換算時の為替レートが大幅に変動した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(10) M&A、資本業務提携について

当社は、同業他社等に対するM&Aや資本業務提携を既存の事業を補完・強化するための有効な手段の一つであると位置づけております。M&Aや資本業務提携の実行に際しては、財務・税務・法務・ビジネス等に関する詳細なデュー・ディリジェンスを行い、各種リスクの低減に努める方針でありますが、事前に想定されなかった事象が発生した場合、又はM&Aや資本業務提携に見合う効果の創出がなされなかった場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(11) 投資活動について

当社グループでは、国内・海外での事業展開を強化するべく、当社本体でのM&A、資本業務提携活動に加え、当社子会社である株式会社gumi venturesを通じた投資活動を行っております。投資活動においては、当社グループとの業務シナジーを創出されうる投資活動を遂行することをミッションとしており、投資実行に際しては、財務・税務・法務・ビジネス等に関する詳細なデュー・ディリジェンスを行っておりますが、事前に想定されなかった事象が発生した場合、又は投資先の株式価値が著しく低下した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

スマートフォン／タブレット端末向けアプリプラットフォーマーとの規約

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
Apple Inc.	Developer Advertising Services Agreement	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する規約	契約期間は定められておりません。
Google Inc.	マーケットデベロッパー販売／配布契約書	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する規約	契約期間は定められておりません。
株式会社エイリム	協業契約書	ブレイブ フロンティアの開発・配信に係る協業体制・収益配分・費用負担及びプロモーション等に係る契約	平成25年７月１日から２年間ごとの自動更新

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積もりについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第７期連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

当連結会計年度末における資産合計は5,531,670千円となり、前連結会計年度末に比べ、2,656,701千円の増加となりました。流動資産合計は4,574,657千円となり、前連結会計年度末に比べ、2,161,841千円の増加となりました。これは主に現金及び預金が591,868千円増加したこと、売掛金が1,678,668千円増加したこと等によるものであります。

固定資産合計は957,013千円となり、前連結会計年度末に比べ、494,859千円の増加となりました。これは主に、無形固定資産が273,931千円及び敷金及び保証金が14,319千円増加したことなどの結果によるものであります。

当連結会計年度末における負債合計は2,034,189千円となり、前連結会計年度末に比べ、827,388千円の増加となりました。流動負債合計は1,967,232千円となり、前連結会計年度末に比べ、822,890千円の増加となりました。これは主に、買掛金355,753千円及び未払金354,089千円増加したこと等によるものであります。

固定負債合計は66,956千円となり、前連結会計年度末に比べ、4,497千円の増加となりました。これは主に、オフィス増床に伴い資産除去債務が5,064千円増加したこと等によるものであります。

当連結会計年度末における純資産合計は3,497,481千円となり、前連結会計年度末に比べ、1,829,313千円の増加となりました。これは主に、資本金及び資本剰余金がそれぞれ947,656千円増加したこと等によるものであります。

第８期第１四半期連結累計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年７月31日）

当第１四半期連結会計期間末の総資産は13,422,879千円となり、前連結会計年度末比7,891,209千円増加いたしました。主な内訳は、現金及び預金が7,567,606千円、投資有価証券が101,796千円増加したことによるものであります。

負債は4,630,217千円となり、前連結会計年度末比2,596,028千円増加いたしました。主な内訳は、買掛金が138,565千円、短期借入金が2,000,000千円、未払法人税等が415,621千円増加したことによるものであります。

純資産は8,792,662千円となり、前連結会計年度末比5,295,180千円増加いたしました。なお、自己資本比率は64.9％となりました。

(3) 経営成績の分析

第７期連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

売上高は、11,192,848千円（前年同期比102.9％増）となりました。主な要因は、当社子会社の株式会社エイリムが開発・運営するネイティブアプリ「ブレイブ フロンティア」の全世界で1,000万ダウンロードを超えるヒットによる、ユーザー数の拡大による課金収入の増加であります。

売上原価は、7,986,742千円（前年同期比44.9％増）となりました。主な要因は、変動費以外に固定費として業容拡大に伴う労務費の増加、及び子会社の運営コストを本社が負担していることに伴う外注費の増加であります。

販売費及び一般管理費は、3,308,998千円（前年同期比189.4％増）となりました。主な要因は、広告宣伝費の増加、従業員の増加に伴う人件費の増加、及び採用活動の推進に伴う紹介会社手数料の増加等であります。

営業外収益は、17,265千円（前年同期比14.6％減）となりました。主な要因は、補助金収入の7,958千円の減少であります。営業外費用は、83,362千円（前年同期比19.2％増）となりました。主な要因は、持分法による投資損失18,789千円であります。

特別利益は、54,609千円（前年同期はゼロ）となりました。要因は、モバイルオンラインゲーム１本の譲渡による事業譲渡益54,609千円であります。

第８期第１四半期連結累計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年７月31日）

売上高は、7,109,378千円となりました。主な要因は、当社子会社の株式会社エイリムが開発・運営するネイティブアプリ「ブレイブ フロンティア」の課金収入が堅調に推移したこと、特に新規に欧州へリリースをしたことによります。

売上原価は、4,168,822千円となりました。主な要因は、課金収入増加に伴う支払手数料及び業務拡大による人員の増加による人件費、外注費によるものです。

販売費及び一般管理費は、2,114,506千円となりました。主な要因は、広告宣伝費、業務拡大による従業員増加に伴う人件費及び採用活動の推進に伴う紹介会社手数料等によるものです。

営業外収益は、5,805千円となりました。主な要因は、関係会社への業務指導のため業務指導料によるものです。営業外費用は、55,355千円となりました。主な要因は、新株発行に伴う株式交付費の発生及び為替差損益によるものであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

第７期連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は、前連結会計年度末と比べ620,375千円増加し、2,470,392千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は933,623千円（前連結会計年度は1,180,822千円の支出）となりました。これは主に、仕入債務282,997千円及び未払金の増加337,058千円による資金の増加があったものの、売上債権の増加額1,611,986千円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は357,081千円（前連結会計年度は290,986千円の支出）となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出221,744千円、関係会社株式の取得による支出135,310千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は1,894,379千円（前連結会計年度は804,898千円の収入）となりました。これは主に、株式の発行による収入1,888,679千円によるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの業績は、外部要因としてスマートフォン／タブレット端末の市場動向、モバイルオンラインゲームの市場動向、技術革新、プラットフォーマーの動向、競合との競争状況等の影響を受ける可能性があります。また、モバイルオンラインゲームを取り巻く競争環境は年々激しさを増しておりますが、当社グループの売上高は堅調に拡大しております。

また、内部要因としましては、新規ゲームコンテンツの開発状況、人材確保の進捗状況、内部管理体制の構築状況、システム障害等により、当社グループの業績は影響を受ける可能性がありますが、社内管理体制の整備及び内部統制システムの強化によりこれらのリスク要因に対応するよう努めてまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、今後も世界のモバイルオンラインゲーム市場が成長を続けるものと見込んでおり、事業展開をさらに拡大させております。当社グループは国内・海外、特にアジア市場を中心に事業を展開しておりますが、今後は北米及び欧州市場にも事業を拡大してまいります。

現在は国内におけるヒットゲームコンテンツを海外へ展開する際のローカライズ拠点として機能することで各種ノウハウを構築しつつ、今後は海外拠点発の良質なオリジナルゲームコンテンツを創出できる体制を整えてまいります。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社グループはグローバルベースの競争に打ち勝つため、ネイティブアプリサービス及びパブリッシングサービスに注力してまいります。具体的には、モバイルオンラインゲームのグローバルな配信体制の構築により、当社のゲームコンテンツを世界各国へ提供していくことに加え、他社が開発する国内・海外の良質なゲームコンテンツを世界各国に配信していくことが重要な課題であると考えており、今後も開発・ローカライズ・配信拠点の拡充、プ

ラットフォームやマーケティングパートナーとの連携、世界各国のゲーム開発会社との提携及び有名IPの活用等を積極的に推し進めていく方針であります。

経営戦術として次の４つの領域のコンテンツにてバランスのとれたポートフォリオを構築し、高い収益力と強固な財務基盤を実現させ継続的な成長を図ってまいります。

[ネイティブアプリサービス]

①オリジナルコンテンツ

長期間の開発が必要となりヒットの確率が相対的に低いものの、ヒットした場合には高い収益性が見込まれるハイリスク・ハイリターンのコンテンツ

②IPコンテンツ

有名なIPを活用し、当社グループにて開発を行うミドルリスク・ミドルリターンのコンテンツ

③リアルグラフ向けコンテンツ

「LINE」「Kakao Talk」など、大規模なユーザーベースを有するソーシャルメディア向けのミドルリスク・ミドルリターンのコンテンツ

[パブリッシングサービス]

④パブリッシングコンテンツ

短期間の開発が可能となりヒットの確率が相対的に高く、安定した収益性が見込まれるローリスク・ローリターンのコンテンツ

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

第７期連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

当連結会計年度の設備投資については、ゲームコンテンツの新規開発及び運営機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度において実施した設備投資の総額（建設仮勘定を除く。）は53,403千円であり、その主な内容は、パソコンの購入等33,940千円、ソフトウエアの購入等12,708千円によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第８期第１四半期連結累計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年７月31日）

当第１四半期連結累計期間の設備投資につきましては、金額の重要性が低いため、記載を省略いたします。なお、当第１四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成26年４月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
		建物	工具、器具及び備品	その他	合計	
本社 （東京都新宿区）	事務所及び開発スタジオ	74,390	33,896	10,929	119,216	227 (20)

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。
２．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
３．事業所は賃借しており、その年間賃借料は164,709千円であります。
４．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間の平均雇用人員であります。

(2) 国内子会社

平成26年４月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物	工具、器具及び備品	その他	合計	
株式会社gumi West	本社 （福岡県福岡市博多区）	開発スタジオ	14,774	4,691	1,157	20,622	66 (1)
株式会社エイリム	本社 （東京都新宿区）	開発スタジオ	－	4,531	－	4,531	25 (23)
株式会社Fenris	本社 （東京都新宿区）	開発スタジオ	－	769	－	769	8

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。
２．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
３．事業所は賃借しており、その年間賃借料は、株式会社gumi Westは16,503千円、株式会社エイリムは2,308千円、株式会社Fenrisは142千円であります。
４．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間の平均雇用人員であります。

(3) 在外子会社

平成26年４月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 （名）
			建物	工具、器具及び備品	その他	合計	
gumi Korea, Inc.	ソウルオフィス （韓国 ソウル市）	開発スタジオ	4,298	9,687	9,602	23,588	65 (3)
gumi Asia Pte. Ltd.	シンガポールオフィス （シンガポール シンガポール市）	開発スタジオ	9,174	15,081	429	24,685	168
谷米信息技術（上海）有限公司	上海オフィス （中国 上海市）	開発スタジオ	687	5,610	1,167	7,465	58 (2)
gumi Europe SAS	パリオフィス （フランス パリ市）	開発スタジオ	－	5,335	506	5,842	18 (1)

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。

２．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

３．事業所は賃借しており、在外子会社における年間賃借料の総額は56,410千円であります。

４．従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間の平均雇用人員であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

（平成26年10月31日現在）

会社名	事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力（注）４
				総額（千円）	既支払金額（千円）		着手	完了	
gumi America,Inc.	オースティンオフィス（米国テキサス州オースティン市）	モバイルオンラインゲーム事業	開発スタジオ	30,000	－	増資資金	平成26年７月	平成27年４月	－
gumi Canada, Inc.	バンクーバーオフィス（カナダ ブリティッシュコロンビア州 バンクーバー市）（注）５	モバイルオンラインゲーム事業	開発スタジオ	30,000	－	増資資金	平成26年８月	平成27年４月	－
gumi Germany GmbH	ベルリンオフィス（ドイツ ベルリン市）	モバイルオンラインゲーム事業	開発スタジオ	30,000	－	増資資金	平成26年９月	平成27年４月	－

なお、平成26年11月４日開催の取締役会において、次のとおり海外拠点の開設・運営等の設備投資をすることを決議しております。

会社名	事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力（注）４
				総額（千円）	既支払金額（千円）		着手	完了	
平成27年４月期開設３拠点	－	モバイルオンラインゲーム事業	開発スタジオ	90,000	－	増資資金	平成26年11月以降（注）２	平成27年４月まで（注）２	－
平成28年４月期開設12拠点	－	モバイルオンラインゲーム事業	開発スタジオ	360,000	－	増資資金	平成27年５月以降（注）３	平成28年４月まで（注）３	－

（注）１．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

２．着手予定年月、完成予定年月につきましては、平成27年４月期中の着手、完成を予定しており、月は未定であります。

３．着手予定年月、完成予定年月につきましては、平成28年４月期中の着手、完成を予定しており、月は未定であります。

４．完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

５．gumi Canada, Inc.は、平成26年11月１日付でカナダ ブリティッシュコロンビア州 バーナビー市に移転しております。

(2) 重要な設備の除却等（平成26年10月31日現在）

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	98,878,000
計	98,878,000

（注）　平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で、株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は98,804,150株増加し、98,878,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	27,164,500	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	27,164,500	－	－

（注）１．平成26年７月14日付でＡ種優先株式が普通株式に転換され、また平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、普通株式の発行数は24,719,500株となっております。

２．平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で、普通株式１株を500株に分割するとともに単元株式数を100株とする単元株式制度を採用しております。

３．平成26年７月31日開催の取締役会決議により、平成26年９月24日を払込期日とする第三者割当増資を行っております。これにより、普通株式の発行数は27,164,500株となっております。

（２）【新株予約権等の状況】

①　第１回新株予約権

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成22年７月29日開催の第３回定時株主総会決議、平成22年９月３日開催の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 （平成26年４月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年10月31日）
新株予約権の数（個）	16	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	560（注）１，５	280,000（注）１，５
新株予約権の行使時の払込金額（円）	14,286（注）２	29（注）２，５
新株予約権の行使期間	自　平成24年９月５日 至　平成32年７月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　14,286（注）５ 資本組入額　7,143（注）５	発行価格　29（注）５ 資本組入額　15（注）５
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式１株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数＋\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数＋新株発行（処分）株式数}$$

３．新株予約権の行使に係る行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。

②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

４．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項
現在の発行内容に準じて決定する。

５．平成23年７月11日開催の取締役会決議により、平成23年７月30日付で株式１株を35株に、また平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 第３回新株予約権

平成23年７月21日開催の第４回定時株主総会決議、平成23年９月13日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 （平成26年４月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年10月31日）
新株予約権の数（個）	140	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	140（注）１	70,000（注）１，５
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）２	100（注）２，５
新株予約権の行使期間	自　平成25年９月15日 至　平成33年７月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　50,000 資本組入額　25,000	発行価格　100（注）５ 資本組入額　50（注）５
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式１株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

３．新株予約権の行使に係る行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。

② 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

④ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

４．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。
ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
ⅴ　新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
ⅵ　新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。
ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
ⅸ　新株予約権の取得条項
現在の発行内容に準じて決定する。

５．平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③　第４回新株予約権

平成23年７月21日開催の第４回定時株主総会決議、平成23年10月31日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 （平成26年４月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年10月31日）
新株予約権の数（個）	1,261	1,261
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,261（注）１	630,500（注）１，６
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）２	100（注）２，６
新株予約権の行使期間	自　平成25年11月２日 至　平成33年７月21日（注）３	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　50,000 資本組入額　25,000	発行価格　100（注）６ 資本組入額　50（注）６
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式１株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過する日まで、権利を行使することができないものとする。

４．新株予約権の行使に係る行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。

②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅

し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項
現在の発行内容に準じて決定する。

６．平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④　第６回新株予約権

平成24年３月15日及び平成24年４月26日開催の臨時株主総会決議、平成24年４月27日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 （平成26年４月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年10月31日）
新株予約権の数（個）	450	450
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	450（注）１	225,000（注）１，６
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300,000（注）２	600（注）２，６
新株予約権の行使期間	自　平成24年４月28日 至　平成34年３月15日（注）３	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　300,000 資本組入額　150,000	発行価格　600（注）６ 資本組入額　300（注）６
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成26年４月28日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとする。
ただし、子会社取締役１名については、株式上場日後６ヶ月経過した日以降に権利を行使することができるものとし、加えて平成24年４月28日、平成25年４月28日、平成26年４月28日以降にそれぞれ付与された権利の内の３分の１を行使できるものとする。

４．新株予約権の行使に係る行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。
②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。
④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合に

つき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項
現在の発行内容に準じて決定する。

６．平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑤　第８回新株予約権

平成24年３月15日及び平成24年４月26日開催の臨時株主総会決議、平成24年７月19日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 （平成26年４月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年10月31日）
新株予約権の数（個）	180	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	180（注）１	90,000（注）１，６
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300,000（注）２	600（注）２，６
新株予約権の行使期間	自　平成24年７月21日 至　平成34年３月15日（注）３	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　300,000 資本組入額　150,000	発行価格　600（注）６ 資本組入額　300（注）６
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成26年７月21日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとする。
ただし、うち１名については、株式上場日後６ヶ月を経過する日以降かつ子会社の業況に関する条件を満たした場合に限り権利を行使できるものとする。

４．新株予約権の行使に係る行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。
②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。
④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新

株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項
現在の発行内容に準じて決定する。

６．平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑥　第９回新株予約権

平成25年４月30日開催の臨時株主総会決議、平成25年８月26日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 （平成26年４月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年10月31日）
新株予約権の数（個）	855	855
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	855（注）１	427,500（注）１，６
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300,000（注）２	600（注）２，６
新株予約権の行使期間	自　平成25年８月28日 至　平成35年４月30日（注）３	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　300,000 資本組入額　150,000	発行価格　600（注）６ 資本組入額　300（注）６
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式１株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成27年８月28日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成27年８月28日以降に付与された権利の内の３分の２、平成28年８月28日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

４．新株予約権の行使に係る行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。

②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新

株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項
現在の発行内容に準じて決定する。

６．平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑦　第10回新株予約権

平成25年４月30日開催の臨時株主総会決議、平成25年10月16日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 （平成26年４月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年10月31日）
新株予約権の数（個）	81	81
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	81（注）１	40,500（注）１，６
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300,000（注）２	600（注）２，６
新株予約権の行使期間	自　平成25年10月18日 至　平成35年４月30日（注）３	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　300,000 資本組入額　150,000	発行価格　600（注）６ 資本組入額　300（注）６
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式１株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過する日まで、権利を行使することができないものとし、加えて平成26年４月１日、平成27年４月１日、平成28年４月１日以降にそれぞれ付与された権利の内の３分の１を行使できるものとする。

４．新株予約権の行使に係る行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。

②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅

し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項
現在の発行内容に準じて決定する。

６．平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑧　第11回新株予約権

平成25年11月20日開催の臨時株主総会決議、平成26年２月19日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 （平成26年４月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年10月31日）
新株予約権の数（個）	490	490
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	490（注）１	245,000（注）１，６
新株予約権の行使時の払込金額（円）	357,000（注）２	714（注）２，６
新株予約権の行使期間	自　平成26年２月21日 至　平成35年11月20日（注）３	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　357,000 資本組入額　178,500	発行価格　714（注）６ 資本組入額　357（注）６
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年２月21日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年２月21日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年２月21日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

４．新株予約権の行使に係る行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。

②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新

株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項
現在の発行内容に準じて決定する。

６．平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑨　第12回新株予約権

平成25年12月19日開催の臨時株主総会決議、平成26年３月25日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 （平成26年４月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年10月31日）
新株予約権の数（個）	60	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	60（注）１	30,000（注）１，６
新株予約権の行使時の払込金額（円）	357,000（注）２	714（注）２，６
新株予約権の行使期間	自　平成26年３月27日 至　平成35年12月19日（注）３	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　357,000 資本組入額　178,500	発行価格　714（注）６ 資本組入額　357（注）６
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年３月27日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年３月27日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年３月27日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

４．新株予約権の行使に係る行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。

②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新

株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項
現在の発行内容に準じて決定する。

６．平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑩　第13回新株予約権

平成26年５月27日開催の臨時株主総会決議、平成26年９月５日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 （平成26年４月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年10月31日）
新株予約権の数（個）	－	1,095
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	－	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	－	547,500（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	－	1,362（注）２
新株予約権の行使期間	－	自　平成26年９月７日 至　平成36年５月27日（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	－	発行価格　　1,362 資本組入額　　681
新株予約権の行使の条件	－	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	－	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	（注）５

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式500株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年９月７日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年９月７日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年９月７日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

４．新株予約権の行使に係る行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。

②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新

株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項
現在の発行内容に準じて決定する。

⑪　第14回新株予約権

平成26年５月27日開催の臨時株主総会決議、平成26年９月５日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 （平成26年４月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年10月31日）
新株予約権の数（個）	－	275
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	－	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	－	137,500（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	－	1,362（注）２
新株予約権の行使期間	－	自　平成26年10月３日 至　平成36年５月27日（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	－	発行価格　　1,362 資本組入額　　681
新株予約権の行使の条件	－	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項	－	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	（注）５

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式500株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年10月３日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年10月３日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年10月３日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

４．新株予約権の行使に係る行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。

②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新

株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項
現在の発行内容に準じて決定する。

（３）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成22年９月３日 （注）１	普通株式 95	普通株式 515	23,750	88,750	23,750	78,750
平成22年９月30日 （注）２	普通株式 90 Ａ種優先株式 110	普通株式 605 Ａ種優先株式 110	175,000	263,750	175,000	253,750
平成23年４月27日 （注）３	普通株式 120	普通株式 725 Ａ種優先株式 110	105,000	368,750	105,000	358,750
平成23年７月30日 （注）４	普通株式 24,650 Ａ種優先株式 3,740	普通株式 25,375 Ａ種優先株式 3,850	―	368,750	―	358,750
平成23年11月18日 （注）５	普通株式 5,843	普通株式 31,218 Ａ種優先株式 3,850	876,450	1,245,200	876,450	1,235,200
平成23年11月30日 （注）６	普通株式 670	普通株式 31,888 Ａ種優先株式 3,850	100,500	1,345,700	100,500	1,335,700
平成23年12月５日 （注）７	普通株式 154	普通株式 32,042 Ａ種優先株式 3,850	23,100	1,368,800	23,100	1,358,800
平成25年11月22日 （注）８	普通株式 2,240	普通株式 34,282 Ａ種優先株式 3,850	399,840	1,768,640	399,840	1,758,640
平成25年12月25日 （注）９	普通株式 3,069	普通株式 37,351 Ａ種優先株式 3,850	547,816	2,316,456	547,816	2,306,456
平成26年６月６日 （注）10	普通株式 5,678	普通株式 43,029 Ａ種優先株式 3,850	1,723,273	4,039,729	1,723,273	4,029,729
平成26年７月４日 （注）11	普通株式 2,560	普通株式 45,589 Ａ種優先株式 3,850	776,960	4,816,689	776,960	4,806,689
平成26年７月14日 （注）12	普通株式 3,850 Ａ種優先株式 ―	普通株式 49,439 Ａ種優先株式 3,850	―	4,816,689	―	4,806,689

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成26年７月15日 （注）13	普通株式 － Ａ種優先株式 △3,850	普通株式 49,439 Ａ種優先株式 －	－	4,816,689	－	4,806,689
平成26年８月１日 （注）14	普通株式 24,670,061	普通株式 24,719,500	－	4,816,689	－	4,806,689
平成26年９月24日 （注）15	普通株式 2,445,000	普通株式 27,164,500	1,665,045	6,481,734	1,665,045	6,471,734

（注）１　有償第三者割当　発行価格500,000円　資本組入額250,000円
割当先　NEXT BIG THING株式会社　他個人５名

２　有償第三者割当　発行価格1,750,000円　資本組入額875,000円
割当先　グリー株式会社

３　有償第三者割当　発行価格1,750,000円　資本組入額875,000円
割当先　NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合、株式会社新生銀行、三菱UFJキャピタル３号投資事業有限責任組合、ngiベンチャーコミュニティ・ファンド２号投資事業有限責任組合

４　株式分割（１：35）によるものであります。

５　有償第三者割当　発行価格300,000円　資本組入額150,000円
割当先　ジャフコ・スーパーＶ３共有投資事業有限責任組合、株式会社新生銀行、DBJキャピタル２号投資事業有限責任組合

６　有償第三者割当　発行価格300,000円　資本組入額150,000円
割当先　ニッセイ・キャピタル４号投資事業有限責任組合、コーエーテクモホールディングス株式会社

７　有償第三者割当　発行価格300,000円　資本組入額150,000円
割当先　株式会社新生銀行、三菱UFJキャピタル３号投資事業有限責任組合

８　有償第三者割当　発行価格357,000円　資本組入額　178,500円
割当先　株式会社アイスタイル、B Dash Fund　１号投資事業有限責任組合、イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合、DBJキャピタル２号投資事業有限責任組合　他個人１名

９　有償第三者割当　発行価格357,000円　資本組入額　178,500円
割当先　株式会社フジ・メディア・ホールディングス、新生企業投資株式会社

10　有償第三者割当　発行価格607,000円　資本組入額　303,500円
割当先　WiL Fund Ⅰ,L.P.、株式会社セガネットワークス、ジャフコ・スーパーＶ３共有投資事業有限責任組合

11　有償第三者割当　発行価格607,000円　資本組入額　303,500円
割当先　WiL Fund Ⅰ,L.P.、B Dash Fund　２号投資事業有限責任組合、新生企業投資株式会社、グリー株式会社、三菱UFJキャピタル３号投資事業有限責任組合、DBJキャピタル投資事業有限責任組合、他個人１名

12　Ａ種優先株式の取得請求権行使により、Ａ種優先株式の全てを自己株式として取得し、普通株式へ転換いたしました。

13　平成26年７月15日開催の取締役会決議により、自己株式（Ａ種優先株式）を全て消却いたしました。

14　株式分割（１：500）によるものであります。

15　有償第三者割当　発行価格1,362円　資本組入額　681円
割当先　LINE株式会社

（５）【所有者別状況】

平成26年10月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	1	―	9	2	1	26	39	―
所有株式数（単元）	―	8,000	―	109,090	22,540	525	131,490	271,645	―
所有株式数の割合（％）	―	2.95	―	40.16	8.30	0.19	48.41	100.00	―

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成26年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　27,164,500	271,645	株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	27,164,500	―	―
総株主の議決権	―	271,645	―

②【自己株式等】

平成26年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
―	―	―	―	―	―
計	―	―	―	―	―

（7）【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 第１回新株予約権

平成22年７月29日開催の第３回定時株主総会決議、平成22年９月３日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年７月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役３ 当社従業員３（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 退職による権利の喪失及び取締役の退任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役１名となっております。

② 第３回新株予約権

平成23年７月21日開催の第４回定時株主総会決議、平成23年９月13日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年７月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員３（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 従業員の取締役就任及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役１名、当社従業員１名の合計２名となっております。

③　第４回新株予約権

平成23年７月21日開催の第４回定時株主総会決議、平成23年10月31日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年７月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役２ 当社従業員５（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）　従業員の取締役就任、子会社取締役就任、退職による権利の喪失及び取締役の退任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役１名、子会社取締役１名、当社従業員２名の合計４名となっております。

④　第６回新株予約権

平成24年３月15日及び平成24年４月26日開催の臨時株主総会決議、平成24年４月27日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年３月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役１ 当社従業員２（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）　従業員の取締役就任及び子会社取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役１名、子会社取締役２名の合計３名となっております。

⑤　第８回新株予約権

平成24年３月15日及び平成24年４月26日開催の臨時株主総会決議、平成24年７月19日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年３月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員２
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）　従業員の子会社取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員１名、子会社取締役１名の合計２名となっております。

⑥　第９回新株予約権

平成25年４月30日開催の臨時株主総会決議、平成25年８月26日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年４月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役１ 子会社取締役１ 当社従業員３ 子会社従業員１
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）　従業員の子会社取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役１名、子会社取締役３名、当社従業員１名、子会社従業員１名の合計６名となっております。

⑦　第10回新株予約権

平成25年４月30日開催の臨時株主総会決議、平成25年10月16日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年４月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役１
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

⑧　第11回新株予約権

平成25年11月20日開催の臨時株主総会決議、平成26年２月19日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年11月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役１ 当社監査役１ 子会社取締役１ 当社従業員３
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

⑨　第12回新株予約権

平成25年12月19日開催の臨時株主総会決議、平成26年３月25日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年12月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社従業員２
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

⑩　第13回新株予約権

平成26年５月27日開催の臨時株主総会決議、平成26年９月５日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年９月５日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役２ 当社従業員９ 子会社取締役５ 子会社従業員10
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)子会社従業員の子会社取締役就任及び子会社従業員１名の退職により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役２名、当社従業員９名、子会社取締役６名、子会社従業員８名の合計25名となっております。

⑪　第14回新株予約権

平成26年５月27日開催の臨時株主総会決議、平成26年９月５日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年９月５日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員１ 子会社従業員１
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第４号による優先株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
最近事業年度における取得自己株式	－	－
最近期間における取得自己株式	3,850	（注）

（注）取得請求権の行使により取得した自己株式（Ａ種優先株式）であり、対価として当社の普通株式3,850株を交付しております。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（千円）	株式数（株）	処分価額の総額（千円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	19	5,700	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	3,850	－
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他 （　－　）	－	－	－	－
保有自己株式数	－	－	－	－

3【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と財務基盤の強化のための内部留保とのバランスを保ちながら、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

しかしながら、当社は成長過程にあり、今後の事業展開及び財務基盤の強化を図るため、会社設立以来、当事業年度を含め配当を行っておりません。将来的には、業績及び財政状態等を勘案しながら株主への利益配当を目指していく方針でありますが、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

内部留保資金につきましては、新規ゲームコンテンツの開発・運営資金として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第５項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（株）
代表取締役社長	－	國光　宏尚	昭和49年１月28日生	平成16年５月 平成16年５月 平成19年６月 平成24年４月 平成24年４月 平成24年７月 平成24年９月 平成24年11月 平成24年12月 平成26年10月 平成26年10月	株式会社アットムービー入社 同社取締役 当社設立 代表取締役社長（現任） gumi Asia Pte. Ltd. Director（現任） 香港谷米有限公司董事（現任） gumi Investment Limited Director（現任） gumi Korea, Inc. 理事（現任） gumi Europe SAS President（現任） 株式会社gumi West 取締役（現任） 株式会社エイリム取締役（現任） gumi Sweden AB Managing Director（現任） 株式会社veacon 代表取締役社長（現任）	（注）３	2,764,500
取締役	－	川本　寛之	昭和54年３月23日生	平成14年４月 平成20年４月 平成23年８月 平成23年11月 平成24年６月 平成24年６月 平成24年７月 平成24年12月 平成25年12月 平成25年12月 平成26年２月	日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 新規事業投資株式会社（現DBJキャピタル株式会社）　出向 当社入社 執行役員経営企画部長 当社取締役（現任） gumi America, Inc. CEO（現任） 株式会社gumi ventures 代表取締役社長（現任） gumi Investment Limited Director （現任） 株式会社gumi West 監査役（現任） 株式会社Fenris 代表取締役社長（現任） 株式会社エイリム取締役（現任） 株式会社Fuji&gumi Games 監査役（現任）	（注）３	25,000
取締役	－	三川　剛	昭和42年９月22日生	平成３年４月 平成10年６月 平成12年６月 平成15年６月 平成18年６月 平成24年４月 平成24年12月 平成24年12月 平成26年４月 平成26年８月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 株式会社ボストンコンサルティンググループ入社 株式会社ドリームインキュベータの創業／設立に参画 アドバンテッジ・パートナーズ合同会社入社 株式会社アファリス設立 代表取締役社長 当社入社 執行役員 当社取締役（現任） 株式会社gumi West 取締役（現任） 台灣谷米數位科技有限公司董事長（現任） gumi Canada, Inc. Director（現任）	（注）３	12,000
取締役	－	山口　真	昭和37年10月６日生	昭和60年４月 平成22年６月 平成24年６月 平成26年６月 平成26年７月	株式会社フジテレビジョン入社 同社 クリエイティブ事業局クリエイティブ事業推進部長 同社 編成制作局編成担当局長 同社 コンテンツ事業局長（現任） 当社社外取締役（現任）	（注）３	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（株）
常勤監査役	－	梅田　裕一	昭和27年４月27日生	昭和50年４月 平成５年８月 平成12年10月 平成14年５月 平成18年４月 平成23年10月	株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 さくら投資顧問株式会社 営業部長 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）浜松町支店長 株式会社ソシエ・ワールド入社 同社経営企画室長 FXプライム株式会社入社 経営管理本部長 補佐兼法務コンプライアンス部長 当社監査役（現任）	（注）４	5,000
監査役	－	池川　穣治	昭和50年２月10日生	平成11年10月 平成16年12月 平成21年３月 平成22年７月 平成22年７月 平成23年７月	株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（現株式会社AGSコンサルティング）入社 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入社 池川公認会計士事務所開業（現任） 税理士登録（登録番号113261号） 当社監査役（現任） 株式会社青山トラスト会計社 取締役（現任）	（注）４	－
監査役	－	鈴木　学	昭和45年２月11日生	平成８年４月 平成16年４月 平成23年４月 平成23年11月	弁護士登録 あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 同法律事務所パートナー（現任） 株式会社地域経済活性化支援機構 常務取締役（現任） 当社監査役（現任）	（注）４	－
計							2,806,500

（注）１．取締役山口真は、社外取締役であります。
２．監査役梅田裕一、池川穣治及び鈴木学は、社外監査役であります。
３．取締役の任期は、平成26年７月31日開催の定時株主総会終結の時から、２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
４．監査役の任期は、平成26年７月31日開催の定時株主総会終結の時から、４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
５．当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は以下のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	今泉　潤	ビジュアル・アート・クリエイション担当 兼エンタテイメント・プランニング担当
執行役員	田村　祐樹	テクニカル・ストラテジー&デベロップメント担当 兼ビジュアル&デザイン・クリエイション担当
執行役員	佐々木　智之	オペレーションズ&パブリッシング担当 兼オペレーションサポート担当 兼インフォメーション・システム担当
執行役員	大野木　勝	グローバル・ビジネス・デベロップメント担当
執行役員	富吉　聰一朗	ヒューマン・リソーシズ担当 兼コーポレート・アフェアーズ担当
執行役員	本吉　誠	ビジネス・マネジメント担当

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題であると認識しており、内部経営監視機能の充実と適切な情報開示による透明性の高い経営を確保することで、経営環境の変化に迅速且つ的確に対応し、同時に健全で持続的な成長を実現すべく、組織体制の整備・強化に努めてまいります。

また、当社に関わる全てのステークホルダーの信頼と期待に応えるため、当社では経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。加えて、社外取締役（１名）及び社外監査役（３名）により取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

①　会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。経営に対する管理並びに監督の強化を図るとともに、執行役員制度を導入して、経営の効率化・迅速化を図っております。当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。

ロ．会社の機関・内部統制（図表）

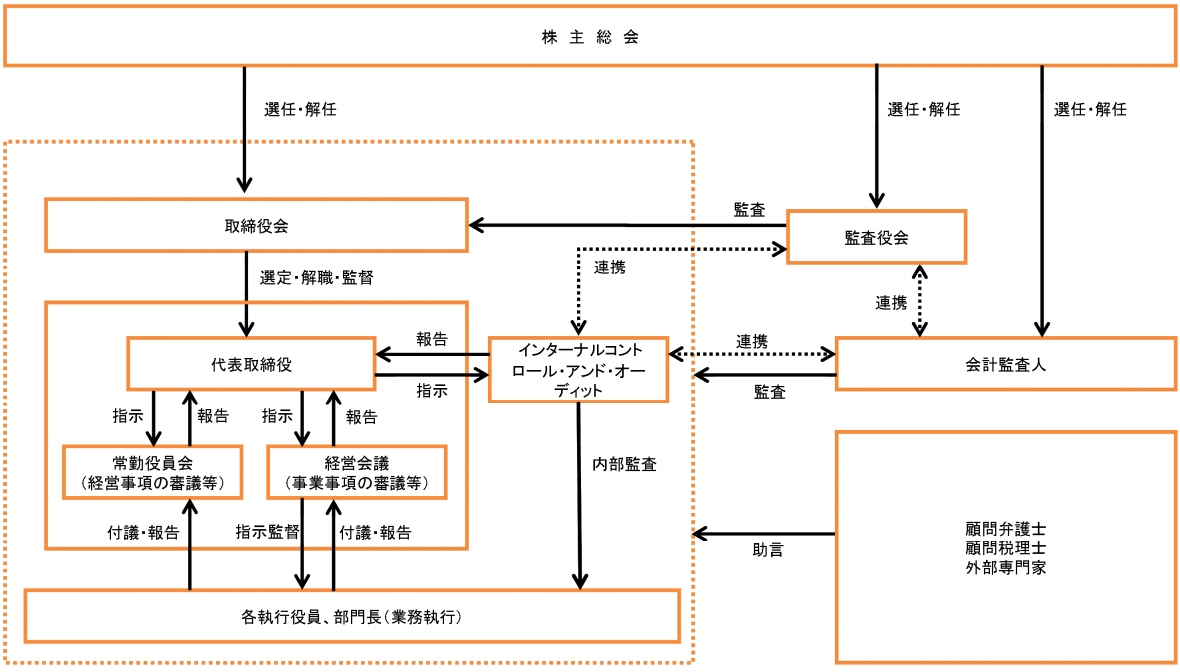

（イ）取締役及び取締役会

当社の取締役会は取締役４名で構成され、毎月１回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会が開催され、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

（ロ）常勤役員会

当社では、毎週１回、常勤取締役及び常勤監査役が出席する常勤役員会を開催しております。常勤役員会では、経営上の重要な事項に関する審議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

（ハ）経営会議

当社では、毎週１回、常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び部門長が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、業務執行上の重要な事項に関する審議及び各部門の進捗状況等を報告しており、日々刻々と変化する事業環境に対して迅速な対応を図っております。

（ニ）執行役員制度

当社では権限委譲による意思決定の迅速化を図り、経営の効率化を高めるために執行役員制度を導入しております。

（ホ）監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は３名で構成され、３名とも社外監査役であり、うち１名が常勤監査役であります。

監査役会は、毎月１回の定時監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査役は定時取締役会及び臨時取締役会に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べております。また常勤監査役は常勤役員会及び経営会議といった重要な会議にも常時出席しており業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づいて実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されております。

ハ．内部統制システムの整備の状況

会社法の定めに従い、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制を下記のとおり整備する。なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとする。

（イ）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。

ｂ．毎月１回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。

ｃ．取締役の職務責任を明確にするため、その任期は２年とする。

ｄ．基本行動理念を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。

ｅ．「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。

ｆ．「内部通報規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。

ｇ．金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。

ｈ．反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。

ｉ．使用人に対し、必要な研修を定期的に実施する。また、関連法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

（ロ）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ａ．情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。

ｂ．「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

（ハ）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、ビジネス・マネジメントがリスク管理の主管部門として、「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。

ｂ．大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

（ニ）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限基準」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。

ｂ．経営会議を毎週開催し、業務の詳細な事項について討議するとともに、各種の問題を検討し、経営判断の観点から適正かつ効率的な処理を図り、重要な事項については取締役会に報告する。

ｃ．決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。

d．組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

（ホ）当社並びに当社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制

a．当社の関係会社については、関係会社管理規程により所管部署を定め、当該部署を通じ当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行う。

b．関係会社の監査役が監査を行うとともに、当社のインターナルコントロール・アンド・オーディットが定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。

c．当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

d．反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、関係会社を指導するとともに、関係会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

（ヘ）監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

a．監査役から、監査役が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

b．当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

（ト）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

a．重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

b．取締役の報告義務

(a) 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

(b) 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
・業績及び業績見通しの内容
・内部監査の内容及び結果
・内部通報制度に基づく情報提供の状況
・行政処分の内容
・前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

c．使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

(a) 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

(b) 重大な法令又は定款違反事実

（チ）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a．代表取締役、会計監査人、監査室等と監査役の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

b．外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

ニ．内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、社長直轄のインターナルコントロール・アンド・オーディットに１名を配置し、専任の内部監査担当者として社内の内部監査活動を実施しております。インターナルコントロール・アンド・オーディットは、年間の監査計画に基づき、当社及びグループ各社に対して監査活動を実施し、監査結果等については、定期的に社長に報告する体制をとっております。

監査役の監査につきましては、取締役会、常勤役員会及び経営会議等の社内の重要会議に出席し、取締役及び執行役員の業務執行に問題ないかを監査・監督するように努めております。また、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づいて監査を実施し、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されております。常勤監査役は、稟議書その他社内の重要文書を閲覧し、また、各部門の部門長等から業務遂行状況を聴取しております。

インターナルコントロール・アンド・オーディット、監査役及び会計監査人との間で意見交換等を行うなど連携をとり、監査の実効性の向上を図っております。

ホ．会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、勤続年数が７年以内の為、年数の記載を省略しております。

（イ）業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員　業務執行社員：百井　俊次

指定社員　業務執行社員：長南　伸明

（ロ）監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　　４名

その他　　４名

ヘ．社外取締役及び社外監査役との関係

（イ）社外取締役

山口真は、事業会社における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。なお、同氏は当社と資本的関係のある株式会社フジ・メディア・ホールディングスの子会社である株式会社フジテレビジョンのコンテンツ事業局長であります。取引については、株式会社フジ・メディア・ホールディングス及び株式会社フジテレビジョンとの間には取引はありません。

（ロ）社外監査役

梅田裕一は、金融業界における長期の職務経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の株式を5,000株所有しております。

池川穣治は、財務や会計に関する豊富な知識・経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別な利害関係はありません。

鈴木学は、弁護士として企業法務に精通していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、同氏は西村あさひ法律事務所のパートナーであり、同氏の所属する西村あさひ法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、同氏は当社に関する業務に従事しておらず、当社から役員報酬以外の金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しています。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

② リスク管理体制の整備状況

当社は、リスク管理のために「リスク管理規程」を制定する他、法令順守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を制定し、役職員の法令及び社会規範の遵守の啓発を図っております。また、定期的にコンプライアンス委員会を開催しリスクの早期発見、リスクへの対応方針の検討に努めております。

③ 役員報酬の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く。）	68,400	68,400	－	－	－	3
社外取締役	600	600	－	－	－	1
社外監査役	12,800	12,800	－	－	－	3

ロ．役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬額等の範囲内で、取締役会にて決定しております。監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役会にて決定しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役のいずれについても法令で定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限られます。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は８名以内とする旨を定款で定めております。

⑥ 取締役等の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第２項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑧ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑨ 中間配当

当社は、株主の皆様への利益配分を機動的に行うため、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	23,000	－	21,000	－
連結子会社	3,257	－	3,514	－
計	26,257	－	24,514	－

②【その他重要な報酬の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

当社の連結子会社であるgumi Asia Pte. Ltd.及びgumi Europe SASは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst&Youngのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬3,257千円を支払っています。

最近連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

当社の連結子会社であるgumi Asia Pte. Ltd.、谷米信息技術（上海）有限公司及びgumi Europe SASは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst&Youngのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬3,514千円を支払っています。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

該当事項はありません。

最近連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。

第５【経理の状況】

１．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成24年５月１日から平成25年４月30日まで）の連結財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年９月21日内閣府令第61号）附則第３条第３項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、前連結会計年度（平成24年５月１日から平成25年４月30日まで）の連結財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年３月26日内閣府令第19号）附則第３条により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成24年５月１日から平成25年４月30日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年９月21日内閣府令第61号）附則第２条第３項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度（平成24年５月１日から平成25年４月30日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年３月26日内閣府令第19号）附則第２条第１項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

さらに、当社は、特例財務諸表提出会社に該当するため、当事業年度（平成25年５月１日から平成26年４月30日まで）の財務諸表については、財務諸表等規則第127条の規定により作成しております。

２．監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前連結会計年度（平成24年５月１日から平成25年４月30日まで）及び当連結会計年度（平成25年５月１日から平成26年４月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成24年５月１日から平成25年４月30日まで）及び当事業年度（平成25年５月１日から平成26年４月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第１四半期連結会計期間（平成26年５月１日から平成26年７月31日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成26年５月１日から平成26年７月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を的確に把握し、又は会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し情報収集等を行っております。現在、当社では同機構が主催する各種セミナー等への参加による情報収集に加えて、同機構を含む複数の社外組織から都度配信される会計基準等に関する情報を随時取得することにより、連結財務諸表等の適正性を確保することとしております。

1【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （平成25年４月30日）	当連結会計年度 （平成26年４月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,886,047	2,477,915
売掛金	345,129	2,023,797
前払費用	43,906	44,777
未収入金	1,344	5,668
未収還付法人税等	133,964	―
その他	2,422	22,497
流動資産合計	2,412,815	4,574,657
固定資産		
有形固定資産		
建物	137,139	150,778
減価償却累計額	△20,584	△47,454
建物（純額）	116,554	103,324
工具、器具及び備品	137,274	176,677
減価償却累計額	△48,343	△97,073
工具、器具及び備品（純額）	88,930	79,603
その他	―	2,222
有形固定資産合計	205,484	185,150
無形固定資産		
のれん	35,157	302,158
ソフトウエア	16,496	23,466
その他	366	326
無形固定資産合計	52,020	325,951
投資その他の資産		
敷金及び保証金	168,346	182,666
投資有価証券	33,659	47,423
関係会社株式	※1 2,412	※1 118,933
その他	230	96,887
投資その他の資産合計	204,649	445,911
固定資産合計	462,154	957,013
資産合計	2,874,969	5,531,670
負債の部		
流動負債		
買掛金	93,174	448,927
短期借入金	800,000	800,000
未払金	156,539	510,629
未払費用	31,850	42,620
未払法人税等	7,851	77,556
未払消費税等	29,842	72,267
預り金	16,058	15,179
繰延税金負債	8,977	―
その他	48	52
流動負債合計	1,144,342	1,967,232
固定負債		
資産除去債務	47,094	52,159
繰延税金負債	15,363	14,797
固定負債合計	62,458	66,956
負債合計	1,206,800	2,034,189

（単位：千円）

	前連結会計年度 （平成25年４月30日）	当連結会計年度 （平成26年４月30日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,368,800	2,316,456
資本剰余金	1,358,800	2,306,456
利益剰余金	△1,113,337	△1,297,901
自己株式	△5,700	－
株主資本合計	1,608,562	3,325,011
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,360	3,755
為替換算調整勘定	47,583	75,759
その他の包括利益累計額合計	50,944	79,514
少数株主持分	8,661	92,954
純資産合計	1,668,168	3,497,481
負債純資産合計	2,874,969	5,531,670

【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

	当第１四半期連結会計期間 （平成26年７月31日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	10,045,522
売掛金	2,091,789
その他	149,389
流動資産合計	12,286,701
固定資産	
有形固定資産	215,661
無形固定資産	
のれん	284,931
その他	77,525
無形固定資産合計	362,457
投資その他の資産	558,059
固定資産合計	1,136,178
資産合計	13,422,879
負債の部	
流動負債	
買掛金	587,493
短期借入金	2,800,000
未払法人税等	493,177
その他	677,208
流動負債合計	4,557,880
固定負債	
資産除去債務	56,539
繰延税金負債	15,798
固定負債合計	72,337
負債合計	4,630,217
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,816,689
資本剰余金	4,806,689
利益剰余金	△999,882
株主資本合計	8,623,496
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	2,749
為替換算調整勘定	79,825
その他の包括利益累計額合計	82,575
少数株主持分	86,590
純資産合計	8,792,662
負債純資産合計	13,422,879

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　平成24年５月１日 至　平成25年４月30日）	当連結会計年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）
売上高	5,515,665	11,192,848
売上原価	5,510,965	7,986,742
売上総利益	4,699	3,206,105
販売費及び一般管理費	※1 1,143,301	※1 3,308,998
営業損失（△）	△1,138,601	△102,892
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,090	599
補助金収入	18,047	10,089
受取手数料	360	－
経営指導料	－	2,400
還付加算金	－	3,553
その他	727	623
営業外収益合計	20,225	17,265
営業外費用		
支払利息	3,123	10,304
株式交付費	－	6,633
為替差損	66,614	47,307
持分法による投資損失	－	18,789
その他	203	328
営業外費用合計	69,942	83,362
経常損失（△）	△1,188,318	△168,989
特別利益		
事業譲渡益	－	54,609
特別利益合計	－	54,609
特別損失		
固定資産除却損	※2 7,084	－
特別損失合計	7,084	－
税金等調整前当期純損失（△）	△1,195,403	△114,380
法人税、住民税及び事業税	10,972	80,041
法人税等調整額	141,854	△9,784
法人税等合計	152,826	70,256
少数株主損益調整前当期純損失（△）	△1,348,229	△184,637
少数株主損失（△）	△4,728	△73
当期純損失（△）	△1,343,501	△184,563

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　平成24年５月１日 至　平成25年４月30日）	当連結会計年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）
少数株主損益調整前当期純損失（△）	△1,348,229	△184,637
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,360	394
為替換算調整勘定	54,155	29,299
その他の包括利益合計	※1 57,516	※1 29,694
包括利益	△1,290,713	△154,942
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	△1,289,312	△155,993
少数株主に係る包括利益	△1,401	1,050

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第１四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	当第１四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年７月31日）
売上高	7,109,378
売上原価	4,168,822
売上総利益	2,940,556
販売費及び一般管理費	2,114,506
営業利益	826,049
営業外収益	
受取利息	103
経営指導料	2,400
消費税等免除益	1,267
その他	2,034
営業外収益合計	5,805
営業外費用	
支払利息	5,654
為替差損	22,303
株式交付費	17,501
持分法による投資損失	9,895
営業外費用合計	55,355
経常利益	776,499
税金等調整前四半期純利益	776,499
法人税、住民税及び事業税	479,834
法人税等調整額	△2,317
法人税等合計	477,516
少数株主損益調整前四半期純利益	298,982
少数株主損失（△）	△37
四半期純利益	299,019

【四半期連結包括利益計算書】

【第１四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	当第１四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年７月31日）
少数株主損益調整前四半期純利益	298,982
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△1,006
為替換算調整勘定	1,490
その他の包括利益合計	484
四半期包括利益	299,466
（内訳）	
親会社株主に係る四半期包括利益	302,080
少数株主に係る四半期包括利益	△2,613

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,368,800	1,358,800	230,163	－	2,957,763
当期変動額					
当期純損失（△）			△1,343,501		△1,343,501
自己株式の取得				△31,500	△31,500
自己株式の処分				25,800	25,800
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	△1,343,501	△5,700	△1,349,201
当期末残高	1,368,800	1,358,800	△1,113,337	△5,700	1,608,562

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	－	△3,244	△3,244	－	2,954,519
当期変動額					
当期純損失（△）			－		△1,343,501
自己株式の取得			－		△31,500
自己株式の処分			－		25,800
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,360	50,828	54,189	8,661	62,850
当期変動額合計	3,360	50,828	54,189	8,661	△1,286,351
当期末残高	3,360	47,583	50,944	8,661	1,668,168

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,368,800	1,358,800	△1,113,337	△5,700	1,608,562
当期変動額					
新株の発行	947,656	947,656			1,895,313
当期純損失（△）			△184,563		△184,563
自己株式の処分				5,700	5,700
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	947,656	947,656	△184,563	5,700	1,716,449
当期末残高	2,316,456	2,306,456	△1,297,901	－	3,325,011

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,360	47,583	50,944	8,661	1,668,168
当期変動額					
新株の発行			－		1,895,313
当期純損失（△）			－		△184,563
自己株式の処分			－		5,700
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	394	28,175	28,569	84,293	112,862
当期変動額合計	394	28,175	28,569	84,293	1,829,313
当期末残高	3,755	75,759	79,514	92,954	3,497,481

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　平成24年５月１日 至　平成25年４月30日）	当連結会計年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失（△）	△1,195,403	△114,380
減価償却費	70,706	77,415
のれん償却額	46,876	53,150
受取利息及び受取配当金	△1,090	△599
支払利息	3,123	10,304
為替差損益（△は益）	19,548	12,095
補助金収入	△18,047	△10,089
持分法による投資損益（△は益）	－	18,789
事業譲渡損益（△は益）	－	△54,609
固定資産除却損	7,084	－
売上債権の増減額（△は増加）	372,863	△1,611,986
仕入債務の増減額（△は減少）	18,022	282,997
株式交付費	－	6,633
未払金の増減額（△は減少）	△29,658	337,058
未払消費税等の増減額（△は減少）	△52,711	31,927
その他	△154,086	65,533
小計	△912,770	△895,759
利息及び配当金の受取額	187	599
利息の支払額	△4,103	△9,324
補助金の受取額	18,047	10,089
法人税等の支払額	△282,182	△39,228
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,180,822	△933,623
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△336,030	－
定期預金の払戻による収入	300,000	28,507
有形固定資産の取得による支出	△149,874	△43,579
無形固定資産の取得による支出	△12,667	△13,879
投資有価証券の取得による支出	△28,827	△14,299
資産除去債務の履行による支出	△189	－
関係会社株式の取得による支出	－	△135,310
事業譲渡による収入	－	54,609
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	－	※2 △221,744
敷金及び保証金の支払による支出	△92,887	△11,384
敷金及び保証金の返還による収入	29,489	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△290,986	△357,081
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	800,000	－
株式の発行による収入	－	1,888,679
自己株式の取得による支出	△31,500	－
自己株式の処分による収入	25,800	5,700
少数株主からの払込みによる収入	10,598	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	804,898	1,894,379
現金及び現金同等物に係る換算差額	30,770	16,700
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△636,140	620,375
現金及び現金同等物の期首残高	2,486,157	1,850,017
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,850,017	※1 2,470,392

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　７社

連結子会社の名称

gumi Korea, Inc.

gumi Asia Pte. Ltd.

香港谷米有限公司

株式会社gumi ventures

gumi Europe SAS

谷米信息技術（上海）有限公司

株式会社gumi West

当連結会計年度より、新たに設立した香港谷米有限公司、株式会社gumi ventures、gumi Europe SAS、谷米信息技術（上海）有限公司及び株式会社gumi Westを連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社名

gumi America, Inc.

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社１社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、谷米信息技術（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ　子会社株式

移動平均法による原価法

ロ　その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　８～15年

工具、器具及び備品　４～10年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。ただし、金額が僅少の場合は、発生時に全額償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　９社

連結子会社の名称

gumi Korea, Inc.
gumi Asia Pte. Ltd.
香港谷米有限公司
株式会社gumi ventures
gumi Europe SAS
谷米信息技術（上海）有限公司
株式会社gumi West
株式会社エイリム
株式会社Fenris

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社Fenris、過半数の株式を取得した株式会社エイリムを連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社名

gumi America, Inc.
台灣谷米數位科技有限公司

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社２社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数　１社

持分法適用会社の名称

株式会社Fuji&gumi Games

なお、持分法適用会社の株式会社Fuji&gumi Gamesの決算日は３月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、谷米信息技術（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ　子会社株式

移動平均法による原価法

ロ　その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　８～15年

工具、器具及び備品　４～10年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。ただし、金額が僅少の場合は、発生時に全額償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年５月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、当該変更による当連結会計年度の損益に与える影響額は軽微であります。

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

該当事項はありません。

（連結貸借対照表関係）

※１　非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成25年４月30日）	当連結会計年度 （平成26年４月30日）
関係会社株式	2,412千円	118,933千円

２　当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成25年４月30日）	当連結会計年度 （平成26年４月30日）
当座貸越極度額	800,000千円	800,000千円
借入実行残高	300,000 〃	800,000 〃
差引額	500,000千円	－千円

なお、前連結会計年度の純資産額及び経常利益が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。

（連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成24年５月１日 至　平成25年４月30日）	当連結会計年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）
広告宣伝費	241,378千円	2,466,698千円
給料手当	162,168 〃	205,536 〃
採用費	274,399 〃	107,509 〃

※２　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成24年５月１日 至　平成25年４月30日）	当連結会計年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）
建物	7,084千円	―千円

（連結包括利益計算書関係）

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

※１　その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	4,821千円
組替調整額	― 〃
税効果調整前	4,821千円
税効果額	△1,461 〃
その他有価証券評価差額金	3,360千円
為替換算調整勘定	
当期発生額	54,155千円
組替調整額	― 〃
税効果調整前	54,155千円
税効果額	― 〃
為替換算調整勘定	54,155千円
その他包括利益合計	57,516千円

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

※１　その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	635千円
組替調整額	― 〃
税効果調整前	635千円
税効果額	△240 〃
その他有価証券評価差額金	394千円
為替換算調整勘定	
当期発生額	29,299千円
組替調整額	― 〃
税効果調整前	29,299千円
税効果額	― 〃
為替換算調整勘定	29,299千円
その他包括利益合計	29,694千円

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	32,042	―	―	32,042
Ａ種優先株式（株）	3,850	―	―	3,850

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	―	105	86	19

（変動事由の概要）

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

会社法第156条及び第160条に基づく自己株式の取得による増加　105株

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

会社法第156条及び第160条に基づく自己株式の処分による減少　86株

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	32,042	5,309	―	37,351
Ａ種優先株式（株）	3,850	―	―	3,850

（変動事由の概要）

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当による新株の発行による増加　5,309株

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	19	―	19	―

（変動事由の概要）

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

会社法第156条及び第160条に基づく自己株式の処分による減少　19株

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成24年５月１日 至　平成25年４月30日）	当連結会計年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）
現金及び預金	1,886,047千円	2,477,915千円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△36,030千円	△7,523千円
現金及び現金同等物	1,850,017千円	2,470,392千円

※２　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

当連結会計年度に株式の取得により新たに株式会社エイリムを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳、並びに株式会社エイリムの株式取得価額と取得による支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	221,252千円
固定資産	144,035 〃
のれん	205,350 〃
流動負債	△180,643 〃
少数株主持分	△83,242 〃
その他	1,317 〃
株式の取得価額	308,070 〃
現金及び現金同等物	△57,796 〃
その他	△28,529 〃
差引：取得による支出	221,744 〃

３　重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 （自　平成24年５月１日 至　平成25年４月30日）	当連結会計年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）
重要な資産除去債務の計上額	22,038千円	4,084千円

（金融商品関係）

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、不動産賃貸借契約に基づき支出した敷金及び保証金であります。これは退去時に返還されるものであり、家主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であります。

短期借入金の一部は変動金利の借入金であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、必要に応じて、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成25年４月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,886,047	1,886,047	―
(2) 売掛金	345,129	345,129	―
(3) 敷金及び保証金	168,346	124,084	44,262
資産計	2,399,523	2,355,261	44,262
(1) 買掛金	93,174	93,174	―
(2) 短期借入金	800,000	800,000	―
(3) 未払金	156,539	156,539	―
負債計	1,049,714	1,049,714	―

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の指標に信用リスクを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,885,524	―	―	―
売掛金	345,129	―	―	―
敷金及び保証金	―	―	―	168,346
合計	2,230,654	―	―	168,346

（注３）短期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	800,000	－	－	－	－	－
合計	800,000	－	－	－	－	－

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であります。

短期借入金の一部は変動金利の借入金であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成26年４月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,477,915	2,477,915	―
(2) 売掛金	2,023,797	2,023,797	―
資産計	4,501,713	4,501,713	―
(1) 買掛金	448,927	448,927	―
(2) 短期借入金	800,000	800,000	―
(3) 未払金	510,629	510,629	―
負債計	1,759,557	1,759,557	―

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,477,146	―	―	―
売掛金	2,023,797	―	―	―
合計	4,500,944	―	―	―

（注３）短期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	800,000	―	―	―	―	―
合計	800,000	―	―	―	―	―

（有価証券関係）

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

その他有価証券

非上場株式（当連結会計年度の貸借対照表計上額は、33,659千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

その他有価証券

非上場株式（当連結会計年度の貸借対照表計上額は、47,423千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

１．当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成22年７月29日株主総会 第１回新株予約権	平成23年７月21日株主総会 第３回新株予約権	平成23年７月21日株主総会 第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　３名 当社従業員　３名	当社従業員　３名	当社取締役　２名 当社従業員　５名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　385,000株	普通株式　87,500株	普通株式　778,000株
付与日	平成22年９月４日	平成23年９月14日	平成23年11月１日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　平成24年９月５日 至　平成32年７月29日	自　平成25年９月15日 至　平成33年７月21日	自　平成25年11月２日 至　平成33年７月21日 （注）２

決議年月日	平成23年７月21日株主総会 第５回新株予約権	平成24年３月15日臨時株主総会 第６回新株予約権	平成24年３月15日臨時株主総会 第７回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　１名	当社従業員　　２名 子会社取締役　１名	子会社従業員　１名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式　10,000株	普通株式　225,000株	普通株式　15,000株
付与日	平成23年11月２日	平成24年４月27日	平成24年６月20日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　平成25年11月３日 至　平成33年７月21日 （注）２	自　平成24年４月28日 至　平成34年３月15日 （注）３	自　平成24年６月21日 至　平成34年３月15日 （注）２

決議年月日	平成24年３月15日臨時株主総会 第８回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　　２名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式　90,000株
付与日	平成24年７月20日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　平成24年７月21日 至　平成34年３月15日 （注）４

（注）１．当社は、平成23年７月30日付で株式１株につき35株、また、平成26年８月１日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行っておりますので、株式数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

２．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過する日まで、権利を行使することができないものとする。

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成26年４月28日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとする。ただし、子会社取締役１名については、株式上場日後６ヶ月経過した日以降に権利を行使することができるものとし、加えて平成24年４月28日、平成25年４月28日、平成26年４月28日以降にそれぞれ付与された権利の内の３分の１を行使できるものとする。

４．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成26年７月21日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとする。ただし、うち１名については、株式上場日後６ヶ月を経過する日以降かつ子会社の業況に関する条件を満たした場合に限り権利を行使できるものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

決議年月日		平成22年７月29日株主総会 第１回新株予約権	平成23年７月21日株主総会 第３回新株予約権	平成23年７月21日株主総会 第４回新株予約権
権利確定前				
期首	(株)	315,000	87,500	730,500
付与	(株)	－	－	－
失効	(株)	－	17,500	－
権利確定	(株)	315,000	－	－
未確定残	(株)	－	70,000	730,500
権利確定後				
期首	(株)	－	－	－
権利確定	(株)	315,000	－	－
権利行使	(株)	－	－	－
失効	(株)	17,500	－	－
未行使残	(株)	297,500	－	－

決議年月日		平成23年７月21日株主総会 第５回新株予約権	平成24年３月15日臨時株主総会 第６回新株予約権	平成24年３月15日臨時株主総会 第７回新株予約権
権利確定前				
期首	（株）	10,000	－	－
付与	（株）	－	－	15,000
失効	（株）	－	－	－
権利確定	（株）	－	－	15,000
未確定残	（株）	10,000	－	－
権利確定後				
期首	（株）	－	225,000	－
権利確定	（株）	－	－	15,000
権利行使	（株）	－	－	－
失効	（株）	－	－	15,000
未行使残	（株）	－	225,000	－

決議年月日		平成24年３月15日臨時株主総会 第８回新株予約権
権利確定前		
期首	（株）	－
付与	（株）	90,000
失効	（株）	－
権利確定	（株）	90,000
未確定残	（株）	－
権利確定後		
期首	（株）	－
権利確定	（株）	90,000
権利行使	（株）	－
失効	（株）	－
未行使残	（株）	90,000

（注）　当社は、平成23年７月30日付で株式１株につき35株、また、平成26年８月１日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行っておりますので、株式数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

② 単価情報

決議年月日		平成22年７月29日株主総会 第１回新株予約権	平成23年７月21日株主総会 第３回新株予約権	平成23年７月21日株主総会 第４回新株予約権
権利行使価格	（円）	29	100	100
行使時平均株価	（円）	－	－	－
付与日における公正な評価単価	（円）	－	－	－

決議年月日		平成23年７月21日株主総会 第５回新株予約権	平成24年３月15日臨時株主総会 第６回新株予約権	平成24年３月15日臨時株主総会 第７回新株予約権
権利行使価格	（円）	100	600	600
行使時平均株価	（円）	－	－	－
付与日における公正な評価単価	（円）	－	－	－

決議年月日		平成24年３月15日臨時株主総会 第８回新株予約権
権利行使価格	（円）	600
行使時平均株価	（円）	－
付与日における公正な評価単価	（円）	－

（注） 当社は、平成23年７月30日付で株式１株につき35株、また、平成26年８月１日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行っておりますので、権利行使価格は、株式分割考慮後の権利行使価格により記載しております。

３．当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないため、公正な評価単価を本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、ＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）及び類似会社比準方式等により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法
将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．当連結会計年度末における本源的価値の合計額
575,249千円

６．当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）
１．当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成22年７月29日株主総会 第１回新株予約権	平成23年７月21日株主総会 第３回新株予約権	平成23年７月21日株主総会 第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　３名 当社従業員　３名	当社従業員　３名	当社取締役　２名 当社従業員　５名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　385,000株	普通株式　87,500株	普通株式　778,000株
付与日	平成22年９月４日	平成23年９月14日	平成23年11月１日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　平成24年９月５日 至　平成32年７月29日	自　平成25年９月15日 至　平成33年７月21日	自　平成25年11月２日 至　平成33年７月21日 （注）２

決議年月日	平成23年７月21日株主総会 第５回新株予約権	平成24年３月15日臨時株主総会 第６回新株予約権	平成24年３月15日臨時株主総会 第８回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　１名	当社従業員　２名 子会社取締役　１名	当社従業員　２名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　10,000株	普通株式　225,000株	普通株式　90,000株
付与日	平成23年11月２日	平成24年４月27日	平成24年７月20日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　平成25年11月３日 至　平成33年７月21日 （注）２	自　平成24年４月28日 至　平成34年３月15日 （注）３	自　平成24年７月21日 至　平成34年３月15日 （注）４

決議年月日	平成25年４月30日臨時株主総会 第９回新株予約権	平成25年４月30日臨時株主総会 第10回新株予約権	平成25年11月20日臨時株主総会 第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　１名 子会社取締役　１名 当社従業員　３名 子会社従業員　１名	子会社取締役　１名	当社取締役　１名 当社監査役　１名 子会社取締役　１名 当社従業員　３名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　427,500株	普通株式　40,500株	普通株式　245,000株
付与日	平成25年８月27日	平成25年10月17日	平成26年２月20日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　平成25年８月28日 至　平成35年４月30日 （注）５	自　平成25年10月18日 至　平成35年４月30日 （注）６	自　平成26年２月21日 至　平成35年11月20日 （注）７

決議年月日	平成25年12月19日臨時株主総会 第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	子会社従業員　２名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　30,000株
付与日	平成26年３月26日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　平成26年３月27日 至　平成35年12月19日 （注）８

（注）１．当社は、平成23年７月30日付で株式１株につき35株、また、平成26年８月１日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行っておりますので、株式数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

２．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過する日まで、権利を行使することができないものとする。

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成26年４月28日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとする。ただし、子会社取締役１名については、株式上場日後６ヶ月経過した日以降に権利を行使することができるものとし、加えて平成24年４月28日、平成25年４月28日、平成26年４月28日以降にそれぞれ付与された権利の内の３分の１を行使できるものとする。

４．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成26年７月21日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとする。
ただし、うち１名については、株式上場日後６ヶ月を経過する日以降かつ子会社の業況に関する条件を満たした場合に限り権利を行使できるものとする。

５．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成27年８月28日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成27年８月28日以降に付与された権利の内の３分の２、平成28年８月28日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

６．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過する日まで、権利を行使することができないものとし、加えて平成26年４月１日、平成27年４月１日、平成28年４月１日以降にそれぞれ付与された権利の内の３分の１を行使できるものとする。

７．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年２月21日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年２月21日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年２月21日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

８．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年３月27日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年３月27日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年３月27日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

決議年月日		平成22年７月29日株主総会 第１回新株予約権	平成23年７月21日株主総会 第３回新株予約権	平成23年７月21日株主総会 第４回新株予約権
権利確定前				
期首	(株)	－	70,000	730,500
付与	(株)	－	－	－
失効	(株)	－		100,000
権利確定	(株)	－	70,000	630,500
未確定残	(株)	－	－	－
権利確定後				
期首	(株)	297,500	－	－
権利確定	(株)	－	70,000	630,500
権利行使	(株)	－	－	－
失効	(株)	17,500	－	－
未行使残	(株)	280,000	70,000	630,500

決議年月日		平成23年７月21日株主総会 第５回新株予約権	平成24年３月15日臨時株主総会 第６回新株予約権	平成24年３月15日臨時株主総会 第８回新株予約権
権利確定前				
期首	（株）	10,000	－	－
付与	（株）	－	－	－
失効	（株）	10,000	－	－
権利確定	（株）	－	－	－
未確定残	（株）	－	－	－
権利確定後				
期首	（株）	－	225,000	90,000
権利確定	（株）	－	－	－
権利行使	（株）	－	－	－
失効	（株）	－	－	－
未行使残	（株）	－	225,000	90,000

決議年月日		平成25年４月30日臨時株主総会 第９回新株予約権	平成25年４月30日臨時株主総会 第10回新株予約権	平成25年11月20日臨時株主総会 第11回新株予約権
権利確定前				
期首	（株）	－	－	－
付与	（株）	427,500	40,500	245,000
失効	（株）	－	－	－
権利確定	（株）	427,500	40,500	245,000
未確定残	（株）	－	－	－
権利確定後				
期首	（株）	－	－	－
権利確定	（株）	427,500	40,500	245,000
権利行使	（株）	－	－	－
失効	（株）	－	－	－
未行使残	（株）	427,500	40,500	245,000

決議年月日		平成25年12月19日臨時株主総会 第12回新株予約権
権利確定前		
期首	(株)	―
付与	(株)	30,000
失効	(株)	―
権利確定	(株)	30,000
未確定残	(株)	―
権利確定後		
期首	(株)	―
権利確定	(株)	30,000
権利行使	(株)	―
失効	(株)	―
未行使残	(株)	30,000

(注)　当社は、平成23年７月30日付で株式１株につき35株、また、平成26年８月１日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行っておりますので、株式数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

②　単価情報

決議年月日		平成22年７月29日株主総会 第１回新株予約権	平成23年７月21日株主総会 第３回新株予約権	平成23年７月21日株主総会 第４回新株予約権
権利行使価格	(円)	29	100	100
行使時平均株価	(円)	―	―	―
付与日における公正な評価単価	(円)	―	―	―

決議年月日		平成23年７月21日株主総会 第５回新株予約権	平成24年３月15日臨時株主総会 第６回新株予約権	平成24年３月15日臨時株主総会 第８回新株予約権
権利行使価格	(円)	100	600	600
行使時平均株価	(円)	―	―	―
付与日における公正な評価単価	(円)	―	―	―

決議年月日		平成25年４月30日臨時株主総会 第９回新株予約権	平成25年４月30日臨時株主総会 第10回新株予約権	平成25年11月20日臨時株主総会 第11回新株予約権
権利行使価格	(円)	600	600	714
行使時平均株価	(円)	―	―	―
付与日における公正な評価単価	(円)	―	―	―

決議年月日		平成25年12月19日臨時株主総会 第12回新株予約権
権利行使価格	（円）	714
行使時平均株価	（円）	－
付与日における公正な評価単価	（円）	－

（注）　当社は、平成23年７月30日付で株式１株につき35株、また、平成26年８月１日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行っておりますので、権利行使価格は、株式分割考慮後の権利行使価格により記載しております。

３．当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないため、公正な評価単価を本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、ＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）及び類似会社比準方式等により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．当連結会計年度末における本源的価値の合計額

711,288千円

６．当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	613千円
未払金	4,606 〃
減価償却超過額	345,418 〃
繰越欠損金	142,394 〃
資産除去債務	16,158 〃
資産調整勘定	32,619 〃
その他	4,613 〃
繰延税金資産小計	546,425 〃
評価性引当額	△546,425 〃
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
未収事業税	△8,977千円
資産除去債務に対応する除去費用	△13,902 〃
その他有価証券評価差額金	△1,461 〃
繰延税金負債合計	△24,340千円
繰延税金資産（負債）の純額	△24,340千円

（注）　繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動負債―繰延税金負債	△8,977千円
固定負債―繰延税金負債	△15,363千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9,540千円
未払金	8,249 〃
減価償却超過額	575,546 〃
繰越欠損金	10,081 〃
資産除去債務	20,261 〃
資産調整勘定	21,746 〃
その他	6,626 〃
繰延税金資産小計	652,051 〃
評価性引当額	△652,051 〃
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△13,095千円
その他有価証券評価差額金	△1,701 〃
繰延税金負債合計	△14,797千円
繰延税金資産（負債）の純額	△14,797千円

（注）　繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動負債―繰延税金負債	－千円
固定負債―繰延税金負債	△14,797千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年５月１日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年５月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、法定実効税率の変更による当連結会計年度末の一時差異等を基礎として繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した場合の影響はありません。

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

取得による企業結合

１．株式取得による企業結合

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容、株式譲受を行った主な理由、株式譲受日、法的形式

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社エイリム

事業の内容　　モバイルオンラインゲームの開発・運営事業

② 事業譲受を行った主な理由

子会社化することにより、モバイルオンラインゲームの開発・運営基盤の強化を図るため、同社株式の追加取得を行うことといたしました。

③ 企業結合日

平成26年１月24日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社エイリム

⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率　0.0%

企業結合日に追加取得した議決権比率　50.9%

取得後の議決権比率　50.9%

⑦ 取得企業を決定するに至った根拠

当社が、現金を対価とした出資持分の取得により議決権の50.9%を保有したため。

(2) 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成26年２月１日から平成26年４月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価（現金）	308,070千円
取得原価	308,070千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

205,350千円

② 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却の方法及び償却の期間

５年間で均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額及びその主な内訳

流動資産	221,252千円
固定資産	144,035千円
資産合計	365,287千円
流動負債	180,643千円
固定負債	－千円
負債合計	180,643千円

(6) 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

概算額の算出が困難であることから、記載しておりません。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

資産除去債務のうち、連結貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から５～15年と見積り、割引率は1.309～1.717％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	25,797千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	22,038 〃
時の経過による調整額	510 〃
資産除去債務の履行による減少額	△1,251 〃
期末残高	47,094千円

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

資産除去債務のうち、連結貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から５～15年と見積り、割引率は1.309～1.717％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	47,094千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,084 〃
時の経過による調整額	979 〃
資産除去債務の履行による減少額	－ 〃
期末残高	52,159千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

当社グループは、モバイルオンラインゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

当社グループは、モバイルオンラインゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

売上高は全てモバイルオンラインゲーム事業の売上高であるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループはネットワーク上でプラットフォームを通じて外部顧客へ販売を行っていることから個別の販売先の把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	シンガポール	その他の国又は地域	合計
148,637	35,123	21,723	205,484

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
グリー株式会社	3,939,788	モバイルオンラインゲーム事業
エレクトロニック・アーツ株式会社	1,097,627	モバイルオンラインゲーム事業

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

売上高は全てモバイルオンラインゲーム事業の売上高であるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループはネットワーク上でプラットフォームを通じて外部顧客へ販売を行っていることから個別の販売先の把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	シンガポール	その他の国又は地域	合計
133,053	26,478	25,619	185,150

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Google Inc.	4,185,213	モバイルオンラインゲーム事業
グリー株式会社	3,137,794	モバイルオンラインゲーム事業
Apple Inc.	2,974,161	モバイルオンラインゲーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

当社グループは、モバイルオンラインゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

当社グループは、モバイルオンラインゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

１．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	川本　寛之	－	－	当社 取締役	（被所有） 直接　0.2	－	自己株式の処分 （注２）	15,000	－	－
役員	三川　剛	－	－	当社 取締役	（被所有） 直接　0.0	－	自己株式の処分 （注２）	1,500	－	－
役員	鞍掛　法道	－	－	当社 取締役	（被所有） 直接　0.0	－	自己株式の処分 （注２）	1,500	－	－
役員	梅田　裕一	－	－	当社 監査役	（被所有） 直接　0.0	－	自己株式の処分 （注２）	3,000	－	－
重要な子会社の役員	今泉　潤	－	－	株式会社gumi West 代表取締役	（被所有） 直接　0.0	－	自己株式の処分 （注２）	3,000	－	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．当社は平成25年１月４日付で第三者割当による自己株式の処分を行っております。なお、処分価格は、ＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）及び類似会社比準方式等により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

１．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	三川　剛	－	－	当社 取締役	（被所有） 直接 0.1	－	自己株式の処分 （注２）	5,700	－	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．当社は平成25年８月30日付で第三者割当による自己株式の処分を行っております。なお、処分価格は、第三者による株式価値の算定結果を勘案して合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は株式会社Fuji&gumi Gamesであり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。なお、株式会社Fuji&gumi Gamesは、第４四半期連結会計期間より持分法適用関連会社となっております。

流動資産合計	412,927千円
固定資産合計	1,469千円
流動負債合計	24,587千円
固定負債合計	－千円
純資産合計	389,809千円
売上高	－千円
税引前当期純利益金額	△90,141千円
当期純利益金額	△90,190千円

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　平成24年５月１日 至　平成25年４月30日）	当連結会計年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）
１株当たり純資産額	91.62円	171.99円
１株当たり当期純損失金額（△）	△83.89円	△10.83円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．当社は、平成26年８月１日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。

３．１株当たり当期純損失金額（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （自　平成24年５月１日 至　平成25年４月30日）	当連結会計年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）
１株当たり当期純損失金額（△）		
当期純損失金額（△）（千円）	△1,343,501	△184,563
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純損失金額（△）（千円）	△1,343,501	△184,563
普通株式の期中平均株式数（株）	16,015,823	17,042,731
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権６種類（新株予約権の数　2,268個）。これらの詳細は、「第４　提出会社の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権９種類（新株予約権の数　3,533個）。これらの詳細は、「第４　提出会社の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （平成25年４月30日）	当連結会計年度 （平成26年４月30日）
純資産の部の合計額（千円）	1,668,168	3,497,481
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	201,161	285,454
（うちＡ種優先株式払込金額）	(192,500)	(192,500)
（うち新株予約権）	(－)	(－)
（うち少数株主持分）	(8,661)	(92,954)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	1,467,007	3,212,026
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	16,011,500	18,675,500

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

（第三者割当による新株式発行）

当社は、平成26年５月27日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行に関して以下のとおり決議いたしました。

なお、平成26年６月６日に当該新株式の発行価額の総額の払込が完了しております。

発行する株式の種類及び数	普通株式　5,678株
払込金額	１株につき金607千円
払込金額の総額	3,446,546千円
増加する資本金の額	1,723,273千円
増加する資本準備金の額	1,723,273千円
割当先及び割当株式数	
WiL Fund I,L.P.	3,292株
株式会社セガネットワークス	1,646株
ジャフコ・スーパーＶ３共有投資事業有限責任組合	740株
払込期日	平成26年６月４日～平成26年６月６日
資金の使途	ゲームコンテンツ開発資金など

当社は、平成26年６月30日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行に関して以下のとおり決議いたしました。

なお、平成26年７月４日に当該新株式の発行価額の総額の払込が完了しております。

発行する株式の種類及び数	普通株式　2,560株
払込金額	１株につき金607千円
払込金額の総額	1,553,920千円
増加する資本金の額	776,960千円
増加する資本準備金の額	776,960千円
割当先及び割当株式数	
WiL Fund I,L.P.	866株
B Dash Fund ２号投資事業有限責任組合	660株
新生企業投資株式会社	350株
グリー株式会社	270株
三菱UFJキャピタル３号投資事業有限責任組合	165株
個人	165株
DBJキャピタル投資事業有限責任組合	84株
払込期日	平成26年７月４日
資金の使途	ゲームコンテンツ開発資金など

当社は、平成26年９月５日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行に関して以下のとおり決議いたしました。なお、平成26年９月24日に当該新株式の発行価額の総額の払込が完了しております。

発行する株式の種類及び数	普通株式　2,445,000株
払込金額	１株につき1,362円
払込金額の総額	3,330,090千円
増加する資本金の額	1,665,045千円
増加する資本準備金の額	1,665,045千円
割当先及び割当株式数	LINE株式会社　2,445,000株
払込期日	平成26年９月24日
資金の使途	ゲームコンテンツ開発資金など

（重要な子会社の増資）

当社は、平成26年５月19日開催の取締役会において、設立済の下記子会社に対して増資することを決議し、平成26年５月23日付で増資を実施いたしました。

１．増資の理由

当社では、今後の海外展開を勘案し、現地での関連企業との交渉・関係構築、情報収集が必要となったことにより増資いたしました。

２．子会社の概要

会社名	gumi America, Inc.
代表者	川本　寛之
所在地	米国　カリフォルニア州　サンフランシスコ市
設立年月日	平成24年４月６日
事業内容	マーケティング事業及びモバイルオンラインゲーム開発事業
増資前の資本金	30,000USドル
出資比率	当社100％

３．増資の概要

増資額	195,000USドル
増資後の資本金	225,000USドル
払込日	平成26年５月23日
増資後の出資比率	当社100％

当社は、平成26年７月15日開催の取締役会において、設立済の下記子会社に対して増資することを決議し、平成26年８月14日付で増資を実施いたしました。

１．増資の理由

gumi America, Inc.の開発支社としてAustin拠点を設立するための資金を提供するために増資いたしました。

２．子会社の概要

会社名	gumi America, Inc.
代表者	川本　寛之
所在地	米国　カリフォルニア州　サンフランシスコ市
設立年月日	平成24年４月６日
事業内容	マーケティング事業及びモバイルオンラインゲーム開発事業
増資前の資本金	225,000USドル
出資比率	当社100％

３．増資の概要

増資額	300,000USドル
増資後の資本金	525,000USドル
払込日	平成26年８月14日
増資後の出資比率	当社100％

上記の増資に伴い、当連結会計年度までは非連結子会社であったgumi America, Inc.は重要性が増したため、第８期第１四半期連結会計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年７月31日）より連結の範囲に含めております。

当社は、平成26年９月25日開催の取締役会において、設立済の下記子会社に対して増資することを決議し、平成26年10月16日付で増資を実施いたしました。

１．増資の理由

株式会社gumi venturesからの出資を通じて、当社事業とのシナジー効果を見越してスマートフォン関連企業に投資するために増資いたしました。

２．子会社の概要

会社名	株式会社gumi ventures
代表者	川本　寛之
所在地	東京都新宿区
設立年月日	平成24年６月28日
事業内容	投資ファンドの運営
増資前の資本金	105,000千円
増資前の資本準備金	105,000千円
出資比率	当社100％

３．増資の概要

増資額	200,000千円
増資後の資本金	205,000千円
増資後の資本準備金	205,000千円
払込日	平成26年10月16日
増資後の出資比率	当社100％

当社は、平成26年11月４日開催の取締役会において、設立済の下記子会社に対して増資することを決議し、平成26年11月５日付で増資を実施いたしました。

１．増資の理由

株式会社gumi venturesからの出資を通じて、当社事業とのシナジー効果を見越してスマートフォン関連企業に投資するために増資いたしました。

２．子会社の概要

会社名	株式会社gumi ventures
代表者	川本　寛之
所在地	東京都新宿区
設立年月日	平成24年６月28日
事業内容	投資ファンドの運営
増資前の資本金	205,000千円
増資前の資本準備金	205,000千円
出資比率	当社100％

３．増資の概要

増資額	300,000千円
増資後の資本金	355,000千円
増資後の資本準備金	355,000千円
払込日	平成26年11月５日
増資後の出資比率	当社100％

（Ａ種優先株式の普通株式への転換並びに自己株式（Ａ種優先株式）の消却）

当社が発行するＡ種優先株式の全てについて、Ａ種優先株主の取得請求権行使により、平成26年７月14日付にて普通株式へ転換いたしました。また、平成26年７月15日開催の取締役会において、取得した全ての自己株式（Ａ種優先株式）について、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、同日付で実施いたしました。

優先株式の普通株式への転換状況

(1) 転換株式数

Ａ種優先株式　3,850株

(2) 転換により増加した普通株式数　3,850株

(3) 増加後の発行済普通株式数　49,439株

（株式分割）

当社は、平成26年７月15日開催の取締役会決議に基づき、平成26年８月１日付をもって株式分割を行っております。また平成26年７月31日開催の株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

１．株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の確保と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、１単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

２．株式分割の概要

(1) 分割により増加した株式数

普通株式　24,670,061株

(2) 分割方法

平成26年８月１日付をもって、平成26年７月31日の株主名簿に記載又は記録された所有株式数を普通株式１株につき500株の割合をもって分割いたしました。

なお、１株当たり情報に及ぼす影響は、（１株当たり情報）に反映されております。

３．単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

（資本・業務提携）

当社は、平成26年７月31日開催の取締役会において、LINE株式会社との資本・業務提携を行うことを決議し、同日、「投資契約に関する基本合意書」及び「資本業務提携契約書」を締結いたしました。その後、平成26年８月15日開催の取締役会において、LINE株式会社との投資契約の締結を決議し、同日、「投資契約」を締結いたしました。

１．資本・業務提携の目的

国内・海外事業の更なる展開強化による、パブリッシュ事業に次ぐ当社グループの安定的な収益基盤の構築に向けて、LINE株式会社が抱えるユーザー基盤を活用したリアルグラフプラットフォーム向けのゲーム開発・提供事業を強化することを目的としております。

２．資本・業務提携の内容等

(1) 資本提携の内容

発行形態　：新株発行による第三者割当増資
割当先　　：LINE株式会社
株式の種類：普通株式
発行株式数：4,890株（８月１日付の１：500の株式分割考慮後で2,445,000株）
発行価額　：681千円（８月１日付の１：500の株式分割考慮後で1,362円）
払込総額　：3,330,090千円
払込期日　：平成26年９月24日

(2) 業務提携の内容

両社で合意した業務提携の概要は以下のとおりです。

LINE向け専門ゲームの共同開発
gumiオリジナルゲームのLINEプラットフォームへの提供
海外への共同展開

３．資本・業務提携する会社の名称及び事業の内容等

(1) 名称	LINE株式会社
(2) 所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　森川　亮
(4) 資本金	12,596,190千円
(5) 事業の内容	無料通話・無料メールアプリ「LINE」、　キュレーションプラットフォーム「NAVERまとめ」、総合ニュースサイト「livedoor　ニュース」、　国内最大級のブログサービス「livedoor Blog」などの開発・運営

（重要な子会社の設立）

当社は、平成26年８月15日開催の取締役会において、下記のとおり子会社の設立を決定いたしました。

１．設立の目的

当社では、地産地消のモバイルオンラインゲームを製作するため、北米向けのゲームコンテンツを開発する拠点としてカナダに会社を設立することといたしました。

２．子会社の概要

会社名	gumi Canada,Inc.
代表者	大野木　勝
所在地	カナダ　ブリティッシュコロンビア州　バンクーバー市
設立年月日	平成26年８月13日
事業内容	モバイルオンラインゲーム開発事業
設立時の資本金	―
出資比率	当社100％

３．増資の概要

増資額	300,000CAドル
増資後の資本金	300,000CAドル
払込日	平成26年９月４日
増資後の出資比率	当社100％

当社は、平成26年８月15日開催の取締役会において、下記のとおり子会社の設立を決定いたしました。

１．設立の目的

当社では、地産地消のモバイルオンラインゲームを製作するため、北欧向けのゲームコンテンツを開発する拠点としてスウェーデンに会社を設立することといたしました。

２．子会社の概要

会社名	gumi Sweden AB
代表者	國光　宏尚
所在地	スウェーデン　ストックホルム市
設立年月日	平成26年10月13日
事業内容	モバイルオンラインゲーム開発事業
設立時の資本金	2,000,000スウェーデン・クローナ
出資比率	当社100％

当社は、平成26年９月25日開催の取締役会において、下記のとおり子会社の設立を決定いたしました。

１．設立の目的

当社では、地産地消のモバイルオンラインゲームを製作するため、ヨーロッパ全域を統括する開発拠点としてドイツに会社を設立することといたしました。

２．子会社の概要

会社名	gumi Germany GmbH
代表者	國光　宏尚
所在地	ドイツ　ベルリン市
設立年月日（予定）	平成26年12月下旬
事業内容	モバイルオンラインゲーム開発事業
設立時の資本金	240,000ユーロ
出資比率	当社100％

当社は、平成26年９月25日の取締役会において、下記のとおり子会社の設立を決定いたしました。

１．設立の目的

当社では、販促及び宣伝効果を高めるため、ゲーム関連のオンライン動画制作を主としたプロモーションサポートを行う会社を設立することといたしました。

２．子会社の概要

会社名	株式会社veacon
代表者	國光　宏尚
所在地	東京都新宿区
設立年月日	平成26年10月20日
事業内容	モバイルオンラインゲーム事業

設立時の資本金	5,000千円
出資比率	当社100％

（新株予約権の発行について）

当社は、平成26年９月５日開催の取締役会において、当社取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

１．第13回新株予約権

新株予約権の数（個）	1,125（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	562,500（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,362（注）２
新株予約権の行使期間	平成26年９月７日～平成36年５月27日（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,362 資本組入額　681
新株予約権の行使の条件	①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。 ②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。 ④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式500株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年９月７日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年９月７日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年９月７日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

４．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件

現在の発行内容に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項

現在の発行内容に準じて決定する。

２．第14回新株予約権

新株予約権の数（個）	275（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	137,500（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,362（注）２
新株予約権の行使期間	平成26年10月３日～平成36年５月27日（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,362 資本組入額　681
新株予約権の行使の条件	①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。 ②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。 ④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式500株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年10月３日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年10月３日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年10月３日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

４．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件

現在の発行内容に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項

現在の発行内容に準じて決定する。

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

当第１四半期連結会計期間より、台灣谷米數位科技有限公司、gumi America,Inc.は、重要性が増したことにより、連結範囲に含めております。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第１四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第１四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年７月31日）
減価償却費	20,126千円
のれんの償却額	17,227 〃

（株主資本等関係）

当第１四半期連結累計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年７月31日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当第１四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第１四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

当社は、平成26年６月６日付で3,446,546千円、平成26年７月４日付で1,553,920千円、第三者割当増資の払込を受けました。この結果、当第１四半期連結累計期間において資本金が2,500,233千円、資本準備金が2,500,233千円増加し、当第１四半期連結会計期間末において資本金が4,816,689千円、資本剰余金が4,806,689千円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第１四半期連結累計期間（自　平成26年５月１日　至　平成26年７月31日）

当社グループは、モバイルオンラインゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第１四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年７月31日）
１株当たり四半期純利益金額	14.12円
（算定上の基礎）	
四半期純利益（千円）	299,019
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る四半期純利益（千円）	299,019
普通株式の期中平均株式数（株）	21,176,038
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	－

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．当社は、平成26年７月15日開催の取締役会決議に基づき、平成26年８月１日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

（株式分割）

当社は、平成26年７月15日開催の取締役会決議に基づき、平成26年８月１日付をもって株式分割を行っております。また平成26年７月31日開催の株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

１．株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の確保と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、１単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

２．株式分割の概要

(1) 分割により増加した株式数

普通株式　24,670,061株

(2) 分割方法

平成26年８月１日付をもって、平成26年７月31日の株主名簿に記載又は記録された所有株式数を普通株式１株につき500株の割合をもって分割いたしました。

なお、１株当たり情報に及ぼす影響は、（１株当たり情報）に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

（重要な子会社の増資）

当社は、平成26年７月15日開催の取締役会において、設立済の下記子会社に対して増資することを決議し、平成26年８月14日付で増資を実施いたしました。

１．増資の理由

gumi America,Inc.の開発支社としてAustin拠点を設立するための資金を提供するために増資いたしました。

２．子会社の概要

会社名	gumi America, Inc.
代表者	川本　寛之
所在地	米国　カリフォルニア州　サンフランシスコ市
設立年月日	平成24年４月６日
事業内容	マーケティング事業及びモバイルオンラインゲーム開発事業
増資前の資本金	225,000USドル
出資比率	当社100％

３．増資の概要

増資額	300,000USドル
増資後の資本金	525,000USドル
払込日	平成26年８月14日
増資後の出資比率	当社100％

当社は、平成26年９月25日開催の取締役会において、設立済の下記子会社に対して増資することを決議し、平成26年10月16日付で増資を実施いたしました。

１．増資の理由

株式会社gumi venturesからの出資を通じて、当社事業とのシナジー効果を見越してスマートフォン関連企業に投資するために増資いたしました。

２．子会社の概要

会社名	株式会社gumi ventures
代表者	川本　寛之
所在地	東京都新宿区
設立年月日	平成24年６月28日
事業内容	投資ファンドの運営
増資前の資本金	105,000千円
増資前の資本準備金	105,000千円
出資比率	当社100％

３．増資の概要

増資額	200,000千円
増資後の資本金	205,000千円
増資後の資本準備金	205,000千円
払込日	平成26年10月16日
増資後の出資比率	当社100％

当社は、平成26年11月４日開催の取締役会において、設立済の下記子会社に対して増資することを決議し、平成26年11月５日付で増資を実施いたしました。

１．増資の理由

株式会社gumi venturesからの出資を通じて、当社事業とのシナジー効果を見越してスマートフォン関連企業に投資するために増資いたしました。

２．子会社の概要

会社名	株式会社gumi ventures
代表者	川本　寛之
所在地	東京都新宿区
設立年月日	平成24年６月28日
事業内容	投資ファンドの運営
増資前の資本金	205,000千円
増資前の資本準備金	205,000千円
出資比率	当社100％

３．増資の概要

増資額	300,000千円
増資後の資本金	355,000千円
増資後の資本準備金	355,000千円
払込日	平成26年11月５日
増資後の出資比率	当社100％

（重要な子会社の設立）

当社は、平成26年８月15日開催の取締役会において、下記のとおり子会社の設立を決定いたしました。

１．設立の目的

当社では、地産地消のモバイルオンラインゲームを製作するため、北米向けのゲームコンテンツを開発する拠点としてカナダに会社を設立することといたしました。

２．子会社の概要

会社名	gumi Canada,Inc.
代表者	大野木　勝
所在地	カナダ　ブリティッシュコロンビア州　バンクーバー市
設立年月日	平成26年８月13日
事業内容	モバイルオンラインゲーム開発事業
設立時の資本金	－
出資比率	当社100％

３．増資の概要

増資額	300,000CAドル
増資後の資本金	300,000CAドル
払込日	平成26年９月４日
増資後の出資比率	当社100％

当社は、平成26年８月15日開催の取締役会において、下記のとおり子会社の設立を決定いたしました。

１．設立の目的

当社では、地産地消のモバイルオンラインゲームを製作するため、北欧向けのゲームコンテンツを開発する拠点としてスウェーデンに会社を設立することといたしました。

２．子会社の概要

会社名	gumi Sweden AB
代表者	國光　宏尚
所在地	スウェーデン　ストックホルム市

設立年月日	平成26年10月13日
事業内容	モバイルオンラインゲーム開発事業
設立時の資本金	2,000,000スウェーデン・クローナ
出資比率	当社100％

当社は、平成26年９月25日開催の取締役会において、下記のとおり子会社の設立を決定いたしました。

１．設立の目的

当社では、地産地消のモバイルオンラインゲームを製作するため、ヨーロッパ全域を統括する開発拠点としてドイツに会社を設立することといたしました。

２．子会社の概要

会社名	gumi Germany GmbH
代表者	國光　宏尚
所在地	ドイツ　ベルリン市
設立年月日（予定）	平成26年12月下旬
事業内容	モバイルオンラインゲーム開発事業
設立時の資本金	240,000ユーロ
出資比率	当社100％

当社は、平成26年９月25日の取締役会において、下記のとおり子会社の設立を決定いたしました。

１．設立の目的

当社では、販促及び宣伝効果を高めるため、ゲーム関連のオンライン動画制作を主としたプロモーションサポートを行う会社を設立することといたしました。

２．子会社の概要

会社名	株式会社veacon
代表者	國光　宏尚
所在地	東京都新宿区
設立年月日	平成26年10月20日
事業内容	モバイルオンラインゲーム事業
設立時の資本金	5,000千円
出資比率	当社100％

（第三者割当による新株発行）

当社は、平成26年９月５日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行に関して以下のとおり決議いたしました。なお、平成26年９月24日に当該新株式の発行価額の総額の払込が完了しております。

発行する株式の種類及び数	普通株式　2,445,000株
払込金額	１株につき1,362円
払込金額の総額	3,330,090千円
増加する資本金の額	1,665,045千円
増加する資本準備金の額	1,665,045千円
割当先及び割当株式数	LINE株式会社　2,445,000株
払込期日	平成26年９月24日
資金の使途	主としてゲームコンテンツ開発資金

（新株予約権の発行について）

当社は、平成26年９月５日開催の取締役会において、当社取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

１．第13回新株予約権

新株予約権の数（個）	1,125（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	562,500（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,362（注）２
新株予約権の行使期間	平成26年９月７日～平成36年５月27日（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,362 資本組入額　681
新株予約権の行使の条件	①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。 ②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。 ④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式500株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年９月７日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年９月７日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年９月７日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

４．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新

株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件

現在の発行内容に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項

現在の発行内容に準じて決定する。

２．第14回新株予約権

新株予約権の数（個）	275（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	137,500（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,362（注）２
新株予約権の行使期間	平成26年10月３日～平成36年５月27日（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,362 資本組入額　681
新株予約権の行使の条件	①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。 ②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。 ④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式500株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年10月３日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年10月３日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年10月３日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

４．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数
　残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
　再編対象会社の普通株式とする。
ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
　組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。
ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
ⅴ　新株予約権を行使することができる期間
　本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
ⅵ　新株予約権の行使の条件
　現在の発行内容に準じて決定する。
ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
　現在の発行内容に準じて決定する。
ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
ⅸ　新株予約権の取得条項
　現在の発行内容に準じて決定する

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	800,000	800,000	0.90	―
１年以内に返済予定の長期借入金	―	―	―	―
１年以内に返済予定のリース債務	―	―	―	―
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）	―	―	―	―
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く）	―	―	―	―
その他有利子負債	―	―	―	―
合計	800,000	800,000	―	―

（注）　「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

（２）【その他】

業績の概要

(最近の経営成績の概要)

第８期第２四半期連結累計期間（平成26年５月１日から平成26年10月31日まで）の経営成績の概要を参考までに掲げると次のとおりであります。

なお、この経営成績の概要は「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく四半期レビューは未了であり四半期レビュー報告書は受領しておりません。

（単位：百万円）

	当第2四半期連結累計期間 （自　平成26年５月１日 至　平成26年10月31日）
売上高	13,996

（注）１．売上高には、消費税等は含まれておりません。

２．平成26年４月期第２四半期連結累計期間においては四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、前年同四半期との比較は行っておりません。

３．平成27年４月期第２四半期連結累計期間における四半期連結財務諸表は、新日本有限責任監査法人の四半期レビューが終了次第、速やかに開示する予定であります。

2【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年４月30日）	当事業年度 （平成26年４月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,660,272	1,996,563
売掛金	340,548	※2 2,021,783
前払費用	39,582	33,077
関係会社短期貸付金	110,000	110,000
未収還付法人税等	133,964	－
立替金	※2 58,669	※2 31,566
その他	3,072	※2 37,633
流動資産合計	2,346,109	4,230,624
固定資産		
有形固定資産		
建物	101,068	－
減価償却累計額	△15,371	－
建物（純額）	85,696	74,390
工具、器具及び備品	63,517	－
減価償却累計額	△19,038	－
工具、器具及び備品（純額）	44,478	33,896
有形固定資産合計	130,175	108,286
無形固定資産		
のれん	35,157	－
ソフトウエア	8,945	10,603
その他	366	326
無形固定資産合計	44,469	10,929
投資その他の資産		
投資有価証券	25,430	26,603
関係会社株式	435,228	888,609
敷金及び保証金	132,153	131,757
その他	230	※2 96,885
投資その他の資産合計	593,043	1,143,855
固定資産合計	767,688	1,263,071
資産合計	3,113,797	5,493,696
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 399,880	※2 849,407
短期借入金	800,000	800,000
未払金	87,919	※2 361,943
未払費用	31,801	40,923
未払法人税等	－	40,868
未払消費税等	25,886	62,077
預り金	15,750	11,841
繰延税金負債	8,977	－
その他	30	※2 261
流動負債合計	1,370,245	2,167,322
固定負債		
資産除去債務	37,137	37,646
繰延税金負債	12,679	11,208
固定負債合計	49,817	48,854
負債合計	1,420,062	2,216,177

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年４月30日）	当事業年度 （平成26年４月30日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,368,800	2,316,456
資本剰余金		
資本準備金	1,358,800	2,306,456
資本剰余金合計	1,358,800	2,306,456
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,030,483	△1,348,467
利益剰余金合計	△1,030,483	△1,348,467
自己株式	△5,700	－
株主資本合計	1,691,416	3,274,445
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,318	3,073
評価・換算差額等合計	2,318	3,073
純資産合計	1,693,734	3,277,518
負債純資産合計	3,113,797	5,493,696

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成24年５月１日 至　平成25年４月30日）	当事業年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日）
売上高	5,510,575	※2 11,183,342
売上原価	5,625,500	※2 8,557,424
売上総利益又は売上総損失（△）	△114,925	2,625,917
販売費及び一般管理費	※1 976,999	※1 2,933,737
営業損失（△）	△1,091,924	△307,819
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,699	※2 1,793
補助金収入	3,637	－
経営指導料	※2 3,200	※2 16,600
還付加算金	－	3,553
その他	682	212
営業外収益合計	9,219	22,159
営業外費用		
支払利息	3,123	10,364
株式交付費	－	6,633
為替差損	38,230	42,220
その他	143	－
営業外費用合計	41,498	59,218
経常損失（△）	△1,124,203	△344,878
特別利益		
事業譲渡益	－	54,609
特別利益合計	－	54,609
税引前当期純損失（△）	△1,124,203	△290,269
法人税、住民税及び事業税	2,936	38,580
法人税等調整額	139,347	△10,866
法人税等合計	142,283	27,714
当期純損失（△）	△1,266,487	△317,983

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　平成24年５月１日 至　平成25年４月30日） 金額（千円）	構成比（%）	当事業年度 （自　平成25年５月１日 至　平成26年４月30日） 金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費		1,481,483	26.3	1,216,950	14.2
Ⅱ　経費	※１	4,144,017	73.7	7,340,474	85.8
当期売上原価		5,625,500	100.0	8,557,424	100.0

（注）※１　主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
支払手数料	1,681,815	3,400,333
外注費	1,419,487	3,042,103
旅費交通費	104,221	66,983
通信費	616,371	531,220
消耗品費	97,089	41,652
地代家賃	123,351	148,223

（原価計算の方法）

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	1,368,800	1,358,800	1,358,800	236,003	236,003	－	2,963,603
当期変動額							
当期純損失（△）				△1,266,487	△1,266,487		△1,266,487
自己株式の取得						△31,500	△31,500
自己株式の処分						25,800	25,800
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	△1,266,487	△1,266,487	△5,700	△1,272,187
当期末残高	1,368,800	1,358,800	1,358,800	△1,030,483	△1,030,483	△5,700	1,691,416

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	2,963,603
当期変動額			
当期純損失（△）			△1,266,487
自己株式の取得			△31,500
自己株式の処分			25,800
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,318	2,318	2,318
当期変動額合計	2,318	2,318	△1,269,868
当期末残高	2,318	2,318	1,693,734

当事業年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,368,800	1,358,800	1,358,800	△1,030,483	△1,030,483	△5,700	1,691,416
当期変動額							
新株の発行	947,656	947,656	947,656				1,895,313
当期純損失（△）				△317,983	△317,983		△317,983
自己株式の処分						5,700	5,700
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	947,656	947,656	947,656	△317,983	△317,983	5,700	1,583,029
当期末残高	2,316,456	2,306,456	2,306,456	△1,348,467	△1,348,467	－	3,274,445

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,318	2,318	1,693,734
当期変動額			
新株の発行			1,895,313
当期純損失（△）			△317,983
自己株式の処分			5,700
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	754	754	754
当期変動額合計	754	754	1,583,783
当期末残高	3,073	3,073	3,277,518

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

前事業年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

該当事項はありません。

（重要な会計方針）

前事業年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

２　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　８～15年

工具、器具及び備品　４～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

４　のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、発生日以降、その効果の及ぶ期間（２年間）にわたり均等償却しております。

５　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

１　資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

２　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　８～15年

工具、器具及び備品　　４～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3　繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

5　のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、発生日以降、その効果の及ぶ期間（２年間）にわたり均等償却しております。

6　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

前事業年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年５月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。なお、当該変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

当事業年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

前事業年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年３月26日内閣府令第19号）の施行に伴い、表示方法の変更を行っておりますが、同附則第２条第１項より、前事業年度の財務諸表の組替えを行っておりません。

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第１項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第２項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

・財務諸表等規則第８条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第２項により、記載を省略しております。
・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第２項により、記載を省略しております。
・財務諸表等規則第68条の４に定める１株当たり純資産額の注記については、同条第３項により、記載を省略しております。
・財務諸表等規則第95条の５の２に定める１株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第３項により、記載を省略しております。
・財務諸表等規則第95条の５の３に定める潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第４項により、記載を省略しております。
・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第２項により、記載を省略しております。

（貸借対照表関係）

前事業年度（平成25年４月30日）

１　当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	800,000千円
借入実行残高	300,000 〃
差引額	500,000千円

なお、純資産額及び経常利益が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されております。

※２　関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

流動資産	
立替金	56,845千円
流動負債	
買掛金	344,926 〃

当事業年度（平成26年４月30日）

１　当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	800,000千円
借入実行残高	800,000 〃
差引額	―千円

※２　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	74,070千円
関係会社に対する長期金銭債権	73,928千円
関係会社に対する短期金銭債務	719,172千円

（損益計算書関係）

前事業年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

※１　販売費に属する費用のおおよその割合は25％、一般管理費に属する費用のおおよその割合は75％であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

給料及び手当	112,790千円
広告宣伝費	239,464 〃
採用費	261,012 〃
減価償却費	3,188 〃
のれん償却費	46,876 〃

※２　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

関係会社からの経営指導料	3,200千円

当事業年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

※１　販売費に属する費用のおおよその割合は84％、一般管理費に属する費用のおおよその割合は16％であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

給料及び手当	103,596千円
広告宣伝費	2,466,040 〃
採用費	65,901 〃
減価償却費	3,171 〃
のれん償却費	35,157 〃

※２　関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引	2,208,292千円
営業取引以外の取引	18,120 〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	―	105	86	19

（変動事由の概要）

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

会社法第156条及び第160条に基づく自己株式の取得による増加　105株

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

会社法第156条及び第160条に基づく自己株式の処分による減少　86株

（有価証券関係）

前事業年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

子会社株式（貸借対照表計上額は435,228千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

子会社株式（貸借対照表計上額は888,609千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（税効果会計関係）

前事業年度（平成25年４月30日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	341,960千円
繰越欠損金	123,780 〃
資産除去債務	13,235 〃
資産調整勘定	32,619 〃
その他	2,012 〃
繰延税金資産小計	513,608 〃
評価性引当額	△513,608 〃
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
未収事業税	△8,977千円
資産除去債務に対応する除去費用	△11,395 〃
その他有価証券評価差額金	△1,283 〃
繰延税金負債合計	△21,656千円
繰延税金資産（負債）の純額	△21,656千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度（平成26年４月30日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6,919千円
未払金	1,915 〃
減価償却超過額	574,265 〃
繰越欠損金	3,057 〃
資産除去債務	13,417 〃
資産調整勘定	21,746 〃
繰延税金資産小計	621,320 〃
評価性引当額	△621,320 〃
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△9,506千円
その他有価証券評価差額金	△1,701 〃
繰延税金負債合計	△11,208千円
繰延税金資産（負債）の純額	△11,208千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年５月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年５月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、法定実効税率の変更による当事業年度末の一時差異等を基礎として繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した場合の影響はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

連結財務諸表「注記（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

イ）当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.309%～1.430%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ）当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	24,546千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	12,110 〃
時の経過による調整額	481 〃
資産除去債務の履行による減少額	― 〃
期末残高	37,137千円

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成24年５月１日 至　平成25年４月30日）
１株当たり純資産額　93.76円
１株当たり当期純損失金額（△）　△79.08円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．当社は、平成26年８月１日付で普通株式１株につき500株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。

３．１株当たり当期純損失金額（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成24年５月１日 至　平成25年４月30日）
１株当たり当期純損失金額（△）	
当期純損失金額（△）（千円）	△1,266,487
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る当期純損失金額（△）（千円）	△1,266,487
普通株式の期中平均株式数（株）	16,015,823
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権６種類（新株予約権の数2,268個）。 これらの詳細は、「第４　提出会社の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （平成25年４月30日）
純資産の部の合計額（千円）	1,693,734
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	192,500
（うちＡ種優先株式払込金額）	(192,500)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	1,501,234
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	16,011,500

（重要な後発事象）

前事業年度（自　平成24年５月１日　至　平成25年４月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成25年５月１日　至　平成26年４月30日）

（第三者割当による新株式発行）

当社は、平成26年５月27日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行に関して以下のとおり決議いたしました。

なお、平成26年６月６日に当該新株式の発行価額の総額の払込が完了しております。

発行する株式の種類及び数	普通株式　5,678株
払込金額	１株につき金607千円
払込金額の総額	3,446,546千円
増加する資本金の額	1,723,273千円
増加する資本準備金の額	1,723,273千円
割当先及び割当株式数	
WiL Fund I,L.P.	3,292株
株式会社セガネットワークス	1,646株
ジャフコ・スーパーＶ３共有投資事業有限責任組合	740株
払込期日	平成26年６月４日～平成26年６月６日
資金の使途	ゲームコンテンツ開発資金など

当社は、平成26年６月30日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行に関して以下のとおり決議いたしました。

なお、平成26年７月４日に当該新株式の発行価額の総額の払込が完了しております。

発行する株式の種類及び数	普通株式　2,560株
払込金額	１株につき金607千円
払込金額の総額	1,553,920千円
増加する資本金の額	776,960千円
増加する資本準備金の額	776,960千円
割当先及び割当株式数	
WiL Fund I,L.P.	866株
B Dash Fund ２号投資事業有限責任組合	660株
新生企業投資株式会社	350株
グリー株式会社	270株
三菱UFJキャピタル３号投資事業有限責任組合	165株
個人	165株
DBJキャピタル投資事業有限責任組合	84株
払込期日	平成26年７月４日
資金の使途	ゲームコンテンツ開発資金など

当社は、平成26年９月５日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行に関して以下のとおり決議いたしました。なお、平成26年９月24日に当該新株式の発行価額の総額の払込が完了しております。

発行する株式の種類及び数	普通株式　2,445,000株
払込金額	１株につき1,362円
払込金額の総額	3,330,090千円
増加する資本金の額	1,665,045千円
増加する資本準備金の額	1,665,045千円
割当先及び割当株式数	LINE株式会社　2,445,000株
払込期日	平成26年９月24日
資金の使途	ゲームコンテンツ開発資金など

（重要な子会社の増資）

当社は、平成26年５月19日開催の取締役会において、設立済の下記子会社に対して増資することを決議し、平成26年５月23日付で増資を実施いたしました。

１．増資の理由

当社では、今後の海外展開を勘案し、現地での関連企業との交渉・関係構築、情報収集が必要となったことにより増資いたしました。

２．子会社の概要

会社名	gumi America, Inc.
代表者	川本　寛之
所在地	米国　カリフォルニア州　サンフランシスコ市
設立年月日	平成24年４月６日
事業内容	マーケティング事業及びモバイルオンラインゲーム開発事業
増資前の資本金	30,000USドル
出資比率	当社100％

３．増資の概要

増資額	195,000USドル
増資後の資本金	225,000USドル
払込日	平成26年５月23日
増資後の出資比率	当社100％

当社は、平成26年７月15日開催の取締役会において、設立済の下記子会社に対して増資することを決議し、平成26年８月14日付で増資を実施いたしました。

１．増資の理由

gumi America, Inc.の開発支社としてAustin拠点を設立するための資金を提供するために増資いたしました。

２．子会社の概要

会社名	gumi America, Inc.
代表者	川本　寛之
所在地	米国　カリフォルニア州　サンフランシスコ市
設立年月日	平成24年４月６日
事業内容	マーケティング事業及びモバイルオンラインゲーム開発事業
増資前の資本金	225,000USドル
出資比率	当社100％

３．増資の概要

増資額	300,000USドル
増資後の資本金	525,000USドル
払込日	平成26年８月14日
増資後の出資比率	当社100％

当社は、平成26年９月25日開催の取締役会において、設立済の下記子会社に対して増資することを決議し、平成26年10月16日付で増資を実施いたしました。

１．増資の理由

株式会社gumi venturesからの出資を通じて、当社事業とのシナジー効果を見越してスマートフォン関連企業に投資するために増資いたしました。

２．子会社の概要

会社名	株式会社gumi ventures
代表者	川本　寛之
所在地	東京都新宿区
設立年月日	平成24年６月28日
事業内容	投資ファンドの運営
増資前の資本金	105,000千円
増資前の資本準備金	105,000千円
出資比率	当社100％

３．増資の概要

増資額	200,000千円

増資後の資本金	205,000千円
増資後の資本準備金	205,000千円
払込日	平成26年10月16日
増資後の出資比率	当社100％

当社は、平成26年11月４日開催の取締役会において、設立済の下記子会社に対して増資することを決議し、平成26年11月５日付で増資を実施いたしました。

１．増資の理由

株式会社gumi venturesからの出資を通じて、当社事業とのシナジー効果を見越してスマートフォン関連企業に投資するために増資いたしました。

２．子会社の概要

会社名	株式会社gumi ventures
代表者	川本　寛之
所在地	東京都新宿区
設立年月日	平成24年６月28日
事業内容	投資ファンドの運営
増資前の資本金	205,000千円
増資前の資本準備金	205,000千円
出資比率	当社100％

３．増資の概要

増資額	300,000千円
増資後の資本金	355,000千円
増資後の資本準備金	355,000千円
払込日	平成26年11月５日
増資後の出資比率	当社100％

（Ａ種優先株式の普通株式への転換並びに自己株式（Ａ種優先株式）の消却）

当社が発行するＡ種優先株式の全てについて、Ａ種優先株主の取得請求権行使により、平成26年７月14日付にて普通株式へ転換いたしました。また、平成26年７月15日開催の取締役会において、取得した全ての自己株式（Ａ種優先株式）について、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、同日付で実施いたしました。

優先株式の普通株式への転換状況

(1) 転換株式数

Ａ種優先株式　3,850株

(2) 転換により増加した普通株式数　3,850株

(3) 増加後の発行済普通株式数　49,439株

（株式分割）

当社は、平成26年７月15日開催の取締役会決議に基づき、平成26年８月１日付をもって株式分割を行っております。また平成26年７月31日開催の株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

１　株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の確保と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、１単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

２　株式分割の概要

(1) 分割により増加した株式数

普通株式　24,670,061株

(2) 分割方法

平成26年８月１日付をもって、平成26年７月31日の株主名簿に記載又は記録された所有株式数を普通株式１株につき500株の割合をもって分割いたしました。

なお、１株当たり情報に及ぼす影響は、（１株当たり情報）に反映されております。

３　単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(資本・業務提携)

当社は、平成26年７月31日開催の取締役会において、LINE株式会社との資本・業務提携を行うことを決議し、同日、「投資契約に関する基本合意書」及び「資本業務提携契約書」を締結いたしました。その後、平成26年８月15日開催の取締役会において、LINE株式会社との投資契約の締結を決議し、同日、「投資契約」を締結いたしました。

１　資本・業務提携の目的

国内・海外事業の更なる展開強化による、パブリッシュ事業に次ぐ当社グループの安定的な収益基盤の構築に向けて、LINE株式会社が抱えるユーザー基盤を活用したリアルグラフプラットフォーム向けのゲーム開発・提供事業を強化することを目的としております。

２　資本・業務提携の内容等

(1) 資本提携の内容

発行形態　：新株発行による第三者割当増資
割当先　　：LINE株式会社
株式の種類：普通株式
発行株式数：4,890株（８月１日付の１：500の株式分割考慮後で2,445,000株）
発行価額　：681千円（８月１日付の１：500の株式分割考慮後で1,362円）
払込総額　：3,330,090千円
払込期日　：平成26年９月24日

(2) 業務提携の内容

両社で合意した業務提携の概要は以下のとおりです。

LINE向け専門ゲームの共同開発
gumiオリジナルゲームのLINEプラットフォームへの提供
海外への共同展開

３　資本・業務提携する会社の名称及び事業の内容等

(1) 名称	LINE株式会社
(2) 所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　森川　亮
(4) 資本金	12,596,190千円
(5) 事業の内容	無料通話・無料メールアプリ「LINE」、キュレーションプラットフォーム「NAVERまとめ」、総合ニュースサイト「livedoor　ニュース」、国内最大級のブログサービス「livedoor Blog」などの開発・運営

(重要な子会社の設立)

当社は、平成26年８月15日開催の取締役会において、下記のとおり子会社の設立を決定いたしました。

１．設立の目的

当社では、地産地消のモバイルオンラインゲームを製作するため、北米向けのゲームコンテンツを開発する拠点としてカナダに会社を設立することといたしました。

２．子会社の概要

会社名	gumi Canada,Inc.
代表者	大野木　勝
所在地	カナダ　ブリティッシュコロンビア州　バンクーバー市
設立年月日	平成26年８月13日
事業内容	モバイルオンラインゲーム開発事業
設立時の資本金	―
出資比率	当社100％

３．増資の概要

増資額	300,000CAドル
増資後の資本金	300,000CAドル
払込日	平成26年９月４日
増資後の出資比率	当社100％

当社は、平成26年８月15日開催の取締役会において、下記のとおり子会社の設立を決定いたしました。

１．設立の目的

当社では、地産地消のモバイルオンラインゲームを製作するため、北欧向けのゲームコンテンツを開発する拠点としてスウェーデンに会社を設立することといたしました。

２．子会社の概要

会社名	gumi Sweden AB
代表者	國光　宏尚
所在地	スウェーデン　ストックホルム市
設立年月日	平成26年10月13日
事業内容	モバイルオンラインゲーム開発事業
設立時の資本金	2,000,000スウェーデン・クローナ
出資比率	当社100％

当社は、平成26年９月25日開催の取締役会において、下記のとおり子会社の設立を決定いたしました。

１．設立の目的

当社では、地産地消のモバイルオンラインゲームを製作するため、ヨーロッパ全域を統括する開発拠点としてドイツに会社を設立することといたしました。

２．子会社の概要

会社名	gumi Germany GmbH
代表者	國光　宏尚
所在地	ドイツ　ベルリン市
設立年月日（予定）	平成26年12月下旬
事業内容	モバイルオンラインゲーム開発事業
設立時の資本金	240,000ユーロ
出資比率	当社100％

当社は、平成26年９月25日の取締役会において、下記のとおり子会社の設立を決定いたしました。

１．設立の目的

当社では、販促及び宣伝効果を高めるため、ゲーム関連のオンライン動画制作を主としたプロモーションサポートを行う会社を設立することといたしました。

２．子会社の概要

会社名	株式会社veacon
代表者	國光　宏尚
所在地	東京都新宿区
設立年月日	平成26年10月20日
事業内容	モバイルオンラインゲーム事業
設立時の資本金	5,000千円
出資比率	当社100％

（新株予約権の発行について）

当社は、平成26年９月５日開催の取締役会において、当社取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

１．第13回新株予約権

新株予約権の数（個）	1,125（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	562,500（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,362（注）２
新株予約権の行使期間	平成26年９月７日～平成36年５月27日（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,362 資本組入額　681
新株予約権の行使の条件	①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。 ②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。 ④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式500株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年９月７日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年９月７日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年９月７日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

４．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新

株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件

現在の発行内容に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項

現在の発行内容に準じて決定する。

２．第14回新株予約権

新株予約権の数（個）	275（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	137,500（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,362（注）２
新株予約権の行使期間	平成26年10月３日～平成36年５月27日（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,362 資本組入額　681
新株予約権の行使の条件	①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。 ②　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ③　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。 ④　その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式500株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

３．当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年10月３日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年10月３日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年10月３日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

４．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、現在の発行内容に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、現在の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件

現在の発行内容に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項

現在の発行内容に準じて決定する。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）
（投資有価証券）		
EpicForce Entertainment Limited.	1,818,182	26,603
計	1,818,182	26,603

【有形固定資産等明細表】

（単位：千円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	85,696	2,000	—	13,306	74,390	28,678
	工具、器具及び備品	44,478	5,416	—	15,999	33,896	35,037
	計	130,175	7,416	—	29,305	108,286	63,716
無形固定資産	のれん	35,157	—	—	35,157	—	93,752
	ソフトウエア	8,945	4,102	—	2,445	10,603	4,752
	その他	366	—	—	40	326	73
	計	44,469	4,102	—	37,642	10,929	98,578

（注）　当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社内装工事に伴う増加	2,000千円
工具、器具及び備品	サーバ増設に伴う増加	5,416千円
ソフトウエア	ゲーム開発用ソフトの取得に伴う増加	4,102千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

（２）【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年５月１日から翌年４月30日まで
定時株主総会	毎年７月
基準日	毎年４月30日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年10月31日 毎年４月30日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）１	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店（注）１
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店
買取手数料	無料　（注）２
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://gu3.co.jp/
株主に対する特典	―

（注）１．当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

２．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３．当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

・会社法第189条第２項各号に掲げる権利

・会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成26年７月14日	－	－	－	グリー株式会社 代表取締役社長 田中　良和	東京都港区六本木六丁目10番１号	特別利害関係者等 （大株主上位10名）	3,850	－	Ａ種優先株式の普通株式への転換（取得請求権の行使）

（注）１．当社は、東京証券取引所への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して２年前の日（平成24年５月１日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第１項第４号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載することとされております。

２．当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

４．平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で、普通株式１株を500株に株式分割を行っております。上記移動株数及び価格（単価）は分割前の移動株数及び価格（単価）を記載しております。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行（処分）年月日	平成25年１月４日	平成25年８月30日	平成25年11月22日
種類	普通株式 （自己株式）	普通株式 （自己株式）	普通株式
発行（処分）数	86株	19株	2,240株
発行（処分）価格	300,000円 （注）４	300,000円 （注）４	357,000円 （注）５
資本組入額	（注）８	（注）８	178,500円
発行（処分）価額の総額	25,800,000円	5,700,000円	799,680,000円
資本組入額の総額	（注）８	（注）８	399,840,000円
発行（処分）方法	第三者割当の方法による自己株式の処分	第三者割当の方法による自己株式の処分	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	－	（注）２	（注）２

項目	株式④	株式⑤	株式⑥
発行（処分）年月日	平成25年12月25日	平成26年６月６日	平成26年７月４日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行（処分）数	3,069株	5,678株	2,560株
発行（処分）価格	357,000円 （注）５	607,000円 （注）５	607,000円 （注）５
資本組入額	178,500円	303,500円	303,500円
発行（処分）価額の総額	1,095,633,000円	3,446,546,000円	1,553,920,000円
資本組入額の総額	547,816,500円	1,723,273,000円	776,960,000円
発行（処分）方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	（注）２	（注）２	（注）２

項目	株式⑦
発行（処分）年月日	平成26年９月24日
種類	普通株式
発行（処分）数	2,445,000株
発行（処分）価格	1,362円 （注）５
資本組入額	681円
発行（処分）価額の総額	3,330,090,000円
資本組入額の総額	1,665,045,000円
発行（処分）方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	（注）２

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行（処分）年月日	平成24年６月20日	平成24年７月20日	平成25年８月27日
種類	第７回新株予約権 （ストック・オプション）	第８回新株予約権 （ストック・オプション）	第９回新株予約権 （ストック・オプション）
発行（処分）数	普通株式　30株 （注）10	普通株式　180株	普通株式　855株
発行（処分）価格	１株につき300,000円 （注）６	１株につき300,000円 （注）６	１株につき300,000円 （注）６
資本組入額	150,000円	150,000円	150,000円
発行（処分）価額の総額	9,000,000円	54,000,000円	256,500,000円
資本組入額の総額	4,500,000円	27,000,000円	128,250,000円
発行（処分）方法	平成24年３月15日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成24年３月15日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成25年４月30日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	－	－	（注）３

項目	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行（処分）年月日	平成25年10月17日	平成26年２月20日	平成26年３月26日
種類	第10回新株予約権 （ストック・オプション）	第11回新株予約権 （ストック・オプション）	第12回新株予約権 （ストック・オプション）
発行（処分）数	普通株式　81株	普通株式　490株	普通株式　60株
発行（処分）価格	１株につき300,000円 （注）６	１株につき357,000円 （注）６	１株につき357,000円 （注）６
資本組入額	150,000円	178,500円	178,500円
発行（処分）価額の総額	24,300,000円	174,930,000円	21,420,000円
資本組入額の総額	12,150,000円	87,465,000円	10,710,000円
発行（処分）方法	平成25年４月30日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成25年11月20日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成25年12月19日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）３	（注）３	（注）３

項目	新株予約権⑦	新株予約権⑧
発行（処分）年月日	平成26年９月６日	平成26年10月２日
種類	第13回新株予約権 （ストック・オプション）	第14回新株予約権 （ストック・オプション）
発行（処分）数	普通株式　562,500株	普通株式　137,500株
発行（処分）価格	１株につき1,362円 （注）６	１株につき1,362円 （注）６
資本組入額	681円	681円
発行（処分）価額の総額	766,125,000円	187,275,000円
資本組入額の総額	383,062,500円	93,637,500円
発行（処分）方法	平成26年５月27日開催の当社臨時株主総会及び平成26年９月５日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成26年５月27日開催の当社臨時株主総会及び平成26年９月５日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）３	（注）３

（注）１．第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 新規上場申請者が、前２項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成26年４月30日であります。

２．同取引所の定める同施行規則第255条第１項第１号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当を受けた日から上場日以後６ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

３．同取引所の定める同施行規則第259条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

４．株式の処分価格は、ＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）及び類似会社比準方式等により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定した価格であります。

５．発行価格は、ＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）及び類似会社比準方式等により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

６．株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、ＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）及び類似会社比準方式等により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

７．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	１株につき300,000円	１株につき300,000円	１株につき300,000円
行使期間	平成24年６月21日から 平成34年３月15日まで （注）11	平成24年７月21日から 平成34年３月15日まで （注）12	平成25年８月28日から 平成35年４月30日まで （注）13
行使の条件	新株予約権の行使に係る行使の条件に関する事項は次のとおりであります。 １．新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。 ２．新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ３．新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。 ４．その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	「第二部　企業情報　第４提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部　企業情報　第４提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	１株につき300,000円	１株につき357,000円	１株につき357,000円
行使期間	平成25年10月18日から 平成35年４月30日まで （注）14	平成26年２月21日から 平成35年11月20日まで （注）15	平成26年３月27日から 平成35年12月19日まで （注）16
行使の条件	「第二部　企業情報　第４提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部　企業情報　第４提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部　企業情報　第４提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑦	新株予約権⑧
行使時の払込金額	１株につき1,362円	１株につき1,362円
行使期間	平成26年９月７日から 平成36年５月27日まで （注）17	平成26年10月３日から 平成36年５月27日まで （注）18
行使の条件	「第二部　企業情報　第４提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部　企業情報　第４提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

８．自己株式の処分のため、資本組入額はありません。

９．平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。当該株式分割前の発行にかかる発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は、分割前の数値を記載しております。

10. 割当対象者（１名）の退職による権利喪失があったため、全株消去（消却）しております。

11. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過する日まで、権利を行使することができないものとする。

12. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成26年７月21日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとする。ただし、うち１名については、株式上場日後６ヶ月を経過する日以降かつ子会社の業況に関する条件を満たした場合に限り権利を行使できるものとする。

13. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成27年８月28日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成27年８月28日以降に付与された権利の内の３分の２、平成28年８月28日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

14. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過する日まで、権利を行使することができないものとし、加えて平成26年４月１日、平成27年４月１日、平成28年４月１日以降にそれぞれ付与された権利の内の３分の１を行使できるものとする。

15. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年２月21日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年２月21日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年２月21日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

16. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年３月27日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年

３月27日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年３月27日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

17. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年９月７日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年９月７日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年９月７日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

18. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後６ヶ月を経過した日又は平成28年10月３日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて平成28年10月３日以降に付与された権利の内の３分の２、平成29年10月３日以降に残り３分の１を行使できるものとする。

２【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
川本　寛之	東京都中央区	会社役員	50	15,000,000 (300,000)	特別利害関係者等 （当社取締役）
今泉　潤	東京都品川区	会社役員	10	3,000,000 (300,000)	特別利害関係者等 （当社子会社取締役） 当社従業員
梅田　裕一	埼玉県所沢市	会社役員	10	3,000,000 (300,000)	特別利害関係者等 （当社監査役）
貝谷　實榮	山梨県甲州市	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社従業員
鞍掛　法道	東京都三鷹市	会社役員	5	1,500,000 (300,000)	特別利害関係者等 （当社取締役）
三川　剛	東京都世田谷区	会社役員	5	1,500,000 (300,000)	特別利害関係者等 （当社取締役）
田村　祐樹	東京都中野区	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員

（注）　平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。上記割当株数及び価格（単価）は分割前の割当株数及び価格（単価）を記載しております。

株式②

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
三川　剛	東京都世田谷区	会社役員	19	5,700,000 (300,000)	特別利害関係者等 （当社取締役）

（注）　平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。上記割当株数及び価格（単価）は分割前の割当株数及び価格（単価）を記載しております。

株式③

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
株式会社アイスタイル 代表取締役社長　吉松　徹郎 資本金　1,531百万円	東京都港区赤坂一丁目12番32号	情報・通信業	980	349,860,000 (357,000)	―
B Dash Fund　１号投資事業有限責任組合 無限責任組合員　B Dash Ventures株式会社 代表取締役社長　渡辺　洋行 資本金　５百万円	東京都港区虎ノ門五丁目11番２号	投資事業組合	560	199,920,000 (357,000)	―
木村　新司	東京都港区	会社役員	280	99,960,000 (357,000)	―
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合 無限責任組合員　イーストベンチャーズ株式会社 代表取締役 松山　太河、 衛藤　バタラ 資本金　50万円	東京都港区六本木四丁目11番４号	投資事業組合	280	99,960,000 (357,000)	―
DBJキャピタル２号投資事業有限責任組合 無限責任組合員　DBJキャピタル株式会社 代表取締役 鹿島　文行 資本金　99百万円	東京都千代田区大手町二丁目６番２号	投資事業組合	140	49,980,000 (357,000)	―

（注）１．平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。上記割当株数及び価格（単価）は分割前の割当株数及び価格（単価）を記載しております。
２．DBJキャピタル２号投資事業有限責任組合は、平成26年８月27日付でDBJキャピタル投資事業有限責任組合に吸収合併されております。

株式④

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
株式会社フジ・メディア・ホールディングス 代表取締役会長 日枝　久 資本金　146,200百万円	東京都港区台場二丁目４番８号	情報・通信業	2,802	1,000,314,000 (357,000)	―
新生企業投資株式会社 代表取締役社長 松原　一平 資本金　50百万円	東京都千代田区大手町一丁目９番７号	投資助言・代理業	267	95,319,000 (357,000)	―

（注）　平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。上記割当株数及び価格（単価）は分割前の割当株数及び価格（単価）を記載しております。

株式⑤

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
WiL Fund Ⅰ,L.P. its General Partner WiL GP I, L.P. Director Gen Isayama Capital: $1,095,920	102 University Ave.,Suite 1A Palo Alto, CA 94301 U.S.A.	投資事業組合	3,292	1,998,244,000 (607,000)	―
株式会社セガネットワークス 代表取締役社長 里見　治紀 資本金　10百万円	東京都港区六本木一丁目６番１号	情報・通信業	1,646	999,122,000 (607,000)	―
ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ　代表取締役 豊貴　伸一 資本金　33,252百万円	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	投資事業組合	740	449,180,000 (607,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名）

（注）　平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。上記割当株数及び価格（単価）は分割前の割当株数及び価格（単価）を記載しております。

株式⑥

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
WiL Fund Ⅰ,L.P. its General Partner WiL GP I, L.P. Director Gen Isayama Capital: $1,095,920	102 University Ave.,Suite 1A Palo Alto, CA 94301 U.S.A.	投資事業組合	866	525,662,000 (607,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名）
B Dash Fund　２号投資事業有限責任組合 無限責任組合員　B Dash Ventures株式会社 代表取締役社長 渡辺　洋行 資本金　５百万円	東京都港区虎ノ門五丁目11番２号	投資事業組合	660	400,620,000 (607,000)	－
新生企業投資株式会社 代表取締役社長 松原　一平 資本金　50百万円	東京都千代田区大手町一丁目９番７号	投資助言・代理業	350	212,450,000 (607,000)	－
グリー株式会社 代表取締役社長 田中　良和 資本金　2,221百万円	東京都港区六本木六丁目10番１号	情報・通信業	270	163,890,000 (607,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名）
木村　新司	東京都港区	会社役員	165	100,155,000 (607,000)	－
三菱UFJキャピタル３号投資事業有限責任組合 無限責任組合員　三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 安藤　啓 資本金　2,950百万円	東京都中央区日本橋一丁目７番17号	投資事業組合	165	100,155,000 (607,000)	－
DBJキャピタル投資事業有限責任組合 無限責任組合員　DBJキャピタル株式会社 代表取締役　鹿島　文行 資本金　99百万円	東京都千代田区大手町二丁目６番２号	投資事業組合	84	50,988,000 (607,000)	－

（注）　平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。上記割当株数及び価格（単価）は分割前の割当株数及び価格（単価）を記載しております。

株式⑦

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
LINE株式会社 代表取締役社長 森川　亮 資本金　12,596百万円	東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号	情報・通信業	2,445,000	3,330,090,000 (1,362)	－

新株予約権①

取得者の権利放棄により全数消却しておりますので記載を省略しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
斉藤　真介	中国上海市	会社員	150	45,000,000 (300,000)	当社従業員
浅見　隼一	東京都東久留米市	会社員	30	9,000,000 (300,000)	当社従業員

（注）　平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。上記割当株数及び価格（単価）は分割前の割当株数及び価格（単価）を記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
川本　寛之	東京都中央区	会社役員	225	67,500,000 (300,000)	特別利害関係者等（当社取締役）
今泉　潤	東京都新宿区	会社役員	225	67,500,000 (300,000)	特別利害関係者等（当社子会社取締役） 当社従業員
早貸　久敏	東京都新宿区	会社員	225	67,500,000 (300,000)	当社従業員
高橋　英士	東京都練馬区	会社員	75	22,500,000 (300,000)	当社従業員
高野　竜維	福岡県福岡市博多区	会社員	75	22,500,000 (300,000)	当社子会社従業員
John Abrehamson	東京都世田谷区	会社員	30	9,000,000 (300,000)	当社従業員

（注）　平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。上記割当株数及び価格（単価）は分割前の割当株数及び価格（単価）を記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
NG MENG WAH	Jalan Angklong, Singapore	会社役員	81	24,300,000 (300,000)	特別利害関係者等（当社子会社取締役）

（注）　平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。上記割当株数及び価格（単価）は分割前の割当株数及び価格（単価）を記載しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
三川　剛	東京都世田谷区	会社役員	225	80,325,000 (357,000)	特別利害関係者等（当社取締役）
大野木　勝	東京都世田谷区	会社役員	110	39,270,000 (357,000)	特別利害関係者等（当社子会社取締役） 当社従業員
本吉　誠	東京都渋谷区	会社員	75	26,775,000 (357,000)	当社従業員
富吉　聰一朗	神奈川県横浜市港南区	会社員	40	14,280,000 (357,000)	当社従業員
中村　貴介	千葉県千葉市美浜区	会社員	30	10,710,000 (357,000)	当社従業員
梅田　裕一	埼玉県所沢市	会社役員	10	3,570,000 (357,000)	特別利害関係者等（当社監査役）

（注）　平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。上記割当株数及び価格（単価）は分割前の割当株数及び価格（単価）を記載しております。

新株予約権⑥

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
Jasun Koo	韓国ソウル市	会社員	30	10,710,000 (357,000)	当社子会社従業員
Aaron Lee	韓国ソウル市	会社員	30	10,710,000 (357,000)	当社子会社従業員

（注）　平成26年７月15日開催の取締役会決議により、平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に株式分割しております。上記割当株数及び価格（単価）は分割前の割当株数及び価格（単価）を記載しております。

新株予約権⑦

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
早貸　久敏	東京都新宿区	会社役員	100,000	136,200,000 (1,362)	特別利害関係者等（当社子会社取締役）
NG MENG WAH	Jalan Angklong, Singapore	会社役員	50,000	68,100,000 (1,362)	特別利害関係者等（当社子会社取締役）
AJ Redmer	Austin, Texas, U.S.A.	会社役員	50,000	68,100,000 (1,362)	特別利害関係者等（当社子会社取締役）
本吉　誠	東京都渋谷区	会社員	37,500	51,075,000 (1,362)	当社従業員
高橋　英士	東京都練馬区	会社役員	37,500	51,075,000 (1,362)	特別利害関係者等（当社子会社取締役）
富吉　聰一朗	神奈川県横浜市港南区	会社員	32,500	44,265,000 (1,362)	当社従業員
川本　寛之	東京都中央区	会社役員	30,000	40,860,000 (1,362)	特別利害関係者等（当社取締役）
三川　剛	東京都世田谷区	会社役員	30,000	40,860,000 (1,362)	特別利害関係者等（当社取締役）
大野木　勝	東京都世田谷区	会社役員	15,000	20,430,000 (1,362)	特別利害関係者等（当社子会社取締役） 当社従業員
杉山　浩	神奈川県川崎市麻生区	会社員	15,000	20,430,000 (1,362)	当社子会社従業員
Ronnie Tan	Bukit Merah View, Singapore	会社員	15,000	20,430,000 (1,362)	当社子会社従業員
Cash Ong	Bedok North Avenue, Singapore	会社員	15,000	20,430,000 (1,362)	当社子会社従業員
Matthieu Burleraux	Paris, France	会社員	15,000	20,430,000 (1,362)	当社子会社従業員
Rongwei Qian	中国上海市	会社員	15,000	20,430,000 (1,362)	当社子会社従業員
McCoy Chen	台湾桃園県桃園市	会社員	15,000	20,430,000 (1,362)	当社子会社従業員
Senta Jakobsen	Färentuna, Sweden	会社員	15,000	20,430,000 (1,362)	当社子会社従業員
西久保　宣紀	東京都新宿区	会社員	7,500	10,215,000 (1,362)	当社従業員
結城　基	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	7,500	10,215,000 (1,362)	当社従業員
羽入田　新	東京都世田谷区	会社員	7,500	10,215,000 (1,362)	当社従業員
福島　道宣	大阪府堺市堺区	会社員	7,500	10,215,000 (1,362)	当社従業員

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
森田　康徳	福岡県福岡市東区	会社員	7,500	10,215,000 (1,362)	当社子会社従業員
髙田　誠	東京都世田谷区	会社員	7,500	10,215,000 (1,362)	当社子会社従業員
木村　将人	埼玉県越谷市	会社員	5,000	6,810,000 (1,362)	当社従業員
坂本　晃一	東京都北区	会社員	5,000	6,810,000 (1,362)	当社従業員
牧江　翔	東京都中野区	会社員	5,000	6,810,000 (1,362)	当社従業員

(注)　退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑧

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
Are Mack Growen	Berline, Germany	会社員	100,000	136,200,000 (1,362)	当社子会社従業員
和智 信治	東京都港区	会社員	37,500	51,075,000 (1,362)	当社従業員

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合（注）１.	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	4,161,000	13.92
グリー株式会社（注）１.	東京都港区六本木六丁目10番１号	3,635,000	12.16
國光　宏尚（注）１．２．５.	東京都港区	3,044,500 (280,000)	10.19 (0.94)
LINE株式会社（注）１.	東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号	2,445,000	8.18
WiL Fund Ⅰ,L.P.（注）１. （常任代理人　株式会社WiL）	102 University Ave.,Suite 1A Palo Alto, CA 94301 U.S.A.	2,079,000	6.96
株式会社フジ・メディア・ホールディングス（注）１.	東京都港区台場二丁目４番８号	1,401,000	4.69
NEXT BIG THING株式会社 （注）１．６	東京都港区芝四丁目16番１号	1,400,000	4.68
DBJキャピタル投資事業有限責任組合（注）１	東京都千代田区大手町二丁目６番２号	978,500	3.27
株式会社セガネットワークス （注）１.	東京都港区六本木一丁目６番１号	823,000	2.75
株式会社新生銀行（注）１.	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号	800,000	2.68
NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	東京都港区赤坂一丁目12番32号	787,500	2.63
ニッセイ・キャピタル４号投資事業有限責任組合	東京都千代田区永田町二丁目４番８号	695,000	2.33
三菱UFJキャピタル３号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋一丁目７番17号	651,500	2.18
エヌ・ブイ・シー・シー五号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目４番１号	490,000	1.64
株式会社アイスタイル	東京都港区赤坂一丁目12番32号	490,000	1.64
川本　寛之（注）３．５	東京都中央区	367,500 (342,500)	1.23 (1.15)
株式会社アットムービー	東京都渋谷区神泉町５番２号	350,000	1.17
B Dash Fund　２号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目11番２号	330,000	1.10
今泉　潤（注）５．７	東京都新宿区	318,000 (313,000)	1.06 (1.05)
新生企業投資株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番７号	308,500	1.03
ngiベンチャーコミュニティ・ファンド２号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷一丁目２番５号	297,500	1.00
B Dash Fund　１号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目11番２号	280,000	0.94
三川　剛（注）３．５	東京都世田谷区	254,500 (242,500)	0.85 (0.81)
NG MENG WAH（注）５. （常任代理人　株式会社gumi）	Jalan Angklong, Singapore	248,000 (195,500)	0.83 (0.65)
NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	237,500	0.79

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
木村　新司	Orchard Boulevard, Singapore	222,500	0.74
早貸　久敏（注）５.	東京都新宿区	212,500 (212,500)	0.71 (0.71)
株式会社アドウェイズ	東京都新宿区西新宿八丁目17番１号	200,000	0.67
佐々木　智之（注）７.	東京都足立区	200,000 (200,000)	0.67 (0.67)
Zynga Game Ireland Limited （常任代理人　株式会社gumi）	25-28 North Wall Quay, Dublin 1, Republic of Ireland	175,000	0.59
山田　進太郎	東京都港区	175,000	0.59
波光　史成	東京都世田谷区	175,000	0.59
アントレプレナー投資事業組合	東京都港区六本木四丁目11番４号	175,000	0.59
吉田　敬	東京都千代田区	175,000	0.59
株式会社コーエーテクモホールディングス	神奈川県横浜市港北区箕輪町一丁目18番12号	165,000	0.55
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	東京都港区六本木四丁目11番４号	140,000	0.47
田村　祐樹（注）７.	東京都中野区	100,500 (100,000)	0.34 (0.33)
Are Mack Growen（注）８.	Berline, Germany	100,000 (100,000)	0.33 (0.33)
大野木　勝（注）５.７	東京都世田谷区	90,000 (90,000)	0.30 (0.30)
斉藤　真介（注）５.	中国上海市	75,000 (75,000)	0.25 (0.25)
高橋　英士（注）５.	東京都練馬区	75,000 (75,000)	0.25 (0.25)
本吉　誠（注）７.	東京都渋谷区	75,000 (75,000)	0.25 (0.25)
堀内　康弘	東京都大田区	52,500	0.18
富吉　聰一朗（注）７.	神奈川県横浜市港南区	52,500 (52,500)	0.18 (0.18)
AJ Redmer（注）５.	Austin, Texas, U.S.A.	50,000 (50,000)	0.17 (0.17)
和智　信治（注）７.	東京都港区	37,500 (37,500)	0.13 (0.13)
高野　竜維（注）８.	福岡県福岡市博多区	37,500 (37,500)	0.13 (0.13)
中村　貴介（注）７.	千葉県浦安市	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
Jasun Koo（注）８.	韓国ソウル市	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
Aaron Lee（注）８.	韓国ソウル市	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
John Abrehamson（注）７.	東京都世田谷区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
浅見　隼一（注）７.	東京都東久留米市	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
杉山　浩（注）８.	神奈川県川崎市麻生区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
Ronnie Tan（注）８.	Bukit Merah View, Singapore	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
Cash Ong（注）８.	Bedok North Avenue, Singapore	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
Matthieu Burleraux（注）８.	Paris, France	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
Rongwei Qian（注）８.	中国上海市	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
McCoy Chen（注）８.	台湾桃園県桃園市	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
Senta Jakobsen（注）５.	Färentuna, Sweden	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
梅田　裕一（注）４.	埼玉県所沢市	10,000 (5,000)	0.03 (0.02)
西久保　宣紀（注）７.	東京都新宿区	7,500 (7,500)	0.03 (0.03)
結城　基（注）７.	神奈川県横浜市神奈川区	7,500 (7,500)	0.03 (0.03)
福島　道宣（注）７.	大阪府堺市堺区	7,500 (7,500)	0.03 (0.03)
羽入田　新（注）７.	東京都世田谷区	7,500 (7,500)	0.03 (0.03)
森田　康徳（注）８.	福岡県福岡市東区	7,500 (7,500)	0.03 (0.03)
髙田　誠（注）８.	東京都世田谷区	7,500 (7,500)	0.03 (0.03)
木村　将人（注）７.	埼玉県越谷市	5,000 (5,000)	0.02 (0.02)
坂本　晃一（注）７.	東京都北区	5,000 (5,000)	0.02 (0.02)
牧江　翔（注）７.	東京都中野区	5,000 (5,000)	0.02 (0.02)
貝谷　實榮	山梨県甲州市	2,500	0.01
鞍掛　法道	東京都三鷹市	2,500	0.01
計	－	29,888,000 (2,723,500)	100.00 (9.11)

（注）１．特別利害関係者等（大株主上位10名）
２．特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
３．特別利害関係者等（当社取締役）
４．特別利害関係者等（当社監査役）
５．特別利害関係者等（当社子会社役員）
６．特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
７．当社従業員
８．当社子会社従業員
９．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
10．（　）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成26年11月10日

株式会社ｇｕｍｉ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百井　俊次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長南　伸明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ｇｕｍｉの平成24年５月１日から平成25年４月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ｇｕｍｉ及び連結子会社の平成25年４月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年11月10日

株式会社ｇｕｍｉ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百井　俊次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長南　伸明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ｇｕｍｉの平成25年５月１日から平成26年４月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ｇｕｍｉ及び連結子会社の平成26年４月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
１．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年５月27日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行を決議し、平成26年６月６日に払込が完了している。
２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年６月30日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行を決議し、平成26年７月４日に払込が完了している。
３．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年７月31日開催の取締役会において、ＬＩＮＥ株式会社との間で、資本・業務提携を行うことを決議し、同日、投資契約に関する基本合意書及び資本業務提携契約書を締結している。
４．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年９月５日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行を決議し、平成26年９月24日に払込が完了している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月10日

株式会社ｇｕｍｉ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百井　俊次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長南　伸明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ｇｕｍｉの平成26年５月１日から平成27年４月30日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成26年５月１日から平成26年７月31日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成26年５月１日から平成26年７月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ｇｕｍｉ及び連結子会社の平成26年７月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年９月５日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行を決議し、平成26年９月24日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年11月10日

株式会社ｇｕｍｉ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百井　俊次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長南　伸明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ｇｕｍｉの平成24年５月１日から平成25年４月30日までの第６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ｇｕｍｉの平成25年４月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年11月10日

株式会社ｇｕｍｉ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百井　俊次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長南　伸明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ｇｕｍｉの平成25年５月１日から平成26年４月30日までの第７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ｇｕｍｉの平成26年４月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
１．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年５月27日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行を決議し、平成26年６月６日に払込が完了している。
２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年６月30日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行を決議し、平成26年７月４日に払込が完了している。
３．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年７月31日開催の取締役会において、ＬＩＮＥ株式会社との間で、資本・業務提携を行うことを決議し、同日、投資契約に関する基本合意書及び資本業務提携契約書を締結している。
４．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年９月５日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行を決議し、平成26年９月24日に払込が完了している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

株式会社プロネクサス　印刷